別添１

工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
東京国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事
工事地名	東京都大田区羽田空港三丁目地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 7月	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
２）	事務所名	東京国道事務所　施設管理課	１４）	単価適用年月	製作：2026年 9月　　据付：2026年 9月
３）	工事番号	2026070001	１５）	歩掛適用年月	製作：2026年 9月　　据付：2026年 9月
４）	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	１６）	前請負工事費	0
５）	変更回数	0回	１７）	前 契 約 額	0
６）	主 工 種	トンネル非常用施設	１８）	随 意 契 約 額	0
７）	工 事 量	一式	１９）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	394日間　自　令和 8年10月 1日	２０）	工場管理費対象額	
		（当初）　至　令和 9年10月29日	２１）	共通仮設費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２２）	現場管理費対象額	
９）	施 工 県	製作：東京都　据付：東京都	２３）	一般管理費等対象額	
１０）	地　　区	製作：東京１７区　据付：東京１７区	２４）	処 分 費 等	121,860
１１）	河川・路線	一般国道３５７号	２５）	公 告 日	令和 8年 7月 8日
１２）	設 計 年 月	令和 8年 9月	２６）	入 札 締 切 日	年 月 日

トンネル非常用設備	消火栓更新	１式
	屋外給水送水口更新	１式
	送水配管敷設	１式
	舗装工	１式

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　（当　初）	事業区分	機械設備
		工事区分	トンネル非常用施設

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
製作工		式	1		15,672,000			
ﾄﾝﾈﾙ非常用施設製作		式	1		15,672,000			
消火設備		式	1		15,672,000			
消火栓	B形、前傾扉式、ホース内巻式 押釦通報装置付	台	8	1,850,000	14,800,000			単-1号
屋外給水栓送水口	一体型、壁埋込式　ポンプ起動押釦含む	台	1	872,000	872,000			単-2号
純製作費		式	1		15,672,000			
製作原価		式	1		15,672,000			
据付工		式	1		157,236,857			
ﾄﾝﾈﾙ非常用施設輸送工		式	1		36,000			
輸送工		式	1		36,000			
ﾄﾝﾈﾙ非常用施設輸送		式	1		36,000			内-1号
ﾄﾝﾈﾙ非常用施設据付		式	1		149,090,357			

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　（当　初）	事業区分	機械設備
		工事区分	トンネル非常用施設

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ﾄﾝﾈﾙ非常用施設据付工		式	1		144,670,949			
トンネル内泡消火栓撤去		台	8	197,057	1,576,456			単-3号
トンネル内消火栓据付		台	8	117,308	938,464			単-4号
屋外給水栓送水口 撤去・据付		台	1	375,958	375,958			単-5号
配管敷設・撤去 ポンプ室廻り		式	1		2,964,748			内-2号
配管敷設 起点側坑口廻り 地中埋設		式	1		7,777,079			内-3号
配管敷設・撤去 起点側坑口廻り 屋外		式	1		27,777,925			内-4号
配管敷設・撤去 屋外給水栓送水口廻り		式	1		5,607,286			内-5号
配管敷設 トンネル内		式	1		82,818,269			内-6号
配管敷設 消火栓廻り		台分	8	1,821,298	14,570,384			単-6号
電線類布設		式	1		264,380			内-7号
作業土工		式	1		630,758			

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　（当　初）	事業区分	機械設備
		工事区分	トンネル非常用施設

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り(掘削)	土砂	m3	3	1,774	5,322			単-7号
床掘り	土砂	m3	34	3,309	112,506			単-8号
埋戻し	土砂 再利用	m3	22	6,260	137,720			単-9号
埋戻し	土砂 クッション用	m3	5	9,934	49,670			単-10号
埋設表示シート敷設		m	105	398	41,790			単-11号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	25	11,350	283,750			単-12号
ｺﾝｸﾘｰﾄ工		式	1		83,036			
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 7.5cmを超え12.5cm以下	m2	1	1,346	1,346			単-13号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉)	m3	1	41,870	41,870			単-14号
型枠	一般型枠	m2	4	9,955	39,820			単-15号
舗装工		式	1		587,579			
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 300ｍｍ	m2	7	1,436	10,052			単-16号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　（当　初）	事業区分	機械設備
		工事区分	トンネル非常用施設

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2	53	1,262	66,886			単-17号
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2	7	691	4,837			単-18号
上層路盤(車道・路肩部)	瀝青安定処理材(30) 仕上り厚 100ｍｍ	m2	7	6,755	47,285			単-19号
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	7	3,773	26,411			単-20号
基層(車道・路肩部)	改質As 粗粒II型(20)DS5000 舗装厚 50ｍｍ 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	7	2,163	15,141			単-21号
表層(車道・路肩部)	改質As 密粒II型(20)DS3000 舗装厚 50ｍｍ 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	7	2,161	15,127			単-22号
特殊ブロック設置工 歩道部		式	1		401,840			内-8号
縁石工		式	1		11,030			
路側工 (取外し)		m	1	2,337	2,337			単-23号
路側工 (据付)		m	1	8,693	8,693			単-24号
防護柵工		式	1		9,308			

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　（当　初）	事業区分	機械設備
		工事区分	トンネル非常用施設

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
防護柵撤去工		m	4	1,018	4,072			単-25号
防護柵設置工		m	4	1,309	5,236			単-26号
区画線工		式	1		582			
溶融式区画線		m	1	582	582			単-27号
撤去工		式	1		136,079			
殻運搬 アスファルト	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	2	14,750	29,500			単-28号
殻処分 アスファルト	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	2	17,625	35,250			単-29号
殻運搬 コンクリート	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	2	10,930	21,860			単-30号
殻処分 コンクリート	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	2	17,625	35,250			単-31号
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m	12	993	11,916			単-32号
舗装版破砕（小規模土工）		m2	7	329	2,303			単-33号
内装板撤去工		式	1		2,961,036			

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　（当　初）	事業区分	機械設備
		工事区分	トンネル非常用施設

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
内装板撤去 トンネル内		m2	650	4,555.44	2,961,036			単-34号
仮設工		式	1		8,110,500			
交通管理工		式	1		8,110,500			
交通誘導警備員	昼間作業	式	1		7,816,500			内-9号
交通誘導警備員	夜間作業	式	1		294,000			内-10号
共通仮設費		式	1		19,607,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		19,607,000			
純工事費		式	1		176,843,857			
現場管理費		式	1		34,732,000			
据付間接費		式	1		1,585,000			
据付工事原価		式	1		213,160,857			
設計技術費		式	1		3,933,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　（当　初）	事業区分	機械設備
		工事区分	トンネル非常用施設

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事原価		式	1		232,765,857			
一般管理費等		式	1		52,114,143			
工事価格		式	1		284,880,000			
消費税相当額		式	1		28,488,000			
工事費計		式	1		313,368,000			

一式当たり内訳書

ﾄﾝﾈﾙ非常用施設輸送

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
修繕工事輸送費（消火設備（消火栓））	1.5t 24.2km	式	1		36,000			
合　計					36,000			

一式当たり内訳書

配管敷設・撤去

第　2号内訳書　　ポンプ室廻り

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
配管工		人	5.6	30,100	168,560			
ダクト工		人	6.1	30,100	183,610			
保温工		人	2.6	28,600	74,360			
諸雑費（率） 11.5%		式	1		49,050			
仕切弁	150A フランジ 10K ライニング	台	1	77,600	77,600			
仕切弁	100A フランジ 10K ライニング	台	1	40,800	40,800			
フレキシブルジョイント	100A×800L フランジ 10K　ステンレス	台	1	16,400	16,400			
加工管Pk1		本	1	250,000	250,000			
加工管Pk2		本	1	299,000	299,000			
加工管Pk3		本	1	203,000	203,000			
加工管Pk4		本	1	177,000	177,000			
加工管Pk5		本	1	126,000	126,000			

一式当たり内訳書

配管敷設・撤去
第　2号内訳書　　ポンプ室廻り

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
加工管Pk6		本	2	125,000	250,000			
加工管Pk7		本	1	230,000	230,000			
加工管Pk8		本	1	178,000	178,000			
加工管Pk9		本	1	143,000	143,000			
フランジボルトナット	M16×70L 100A(10K)用	本	64	1,880	120,320			
フランジボルトナット	M20×80L 150A(10K)用	本	48	2,870	137,760			
支持金物PS-Pk1		組	3	33,495	100,485			
支持金物PS-Pk2		組	3	33,981	101,943			
配管保温材	150A PF25mm ステンレス鋼板	m	3	2,650	7,950			
配管保温材	100A PF25mm ステンレス鋼板	m	6	2,030	12,180			
弁類保温材	150A PF ステンレス鋼板	箇所	1	7,230	7,230			
弁類保温材	100A PF ステンレス鋼板	箇所	2	5,250	10,500			

一式当たり内訳書

配管敷設・撤去

第　2号内訳書　　ポンプ室廻り

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
合　計					2,964,748			

一式当たり内訳書

配管敷設
第　3号内訳書　　起点側坑口廻り
地中埋設

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
配管敷設		m	108	50,788.33	5,485,139			
繊維補強ポリエチレン管	W100×10000L 1.37MPa	本	9	190,000	1,710,000			
繊維補強ポリエチレン管	W100×7473L 1.37MPa	本	1	142,000	142,000			
繊維補強ポリエチレン管	W100×5000L 1.37MPa	本	2	95,400	190,800			
繊維補強ポリエチレン管	W100×1900L 1.37MPa	本	1	36,200	36,200			
繊維補強ポリエチレン管	W100×913L 1.37MPa	本	1	19,000	19,000			
EFソケット	W100 1.37MPa	個	13	6,780	88,140			
EFエルボ90°	W100 1.37MPa	個	1	29,400	29,400			
EFエルボ45°	W100 1.37MPa	個	1	25,600	25,600			
EFフランジ端末継手	W100 1.37MPa 10K	個	2	25,400	50,800			
合　計					7,777,079			

一式当たり内訳書

配管敷設・撤去
第　4号内訳書　　起点側坑口廻り
屋外

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
配管工		人	80.91	30,100	2,435,391			
ダクト工		人	132.33	30,100	3,983,133			
保温工		人	53.85	28,600	1,540,110			
トラック運転	ｸﾚｰﾝ装置付　ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積　吊能力2.9t	日	8	48,860	390,880			
高所作業車運転	ﾄﾗｯｸ架装・垂直昇降・ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ型	日	9	66,620	599,580			
仕切弁	20A 捻子込 10K	台	1	7,140	7,140			
仕切弁	20A 捻子込 16K	台	1	27,800	27,800			
仕切弁	50A 捻子込 16K	台	1	65,300	65,300			
空気抜弁	20A 捻子込 10K	台	1	11,400	11,400			
空気抜弁	20A 捻子込 16K	台	1	83,700	83,700			
安全弁	50A フランジ 16K	台	1	187,000	187,000			
フレキシブルジョイント	100A×800L フランジ 16K　ステンレス	台	1	135,000	135,000			

一式当たり内訳書

配管敷設・撤去
第　4号内訳書　　起点側坑口廻り
屋外

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
加工管Ks1		本	1	226,000	226,000			
加工管Ks2		本	1	231,000	231,000			
加工管Ks3		本	41	230,000	9,430,000			
加工管Ks4		本	1	230,000	230,000			
加工管Ks5		本	2	125,000	250,000			
加工管Ks6		本	1	156,000	156,000			
加工管Ks7		本	1	188,000	188,000			
加工管Ks8		本	1	345,000	345,000			
加工管Ks9		本	1	340,000	340,000			
加工管Ks10		本	2	269,000	538,000			
加工管Ks11		本	1	340,000	340,000			
加工管Ks12		本	1	340,000	340,000			

一式当たり内訳書

配管敷設・撤去
第　4号内訳書　　起点側坑口廻り
屋外

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
加工管Ks13		本	1	606,000	606,000			
加工管Ks14		本	1	72,200	72,200			
加工管Ks15		本	1	189,000	189,000			
加工管Ks16		本	1	340,000	340,000			
加工管Ks17		本	1	345,000	345,000			
加工管Ks18		本	1	340,000	340,000			
加工管Ks19		本	1	189,000	189,000			
加工管Ks20		本	1	188,000	188,000			
加工管Ks21		本	1	234,000	234,000			
加工管Ks22		本	1	340,000	340,000			
加工管Ks23		本	1	115,000	115,000			
加工管Ks24		本	3	72,200	216,600			

一式当たり内訳書

配管敷設・撤去
第　4号内訳書　　起点側坑口廻り
屋外

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
加工管Ks25		本	4	36,800	147,200			
加工管Ks26		本	1	46,000	46,000			
加工管Ks27		本	1	46,000	46,000			
ニップル	20A 捻子込 管端防食	個	2	346	692			
ニップル	20A 捻子込 ライニング	個	2	207	414			
ニップル	50A 捻子込 ライニング	個	1	663	663			
プラグ	20A 捻子込 管端防食	個	1	304	304			
ニップル	10A 捻子込 白	個	2	132	264			
エルボ90°	15A 捻子込 白	個	2	81	162			
エルボ90°	50A 捻子込 白	個	1	620	620			
径違いエルボ	15A×10A 捻子込 白	個	2	248	496			
20K継手　相フランジ	50A 捻子込 JIS20K 白	枚	1	1,490	1,490			

一式当たり内訳書

配管敷設・撤去
第　4号内訳書　　起点側坑口廻り
屋外

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
フランジボルトナット	M16×60L 50A(16K)用	本	8	2,400	19,200			
フランジボルトナット	M16×60L 50A(20K)用	本	8	2,470	19,760			
フランジボルトナット	M16×70L 100A(10K)用	本	40	1,880	75,200			
フランジボルトナット	M20×80L 100A(16K)用	本	168	2,590	435,120			
フランジボルトナット	M16×100L 端末継手W100(10KF)用	本	16	1,880	30,080			
ハウジングジョイント	100A カラー無	個	43	5,120	220,160			
支持金物Ps-K1		組	90	6,581	592,290			
支持金物Ps-K2		組	5	14,381	71,905			
支持金物Ps-K3		組	1	48,881	48,881			
配管保温材	100A PF25mm ステンレス鋼板	m	191	2,030	387,730			
配管保温材	50A PF20mm ステンレス鋼板	m	1	1,310	1,310			
配管保温材	20A PF20mm ステンレス鋼板	m	1	920	920			

一式当たり内訳書

配管敷設・撤去
第　4号内訳書　　起点側坑口廻り
屋外

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
弁類保温材	100A PF ステンレス鋼	箇所	1	5,250	5,250			
弁類保温材	50A PF ステンレス鋼	箇所	1	3,820	3,820			
弁類保温材	20A PF ステンレス鋼	箇所	2	3,820	7,640			
フランジ保温材	100A PF ステンレス鋼	箇所	23	5,250	120,750			
ハウジング保温材	100A PF ステンレス鋼	箇所	43	5,250	225,750			
EFソケット保温材	100A PF ステンレス鋼	箇所	1	6,310	6,310			
端末継手保温材	100A PF ステンレス鋼	箇所	1	6,310	6,310			
合　計					27,777,925			

一式当たり内訳書

配管敷設・撤去

第　5号内訳書　　屋外給水栓送水口廻り

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
配管工		人	9.8	30,100	294,980			
ダクト工		人	12.3	30,100	370,230			
保温工		人	5.3	28,600	151,580			
諸雑費（率） 28.5%		式	1		232,785			
逆止弁	ウエハ形 100A 20K ステンレス	台	1	197,000	197,000			
バタフライ弁	ウエハ形 100A 16K	台	2	50,600	101,200			
フレキシブルジョイント	100A×800L フランジ 16K	台	1	135,000	135,000			
加工管Qs1		本	1	345,000	345,000			
加工管Qs2		本	2	230,000	460,000			
加工管Qs3		本	1	234,000	234,000			
加工管Qs4		本	2	188,000	376,000			
加工管Qs5		本	1	234,000	234,000			

一式当たり内訳書

配管敷設・撤去

第　5号内訳書　　屋外給水栓送水口廻り

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
加工管Qs6		本	1	269,000	269,000			
加工管Qs7		本	1	234,000	234,000			
加工管Qs8		本	2	340,000	680,000			
加工管Qs9		本	1	340,000	340,000			
加工管Qs10		本	1	189,000	189,000			
加工管Qs11		本	1	234,000	234,000			
ハウジングジョイント	100A カラー無	個	3	5,120	15,360			
フランジボルトナット	M20×80L 100A(16K)用	本	88	2,590	227,920			
フランジボルトナット	M20×130L バタ弁100A(16K)用	本	16	2,590	41,440			
フランジボルトナット	M20×150L 逆止弁100A(20K)用	本	8	2,650	21,200			
支持金物Ps-Q1		組	7	13,081	91,567			
支持金物Ps-Q2		組	1	19,381	19,381			

一式当たり内訳書

配管敷設・撤去

第　5号内訳書　　屋外給水栓送水口廻り

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
支持金物Ps-Q3		組	1	16,781	16,781			
支持金物Ps-Q4		組	2	11,881	23,762			
配管保温材	100A PF25mm ステンレス鋼板	m	20	2,030	40,600			
弁類保温材	100A PF ステンレス鋼	箇所	6	5,250	31,500			
合　計					5,607,286			

一式当たり内訳書

配管敷設
第　6号内訳書　　トンネル内

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
配管工		人	244.91	30,100	7,371,791			
トラック運転	ｸﾚｰﾝ装置付　ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積　吊能力2.9t	日	25	48,860	1,221,500			
高所作業車運転	ﾄﾗｯｸ架装・垂直昇降・ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ型	日	25	66,620	1,665,500			
バタフライ弁	ウエハ形 100A 16K	台	4	50,600	202,400			
仕切弁	20A 捻子込 16K	台	9	27,800	250,200			
仕切弁	50A 捻子込 16K	台	1	65,300	65,300			
空気抜弁	20A 捻子込 16K	台	9	83,700	753,300			
安全弁	50A フランジ 16K	台	1	187,000	187,000			
加工管M1		本	15	474,000	7,110,000			
加工管M2		本	2	188,000	376,000			
加工管M3		本	2	522,000	1,044,000			
加工管M4		本	7	412,000	2,884,000			

一式当たり内訳書

配管敷設
第　6号内訳書　　トンネル内

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
加工管M5		本	5	412,000	2,060,000			
加工管M6		本	105	230,000	24,150,000			
加工管M7		本	1	230,000	230,000			
加工管M8		本	1	230,000	230,000			
加工管M9		本	4	188,000	752,000			
加工管M10		本	3	188,000	564,000			
加工管M11		本	4	156,000	624,000			
加工管M12		本	2	156,000	312,000			
加工管M13		本	10	345,000	3,450,000			
加工管M17		本	1	345,000	345,000			
加工管M18		本	1	345,000	345,000			
加工管M19		本	1	282,000	282,000			

一式当たり内訳書

配管敷設
第　6号内訳書　　トンネル内

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
加工管M21		本	1	234,000	234,000			
加工管M22		本	1	234,000	234,000			
加工管M23		本	1	234,000	234,000			
加工管M24		本	1	189,000	189,000			
加工管M26		本	1	522,000	522,000			
加工管M28		本	7	234,000	1,638,000			
加工管M29		本	1	474,000	474,000			
加工管M30		本	1	189,000	189,000			
加工管M31		本	8	340,000	2,720,000			
加工管M32		本	8	414,000	3,312,000			
加工管M33		本	16	340,000	5,440,000			
加工管M34		本	1	652,000	652,000			

一式当たり内訳書

配管敷設
第　6号内訳書　　トンネル内

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
加工管M35		本	1	72,200	72,200			
加工管M36		本	1	115,000	115,000			
加工管M37		本	18	24,600	442,800			
加工管M38		本	1	76,700	76,700			
加工管M39		本	1	46,000	46,000			
加工管M40		本	1	46,000	46,000			
加工管M41		本	1	67,200	67,200			
ハウジングジョイントカラー	100A	個	138	5,120	706,560			
フランジボルトナット	M16×60L 50A(16K)用	本	8	2,400	19,200			
フランジボルトナット	M16×60L 50A(20K)用	本	8	2,470	19,760			
フランジボルトナット	M20×80L 100A(16K)用	本	552	2,590	1,429,680			
フランジボルトナット	M20×130L バタ弁100A(16K)用	本	32	2,590	82,880			

一式当たり内訳書

配管敷設
第　6号内訳書　　トンネル内

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ニップル	20A 捻子込 ライニング	個	18	207	3,726			
ニップル	10A 捻子込 白	個	9	132	1,188			
エルボ90°	15A 捻子込 白	個	9	81	729			
エルボ90°	50A 捻子込 白	個	2	620	1,240			
径違いエルボ	15A×10A 捻子込 白	個	9	248	2,232			
20K継手　相フランジ	50A 捻子込 JIS20K 白	枚	1	1,490	1,490			
支持金物Ps-C1		組	319	23,081	7,362,839			
支持金物Ps-C2		組	2	3,927	7,854			
合　計					82,818,269			

一式当たり内訳書

電線類布設

第　7号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
金属製可とう電線管敷設	38mm以下 新設	m	13	2,230	28,990			
金属製可とう電線管	Φ38mm、ビニル被覆	m	13	1,260	16,380			
電線管敷設	厚鋼 36mm以下 新設 ｻﾄﾞﾙ留め 2m未満 補正あり	m	16	4,082	65,312			
厚鋼電線管	G22	m	16	624.2	9,987			
ケーブル及び電線配線	管内配線 10mm以下 撤去(再使用)	m	81	788.9	63,900			
ケーブル及び電線配線	管内配線 20mm以下 撤去(再使用)	m	29	1,887	54,723			
ケーブル及び電線配線	露出配線 10mm以下 新設	m	16	1,235	19,760			
ケーブル	CPEV-S 0.9-5P	m	16	333	5,328			
合　計					264,380			

一式当たり内訳書

特殊ブロック設置工
第　8号内訳書　　歩道部

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
特殊ブロック舗装	撤去	m２	53	2,160	114,480			
特殊ブロック舗装	再利用設置	m２	53	4,320	228,960			
モルタル	１：３	m３	2	29,200	58,400			
合　計					401,840			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第　9号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	135	20,500	2,767,500			
交通誘導警備員Ｂ		人日	270	18,700	5,049,000			
合　計					7,816,500			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第　10号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	5	30,750	153,750			
交通誘導警備員Ｂ		人日	5	28,050	140,250			
合　計					294,000			

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－1号	消火栓	B形、前傾扉式、ホース内巻式 押釦通報装置付	単位	台	数量	1	単価	1,850,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
消火栓		台	1	1,850,000	1,850,000	
計					1,850,000	
単価					1,850,000	円／台

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－2号	屋外給水栓送水口	一体型、壁埋込式　ポンプ起動押釦含む	単位	台	数量	1	単価	872,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
屋外給水栓送水口 ポンプ起動押釦含む	給水栓送水口一体型、壁埋込式双口	台	1	872,000	872,000	
計					872,000	
単価					872,000	円／台

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－3号	トンネル内泡消火栓撤去		単位	台	数量	1	単価	197,057

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備据付工		人	2.8	31,600	88,480	
配管工		人	0.5	30,100	15,050	
普通作業員		人	1.6	27,000	43,200	
トラック運転	ｸﾚｰﾝ装置付　ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4～4.5t積　吊能力2.9t	日	1	48,860	48,860	
諸雑費（率） 1%		式	1		1,467	
計					197,057	
単価					197,057	円／台

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－4号	トンネル内消火栓据付		単位	台	数量	1	単価	117,308

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備据付工		人	2.3	31,600	72,680	
普通作業員		人	1.5	27,000	40,500	
トラック［クレーン装置付］	通称４～４．５ｔ積級　吊能力２．９ｔ	時間	1.6	2,530	4,048	
雑機械器具損料 2%		式	1		80	
計					117,308	
単価					117,308	円／台

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－5号	屋外給水栓送水口 撤去・据付		単位	台	数量	1	単価	375,958

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備据付工		人	4.8	31,600	151,680	
配管工		人	3.4	30,100	102,340	
普通作業員		人	2.7	27,000	72,900	
諸雑費（率） 15%		式	1		49,038	
計					375,958	
単価					375,958	円／台

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－6号	配管敷設 消火栓廻り		単位	台分	数量	1	単価	1,821,298

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	13.75	30,100	413,875	
電工		人	11.23	34,300	385,189	
トラック運転	ｸﾚｰﾝ装置付　ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積　吊能力2.9t	日	3	48,860	146,580	
ボール弁	65A フランジ 16K ステンレス	台	1	161,000	161,000	
加工管　H1		本	1	134,000	134,000	
加工管　H2		本	1	134,000	134,000	
加工管　H3		本	1	89,600	89,600	
加工管　H4		本	1	50,500	50,500	
加工管　H5		本	1	89,600	89,600	
加工管　H6		本	1	89,600	89,600	
エルボ90°	65A 捻子込 ライニング	個	3	2,020	6,060	

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－6号	配管敷設 消火栓廻り		単位	台分	数量	1	単価	1,821,298

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
フランジボルトナット	M16×65L 65A(16K)用	本	24	2,400	57,600	
フランジボルトナット	M20×75L 80A(16K)用	本	8	2,590	20,720	
フランジボルト用絶縁スリーブ	M16×100mm用	本	16	1,620	25,920	
支持金物PS-H1		組	1	9,127	9,127	
支持金物PS-H2		組	1	7,927	7,927	
計					1,821,298	
単価					1,821,298	円／台分

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－7号	床掘り（掘削）	土砂	単位	m3	数量	1	単価	1,774

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	ｍ３	1	1,774	1,774	
計					1,774	
単価					1,774	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－8号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	3,309

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	ｍ３	1	3,309	3,309	
計					3,309	
単価					3,309	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－9号	埋戻し	土砂 再利用	単位	m3	数量	1	単価	6,260

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	ｍ３	1	6,260	6,260	
計					6,260	
単価					6,260	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－10号	埋戻し	土砂 クッション用	単位	m3	数量	1	単価	9,934

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	ｍ３	1	4,364	4,364	
砂	クッション用	ｍ３	1	5,570	5,570	
計					9,934	
単価					9,934	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－11号	埋設表示シート敷設		単位	m	数量	1	単価	398

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋設標識シート敷設	埋設標識シート敷設	m	1	205.8	205	
埋設表示シート	幅150(㎜)2倍　水抜穴：無	m	1	193	193	
計					398	
単価					398	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－12号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	11,350

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.13m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 15.0km以下	ｍ３	1	11,350	11,350	
計					11,350	
単価					11,350	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－13号	基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 7.5cmを超え12.5cm以下	単位	m2	数量	1	単価	1,346

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	1	1,346	1,346	
計					1,346	
単価					1,346	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－14号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	41,870

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	小型構造物 人力打設 18-8-25(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	1	41,870	41,870	
計					41,870	
単価					41,870	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－15号	型枠	一般型枠	単位	m2	数量	1	単価	9,955

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
型枠	一般型枠 小型構造物	ｍ２	1	9,955	9,955	
計					9,955	
単価					9,955	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－16号	下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 300ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,436

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（車道・路肩部）	300mm 2層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	1,436	1,436	
計					1,436	
単価					1,436	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－17号	下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,262

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	100mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	1,262	1,262	
計					1,262	
単価					1,262	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－18号	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	691

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（車道・路肩部）	再生粒度調整砕石 RM-40 100mm 1層施工 全ての費用	ｍ２	1	691.9	691	
計					691	
単価					691	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－19号	上層路盤(車道・路肩部)	瀝青安定処理材(30) 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	6,755

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（車道・路肩部）	瀝青安定処理材（３０） 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mmを超え100mm以下) 100mm ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	6,755	6,755	
計					6,755	
単価					6,755	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－20号	基層(車道・路肩部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	単位	m2	数量	1	単価	3,773

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層（車道・路肩部）	1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 50mm 再生粗粒度アスコン（２０） ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	3,773	3,773	
計					3,773	
単価					3,773	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－21号	基層(車道・路肩部)	改質As 粗粒II型(20)DS5000 舗装厚 50ｍｍ 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	単位	m2	数量	1	単価	2,163

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層 (車道・路肩部)	1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 50mm 改質As 粗粒 II型 (２０) DS5000 ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4	ｍ２	1	2,163	2,163	
計					2,163	
単価					2,163	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－22号	表層(車道・路肩部)	改質As 密粒II型(20)DS3000 舗装厚 50ｍｍ 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	単位	m2	数量	1	単価	2,161

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層 (車道・路肩部)	1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 50mm 改質As 密粒 II型 (２０) DS3000 ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4	ｍ２	1	2,161	2,161	
計					2,161	
単価					2,161	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－23号	路側工（取外し）		単位	m	数量	1	単価	2,337

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック撤去	再利用	m	1	2,337	2,337	
計					2,337	
単価					2,337	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－24号	路側工（据付）		単位	m	数量	1	単価	8,693

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	再利用設置 A種(150/170×200×600) 無し 18-8-25(高炉) 有り	m	1	8,693	8,693	
計					8,693	
単価					8,693	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－25号	防護柵撤去工		単位	m	数量	1	単価	1,018

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
部材撤去(レール撤去)	路側用A･B･C種(旧歩車道境界用 Ap･Bp･Cp種) 有 無	m	1	1,018	1,018	
計					1,018	
単価					1,018	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－26号	防護柵設置工		単位	m	数量	1	単価	1,309

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
部材設置(レール設置)	手間のみ 路側用A･B･C種 有 無 無	m	1	1,309	1,309	
計					1,309	
単価					1,309	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－27号	溶融式区画線		単位	m	数量	1	単価	582

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置	有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	582.4	582	
計					582	
単価					582	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－28号	殻運搬 アスファルト	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	14,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(小規模土工) 有り 15.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	14,750	14,750	
計					14,750	
単価					14,750	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－29号	殻処分 アスファルト	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	17,625

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	17,625	17,625	
計					17,625	
単価					17,625	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－30号	殻運搬 コンクリート	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	10,930

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(小規模土工) 有り 15.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	10,930	10,930	
計					10,930	
単価					10,930	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－31号	殻処分 コンクリート	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	17,625

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	17,625	17,625	
計					17,625	
単価					17,625	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－32号	舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	993

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	993	993	
計					993	
単価					993	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

単－33号	舗装版破砕（小規模土工）		単位	m2	数量	1	単価	329

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 不要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	329.5	329	
計					329	
単価					329	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

単－34号	内装板撤去 トンネル内		単位	m2	数量	100	単価	4,555.44

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	14.8	27,000	399,600	
諸雑費（率） 14%		式	1		55,944	
計					455,544	
単価					4,555.44	円／m2

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	消火栓		単位	台	数量	1	単価	1,850,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
消火栓	B形、前傾扉式、ホース内巻式	台	1	1,850,000	1,850,000	
計					1,850,000	
単価					1,850,000	円／台

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	修繕工事輸送費（消火設備（消火栓））	1.5t 24.2km	単位	式	数量	1	単価	36,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
修繕工事輸送費(全工種　０＜ｘ×Ｄ≦１００)	1.5t 24.2km	式	1		36,000	
計					36,000	
単価					36,000	円／式

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	トラック運転	ｸﾚｰﾝ装置付　ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積　吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	48,860

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,100	31,100	
軽油		L	29	145	4,205	
トラック損料	ｸﾚｰﾝ装置付　ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積　吊能力2.9t	供用日	1.21	11,200	13,552	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					48,860	
単価					48,860	円／日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物PS-Pk1		単位	組	数量	1	単価	33,495

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
PS-Pk1		組	1	32,800	32,800	
Uボルトナット	150A用(M16)	本	1	75	75	
アンカーボルト	M16×125L	本	2	310	620	
計					33,495	
単価					33,495	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物PS-Pk2		単位	組	数量	1	単価	33,981

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
PS-Pk2		組	1	33,600	33,600	
Uボルトナット	100A用(M16)	本	1	75	75	
アンカーボルト	M12×100L	本	2	153	306	
計					33,981	
単価					33,981	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

	配管敷設		単位	m	数量	100	単価	50,788.33

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	103.2	45,150	4,659,480	
諸雑費（率） 9%		式	1		419,353	
計					5,078,833	
単価					50,788.33	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	トラック運転	ｸﾚｰﾝ装置付　ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積　吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	48,860

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,100	31,100	
軽油		L	29	145	4,205	
トラック損料	ｸﾚｰﾝ装置付　ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積　吊能力2.9t	供用日	1.21	11,200	13,552	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					48,860	
単価					48,860	円／日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	高所作業車運転	ﾄﾗｯｸ架装・垂直昇降・ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ型	単位	日	数量	1	単価	66,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	1	25,600	25,600	
軽油		L	27	145	3,915	
高所作業車損料	ﾄﾗｯｸ架装・垂直昇降・ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ型	供用日	1.4	26,500	37,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					66,620	
単価					66,620	円／日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物Ps-K1		単位	組	数量	1	単価	6,581

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
Ps-K1		組	1	6,200	6,200	
Uボルトナット	100A用(M16)	組	1	75	75	
アンカーボルト	M12×100L	本	2	153	306	
計					6,581	
単価					6,581	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物Ps-K2		単位	組	数量	1	単価	14,381

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
Ps-K2		組	1	14,000	14,000	
Uボルトナット	100A用(M16)	組	1	75	75	
アンカーボルト	M12×100L	本	2	153	306	
計					14,381	
単価					14,381	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物Ps-K3		単位	組	数量	1	単価	48,881

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
Ps-K3		組	1	48,500	48,500	
Uボルトナット	100A用(M16)	組	1	75	75	
アンカーボルト	M12×100L	本	2	153	306	
計					48,881	
単価					48,881	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物Ps-Q1		単位	組	数量	1	単価	13,081

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
PS-Q1		組	1	12,700	12,700	
Uボルトナット	100A用(M16)	組	1	75	75	
アンカーボルト	M12×100L	本	2	153	306	
計					13,081	
単価					13,081	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物Ps-Q2		単位	組	数量	1	単価	19,381

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
Ps－Q2		組	1	19,000	19,000	
Uボルトナット	100A用(M16)	組	1	75	75	
アンカーボルト	M12×100L	本	2	153	306	
計					19,381	
単価					19,381	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物Ps-Q3		単位	組	数量	1	単価	16,781

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
Ps-Q3		組	1	16,400	16,400	
Uボルトナット	100A用(M16)	組	1	75	75	
アンカーボルト	M12×100L	本	2	153	306	
計					16,781	
単価					16,781	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物Ps-Q4		単位	組	数量	1	単価	11,881

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
Ps-Q4		組	1	11,500	11,500	
Uボルトナット	100A用(M16)	組	1	75	75	
アンカーボルト	M12×100L	本	2	153	306	
計					11,881	
単価					11,881	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	トラック運転	ｸﾚｰﾝ装置付　ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積　吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	48,860

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,100	31,100	
軽油		L	29	145	4,205	
トラック損料	ｸﾚｰﾝ装置付　ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積　吊能力2.9t	供用日	1.21	11,200	13,552	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					48,860	
単価					48,860	円／日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	高所作業車運転	ﾄﾗｯｸ架装・垂直昇降・ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ型	単位	日	数量	1	単価	66,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	1	25,600	25,600	
軽油		L	27	145	3,915	
高所作業車損料	ﾄﾗｯｸ架装・垂直昇降・ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ型	供用日	1.4	26,500	37,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					66,620	
単価					66,620	円／日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物Ps-C1		単位	組	数量	1	単価	23,081

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
Ps-C1		組	1	22,700	22,700	
Uボルトナット	100A用(M16)	組	1	75	75	
アンカーボルト	M12×100L	本	2	153	306	
計					23,081	
単価					23,081	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物Ps-C2		単位	組	数量	1	単価	3,927

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
Ps-C2		組	1	3,700	3,700	
Uボルトナット	50A用(M10)	組	1	71	71	
アンカーボルト	M10×70L	本	2	78	156	
計					3,927	
単価					3,927	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	トラック運転	ｸﾚｰﾝ装置付　ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積　吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	48,860

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,100	31,100	
軽油		L	29	145	4,205	
トラック損料	ｸﾚｰﾝ装置付　ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積　吊能力2.9t	供用日	1.21	11,200	13,552	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					48,860	
単価					48,860	円／日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物PS-H1		単位	組	数量	1	単価	9,127

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
PS-H1		組	1	8,900	8,900	
Uボルトナット	65A用(M12)	組	1	71	71	
アンカーボルト	M10×70L	本	2	78	156	
計					9,127	
単価					9,127	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	支持金物PS-H2		単位	組	数量	1	単価	7,927

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
PS-H2		組	1	7,700	7,700	
Uボルトナット	65A用(M12)	組	1	71	71	
アンカーボルト	M10×70L	本	2	78	156	
計					7,927	
単価					7,927	円／組

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	金属製可とう電線管敷設	38㎜以下 新設	単位	m	数量	100	単価	2,230

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	6.5	34,300	222,950	
諸雑費（まるめ）		式	1		50	
計					223,000	
単価					2,230	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	電線管敷設	厚鋼 36㎜以下 新設 ｻﾄﾞﾙ留め 2m未満 補正あり	単位	m	数量	100	単価	4,082

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	11.9	34,300	408,170	
諸雑費（まるめ）		式	1		30	
計					408,200	
単価					4,082	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	管内配線 10㎜以下 撤去(再使用)	単位	m	数量	100	単価	788.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	2.3	34,300	78,890	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					78,890	
単価					788.9	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	管内配線 20㎜以下 撤去(再使用)	単位	m	数量	100	単価	1,887

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	5.5	34,300	188,650	
諸雑費（まるめ）		式	1		50	
計					188,700	
単価					1,887	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	露出配線 10㎜以下 新設	単位	m	数量	100	単価	1,235

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	3.6	34,300	123,480	
諸雑費（まるめ）		式	1		20	
計					123,500	
単価					1,235	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

	埋設標識シート敷設	埋設標識シート敷設	単位	m	数量	100	単価	205.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電工		人	0.4	51,450	20,580	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					20,580	
単価					205.8	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

	部材撤去(レール撤去)	路側用A･B･C種(旧歩車道境界用 Ap･Bp･Cp種) 有 無	単位	m	数量	1	単価	1,018

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードレール部材撤去工　レールのみ（耐雪型含む）	路側用Ａ・Ｂ・Ｃ（歩車道境界旧Ａｐ・Ｂｐ・Ｃｐ）	m	1	1,018.5	1,018	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,018	
単価					1,018	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

	部材設置(レール設置)	手間のみ 路側用A･B･C種 有 無 無	単位	m	数量	1	単価	1,309

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードレール部材設置工　レールのみ（耐雪型含む）	路側用　Ａ・Ｂ・Ｃ種	m	1	1,309.5	1,309	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,309	
単価					1,309	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	582.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置（溶融式）	夜間　豪雪無　実線15cm　制約無	m	1,000	399	399,000	
トラフィックペイント	３種１号　ビーズ１５～１８　白　溶融型	ｋｇ	570	252	143,640	
ガラスビーズ	０．１０６～０．８５０ｍｍ	ｋｇ	25	187	4,675	
接着用プライマー	区画線用	ｋｇ	25	785	19,625	
軽油		L	47	145	6,815	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		8,645	
計					582,400	
単価					582.4	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	17,625

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	アスファルト	ｍ３	100	17,625	1,762,500	
計					1,762,500	
単価					17,625	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	17,625

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	コンクリート	ｍ３	100	17,625	1,762,500	
計					1,762,500	
単価					17,625	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	20,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A		人	1	20,500	20,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					20,500	
単価					20,500	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	18,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		人	1	18,700	18,700	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,700	
単価					18,700	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	30,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A		人	1	30,750	30,750	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					30,750	
単価					30,750	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002500

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	28,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		人	1	28,050	28,050	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					28,050	
単価					28,050	円／人日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00000002000

	修繕工事輸送費(全工種　０＜ｘ×Ｄ≦１００)	1.5t 24.2km	単位	式	数量	1	単価	36,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬費用		式	1		36,000	
計					36,000	
単価					36,000	円／式

共通仮設費

主たる工種					
単独（追加工事）： トンネル非常用施設				合算工事：	
対象工事費	157,236,857	据付直接工事費	157,236,857	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額					
単独（追加工事）	121,860	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分２	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分３	0	（機器単体費）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分７	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）			
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額			
対象額（＋）	0				
支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
共通仮設費対象額					
単独（追加工事）	157,236,857	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	157,114,997	現工事	0	合算工事	0
共通仮設費（率分）					
率（補正前）	9.59 %		0 %		
施工地域等補正	1.3	ICT施工補正	1		
率（補正後）	12.47 %				
計上額					
単独（追加工事）	19,607,000	現工事	0	合算工事	0
				調整工事計上額	0

据付間接費・現場管理費

据付間接費

機械設備名	据付間接費対象額	据付間接費率	計上額
トンネル非常用施設	1,440,960	110 %	1,585,056

据付間接費計 1,585,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	176,843,857	単独（追加工事）据付直接工事	157,236,857	単独（追加工事）共通仮設費	19,607,000

非対象額計（－）	0	
管理費区分２	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）
管理費区分３	0	（機器単体費）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分７	0	（支給品（製作品・機器単体品）の額）
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）
管理費区分Ｔ	0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額
対象額（＋）	0	
支　給　品	0	
無償貸付機械等評価額	0	
事業損失防止施設費	0	

現場管理費対象純工事費

単独（追加工事）	176,843,857	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く現場管理費対象純工事費	176,721,997	現工事	0	合算工事	0
現場管理費率（補正前）	17.85 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
施工地域等補正	1.1	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
砂防・地滑り補正	0 %				
現場管理費率（補正後）	19.64 %				0 %

現場管理費計上額

単独（追加工事）	34,732,000	現工事	0	合算工事	0
				調整工事計上額	0

（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額） 3,901,309

設計技術費

製作原価						
単独（追加工事）	15,672,000					
据付工事原価						
単独（追加工事）	213,160,857					
非対象額計（－）	121,860					
管理費区分５	0	（一般管理費のみ対象額）				
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）				
管理費区分Ｔ	121,860	（対象額に含まれる全処分費）				
管理費区分Ｍ	0	（設計技術費のみ非対象額）				
中止期間中の現場維持費	0	（据付工事原価に含まれる中止期間中の現場維持費計上額）				
対象額（＋）						
支給品費	0					
設計技術費対象額						
単独（追加工事）	228,710,997	現工事	0	合算工事	0	
全処分費を除く設計技術費対象額	228,710,997					
標準設計技術費率						
工種	トンネル非常用施設					
単独（追加工事）	1.72 %	現工事	0 %	合算工事	0 %	
設計技術費						
単独（追加工事）	3,933,000	現工事	0	合算工事	0	
				調整工事計上額	0	

一般管理費等（当初）

主たる工種							
単独（追加工事）	トンネル非常用施設						
工事原価							
単独（追加工事）	232,765,857		現工事	0		合算工事	0
非対象額計（－）	0						
管理費区分９	0	（率計算の非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	232,765,857		現工事	0		合算工事	0
全処分費を除く一般管理費等対象額	232,643,997						
標準一般管理費率							
単独（追加工事）	23.78 %		現工事	0 %		合算工事	0 %
製作原価における機器単体費（管理費区分３）							
単独（追加工事）	15,672,000		現工事	0		合算工事	0
工事原価に占める機械単体費の比率（Ｋ）							
単独（追加工事）	0.07		現工事	0		合算工事	0
機器単体費補正係数（Ｒ）							
単独（追加工事）	0.94		現工事	0		合算工事	0
前払金支出割合による補正係数							
単独（追加工事）	1		現工事	0			
財団法人等による補正係数	1		現工事	0			
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価	232,765,857						
契約保証に係る補正値	0.04						
一般管理費等率							
単独（追加工事）	22.39 %		現工事	0 %		合算工事	0 %
一般管理費等							
単独（追加工事）	52,114,143		現工事	0		合算工事	0
業務委託料等	0						
調査基準価格	282,733,000						
調査基準価格100/110	257,030,000	（ 90.22 %）					

Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)製作原価	15,672,000	(15)機器単体費	15,672,000
		(16)合算機器単体費	0
(2)据付工事原価	213,160,857		
(3)中止期間中の現場維持等の費用	0		
(4)設計技術費	3,933,000		
(5)工事原価 (1)+(2)+(4)	232,765,857		
(6')一般管理費等（計上額）	52,114,143	（(6) 一般管理費等（計算額）	52,116,275 ）
(7')その他費目計	0		
(8)業務委託料等	0		
(9)工事価格 (5)+(6')+(7')+(8)（万円未満切り捨て）	284,880,000		

(10)消費税等相当額	28,488,000
(11)請負工事費 (9)+(10)	313,368,000
(12)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	284,880,000
(13)調査基準価格	282,733,000
(14)調査基準価格の100/110	257,030,000

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事

国土交通省 関東地方整備局
東京国道事務所　施設管理課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
製作工		式		1		
ﾄﾝﾈﾙ非常用施設製作		式		1		
消火設備		式		1		
消火栓	B形、前傾扉式、ホース内巻式 押釦通報装置付	台		8		
屋外給水栓送水口	一体型、壁埋込式　ポンプ起動押釦含む	台		1		
純製作費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工		式		1		
ﾄﾝﾈﾙ非常用施設輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
ﾄﾝﾈﾙ非常用施設輸送		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ﾄﾝﾈﾙ非常用施設据付		式		1		
ﾄﾝﾈﾙ非常用施設据付工		式		1		
トンネル内泡消火栓撤去		台		8		
トンネル内消火栓据付		台		8		
屋外給水栓送水口 撤去・据付		台		1		
配管敷設・撤去 ポンプ室廻り		式		1		
配管敷設 起点側坑口廻り 地中埋設		式		1		
配管敷設・撤去 起点側坑口廻り 屋外		式		1		
配管敷設・撤去 屋外給水栓送水口廻り		式		1		
配管敷設 トンネル内		式		1		
配管敷設 消火栓廻り		台分		8		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
電線類布設		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り(掘削)	土砂	m3		3		
床掘り	土砂	m3		34		
埋戻し	土砂 再利用	m3		22		
埋戻し	土砂 クッション用	m3		5		
埋設表示シート敷設		m		105		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3		25		
ｺﾝｸﾘｰﾄ工		式		1		
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 7.5cmを超え12.5cm以下	m2		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉)	m3		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
型枠	一般型枠	m2		4		
舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 300mm	m2		7		
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2		53		
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 100mm	m2		7		
上層路盤(車道・路肩部)	瀝青安定処理材(30) 仕上り厚 100mm	m2		7		
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2		7		
基層(車道・路肩部)	改質As 粗粒II型(20)DS5000 舗装厚 50mm 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2		7		
表層(車道・路肩部)	改質As 密粒II型(20)DS3000 舗装厚 50mm 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2		7		
特殊ブロック設置工 歩道部		式		1		
縁石工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
路側工（取外し）		m		1		
路側工（据付）		m		1		
防護柵工		式		1		
防護柵撤去工		m		4		
防護柵設置工		m		4		
区画線工		式		1		
溶融式区画線		m		1		
撤去工		式		1		
殻運搬 アスファルト	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		2		
殻処分 アスファルト	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		2		
殻運搬 コンクリート	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		2		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻処分 コンクリート	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		2		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m		12		
舗装版破砕（小規模土工）		m2		7		
内装板撤去工		式		1		
内装板撤去 トンネル内		m2		650		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	昼間作業	式		1		
交通誘導警備員	夜間作業	式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル
消火設備修繕工事

特記仕様書

令和８年７月

国土交通省　関東地方整備局

東　京　国　道　事　務　所

工 事 名　：　Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事
工事場所　：　東京都太田区羽田空港３丁目地先
工　　期　：　契約締結日の翌日から令和９年１０月２９日まで

第１条 適　　用

１．この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和８年度版）（国土交通省 HP 参照（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、Ｒ８国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。

２．本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

第２条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別紙ー１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第３条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次の１又は２に掲げる者でなければならない。また、監理技術者にあっては、当該工事種別の監理技術者資格者証を有する者であること。

１．主任技術者は、建設業法第７条２号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあっては建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者。また、ハにあっては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））又は国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。

２．監理技術者は、建設業法第１５条２号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあっては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）ハにあっては、国土交通大臣がイ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者）

第４条 主任技術者の専任期間

１．請負契約の締結後、契約工期内であっても次に示す場合については専任を要しないものとする。

①工場製作のみが行われている場合

②現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）

③工事を全面的に一時中止している場合

④工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である場合

ただし、専任を要しない期間は、監督職員との協議により決定するものとする。

２．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

３．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、工事の始期後、監督職員との打合せにおいて定める。

４．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

５．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第５条 専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第６条 専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第 26 条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第 26 条第３項第二項による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事

でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月 21 日付基発第 267 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

（１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格書の写しなど）

（２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

（３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し等）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第７条 コリンズへの登録

１．工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第８条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯

度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 東京都太田区羽田空港３丁目 緯度 35° 32’ 25” 経度 139° 47’ 19”

終点 東京都太田区羽田空港３丁目 緯度 35° 32’ 20” 経度 139° 46’ 53”

第９条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

トンネル消火設備更新１式、送水管敷設１式、舗装工１式

第１０条 コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については下表のとおりとする。

業務名	テクリス番号
Ｒ５東京国道事務所管内トンネル非常用施設改修設計業務	4053129792

第１１条 低入札価格調査制度対象工事に対する調査協力

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は、下請負者の協力を得て諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は、提出された諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3)工事コスト調査に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は東京国道事務所のホームページにより公表する。

(4)低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり

資　料　名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請けの資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査	元請、下請けの工事費内訳

第１２条 低入札価格調査制度対象工事に係る品質確保等について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、次に示すとおり施工管理を強化するものとする。

１．溶接における施工管理の強化

溶接の施工管理は、「機械工事施工管理基準（案）」（令和３年３月）によるほか、以下による。

(1) 受注者は、突合せ継手については、突合せ溶接延長の 10%以上について放射線透過試験を行うものとする。

ただし、水門扉主要構造部及び放流管のうち、特に新しい材料、高水圧水門（設計水深 25m以上）、複雑な構造物などの重要な突合せ継手部は、突合せ溶接延長の 40%以上について放射線透過試験を行うものとする。

なお、放射線透過試験が適切に実施できない場合などは、超音波探傷試験を代替方法とすることができる。

(2) 受注者は、主要構造部のＴ継手溶接部については、当該継手溶接延長の 10%以上について超音波探傷試験を行うものとする。

２．溶接における監督・検査等の強化

(1) 発注者は段階確認において、１項(1)及び(2)の非破壊試験に対し、１工事につき１回以上立会うものとする。

(2) 発注者は、段階確認や検査時等において、溶接部の内部欠陥の有無を確認するため、受注者が行う非破壊試験結果の確認に加え、任意の箇所（１設備１箇所以上）を選定し、超音波探傷試験による確認を行うことができる。

(3) 発注者は段階確認や検査時等において、溶接部の表面欠陥の有無を確認するため、任意の箇所（１設備１箇所以上）を選定し、浸透探傷試験による確認を行うことができる。

第１３条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１４条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

①配管工

②舗装工

第１５条 工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式ー１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１６条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１７条 情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和８年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１８条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（ 以下、「三者会議」という。） の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第２０条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２１条 ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２２条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

１．本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

２．受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２３条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書 1-1-22 から 1-1-24 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２４条 スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２５条 工事現場発生品

１．現場発生品は下表を予定している。

品　目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要
消火栓	図面参照	基	８	東京都大田区京浜島2丁目地先（京浜島堆肥ヤード）	6.0km	
屋外給水栓送水口	図面参照	台	１			
送水管	図面参照	式	１			

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．当初契約においては輸送費を計上していない。実績により設計変更を行う。

３．引渡時にはスクラップ種別毎に重量を報告するものとする。

第２６条 再生資材の利用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資　材　名	規　格	備　考
再生粗粒度アスコン	（２０）	基層（車道舗装）
再生粒度調整砕石	ＲＭ－４０	上層路盤（車道舗装）
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	下層路盤（車道舗装）
再生砂	ＲＳ	埋戻し

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

なお、上記に示す再生コンクリート砂の使用箇所は、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所であることから、六価クロムについて、土壌の汚染に係る環境基準に適合していなければならない。確認方法は、平成３年８月 23 日付け環境庁告示 46 号に規定される測定方法に基づき実施するものとする。

また、測定試料は再生コンクリート砂製品を直接使用し、１購入先当たり１検体の測定試験を実施するものとする。

第２７条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

１．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号) 最終改正令和 7 年 6 月 1 日法律第 68 号)。以下「建設リサイクル法」というに基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程毎の作業内容及び解体方法	工　　程	作　業　内　容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （舗装面、配管類敷設　）	その他の工事 ■有　　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所　　在　　地
アスファルト	大成ロテック㈱ 東京臨海リサイクルセンター	東京都江東区海の森2-1-42

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議のうえ、契約変更の対象とする。

(3) 受入時間

大成ロテック㈱ 東京臨海リサイクルセンター： 8 時 00 分～17 時 00 分

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年５月)」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

３．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２８条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２９条 コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Ｍを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品ー検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編 3-3-3　配合」に従うものとする。

第３０条 材料の立会調合

現場練コンクリートは、監督職員立会のうえ、調合しなければならない。

第３１条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

https://www.nilim-cdrw.go.jp/dl_std.html

第３２条 承諾図書

監督職員は、承諾図書の提出日から 30 日以内に回答する。また、補足、修正及び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答も再提出日から 30 日以内に行う。

第３３条 施工図

１．受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。

なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正個所を当該施工図等に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。

２．受注者は、施工図等が著作権法（令和３年６月改正法律第 52 号）の著作物に該当する場合において著作権法第 19 条第２項及び第 20 条第１項の権利を行使しないものとする。

３．受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第２章及び第３章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。

４．受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

第３４条 電子納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領　機械設備工事編(令和８年２月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン　機械設備工事編

【工事】（令和８年２月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第３５条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報データベース統一様式」（以下「統一様式」という。）に記入し監督職員へ提出しなければならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

第３６条 予備品リスト

本工事で納入する予備品がある場合は、別紙様式－２０に記載し、工事完了までに監督職員に提出しなければならない。

第３７条 技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は１回以上を原則とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第３８条 書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第３９条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第４０条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和５年３月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第４１条 快適トイレの試行

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能
（５）照明設備
（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）
【付属品として備えるもの】
（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）
(10) 鏡と手洗器
(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
(12) 室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）
(13) 擬音装置（機能を含む）
(14) 着替え台
(15) 臭気対策機能の多重化
(16) 室内温度の調整が可能な設備
(17) 小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～(11) の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

３．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第４２条 工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

(1) 労働安全衛生法第 19 条の２に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

(2) 労働安全衛生法第 60 条の２に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

(3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中に配置する交通誘導員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
全ての工種	昼間作業	405 人 （うち有資格誘導員 135 人）	交代要員あり

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
全ての工種	夜間作業	10 人 （うち有資格誘導員 5 人）	交代要員あり

６．試掘及び埋設物の防護

床堀工および掘削工の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第４３条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４４条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が３０℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が２５℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が２５℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第４５条 安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４６条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第４７条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第４８条 交通規制日数の報告

現道上での工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第４９条 環境対策（特定調査品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和９年度以降に及ぶ者は、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第５０条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第５１条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の　適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制

に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第５２条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

また、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第５３条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５４条 通行許可等

１．受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 47 条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

２．受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第５５条 工　期

１．工期は、雨天・休日等を見込み契約締結日の翌日から令和９年１０月２９日までとする。なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	４０日間
②後片付け期間	２０日間
③余裕期間	３０日間

２．東京都の工事抑制期間が３月であるため、３月は原則現場作業を実施しない。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第５６条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式ー１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年１０月２９日まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第５７条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５８条 工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５９条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、東京観測所（気象庁のデータ）における１ 日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第６０条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第６１条 個人情報の取扱について

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第６６条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２．秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３．取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４．利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５．複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理す

るために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６．再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

７．事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８．資料等の返却等

（１）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー２）を発注者に提出しなければならない。

（２）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

９．管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

１０．管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

１１．従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第６２条 施工時期及び施工時間の変更

本工事は下記に示す内容等について関係機関と協議中である。

１．協議内容

各工種の施工時間（昼間、夜間）

２．協議機関

東京空港警察署

３．協議箇所

起点側坑口廻り屋外～トンネル内

４．制約を受ける施工内容

トンネル非常用施設据付工　トンネル内泡消火栓撤去
トンネル内消火栓据付
配管敷設・撤去
内装版撤去

５．協議成立見込み時期

協議の成立見込み時期等は、下記のとおりである。

令和８年１１月３０日

なお、この区間の工事開始の時期は監督職員の指示によるものとする。

第６３条 新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2）NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第６４条 新技術の活用「施工者選定型」

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第６３条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第６３条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第６５条 建設現場における遠隔臨場の実施「発注者指定型」

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６６条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　〇：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実績状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
中間技術検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
既済部分検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
完済部分検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領

（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和５年３月３日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６７条 契約後ＶＥ方式

１．定　義

「ＶＥ提案」とは、契約書第１９条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

(1)受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2)以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

１）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

２）契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

３）提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

⑴受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

１）設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

２）ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

３）ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

４）発注者が別途発注する関連工事との関係

５）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

６）その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

⑵発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

⑶受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

⑷ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案書の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

⑴ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

⑵前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

⑶前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

⑷ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第６８条 生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第６３条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６９条 総価契約単価合意方式について

１．目　的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

２．共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする。受注者は、契約書第３条第１項の規定に基づき請負代金内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

３．合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第７０条 建設発生土の受け入れ地

１．発生土の受け入れ場所は、東京都大田区城南島３－14 とする。（運搬距離 11.3㎞）

２．発生土の受け入れ条件（小割、仮置き等）は、次の通りとする。

１） 捨土の種類

土質区分基準による第一種建設発生土から第三種建設発生土とし、最大粒径は 100㎜ 以下とする。

２） 受け入れ時間

８時３０分～１６時３０分

３．搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

４．工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第７１条 レディーミクストコンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用　途	粗骨材の最大寸法	ｽﾗﾝﾌﾟ	水ｾﾒﾝﾄ比	呼び強度	ｾﾒﾝﾄの種類
構造物基礎	２５㎜	８㎝	ー	１８N/㎜2	高炉

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第７２条 歩道舗装

１．本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。

２．工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。

３．施工にあたり、横断方向の勾配は２％を標準とする。縦断方向の勾配は５％以下とするが、沿道の状況等によりやむを得ない場合には８％以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

４．工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分把握しておくこと。

５．本工事区画内の境界杭・境界鋲について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。

６．歩道の施工に際しては、車椅子等の通行を考慮し、極力勾配を少なくするよう段差・切下げ等について配慮すること。

なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

７．横断勾配箇所は、車椅子等の通行を考慮し、横断勾配の低減を行い配慮すること

８．横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は２㎝を標準とするものとする。

９．詳細については監督職員と協議するものとする。

第７３条 区画線工

作業の実施上消去した区画線は、溶融式で復旧するものとする。

第７４条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の現場技術業務を担当する現場技術業務員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第７５条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

また、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第７６条 施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 3 年 9 月 1 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６.施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第７７条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認条目、検査（確認）方法対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項　　目	実　施　時　期	対象設備
寸　法　確　認	工場：製作完了時	消火栓、給水栓送水口
機　能　確　認 性　能　確　認	工場：製作完了時	消火栓、給水栓送水口
耐　圧　確　認	現場：据付完了時	送水管
施工状況確認 （緊張試験）	現場：あと施工アンカ 施工後機器据付前	消火栓
現地試運転確認	総合試運転実施時	消火栓、給水栓送水口

材料確認をすべて工場で実施する場合など、本工事において該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。

第７８条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー１２によるものとする。

第７９条 震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第８０条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第８１条 あと施工コンクリートアンカ

１．あと施工コンクリートアンカの施工にあたり、対象施設の劣化程度、配筋の位置などを調査するものとし、項目は以下のとおりとする。

なお、事前調査段階において躯体等が強度上耐えられないことが判明した場合には、

対応方針について監督職員と協議するものとする。

(1) 施工に際し問題ない状況であるかどうかを目視にて調査

・躯体に劣化があるか。

・クラックや欠損がないか　など

(2) コンクリート内部探査器などを使用し、配筋の位置を調査

２．あと施工コンクリートアンカ削孔部の測定データは、削孔径及び深さとし、計測状況を数値が確認できる写真に記録しなければならない。

第８２条 「問い合わせ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第８３条 工事概要

本工事は、国道 357 号羽田空港トンネルの防災等を目的として設置された非常用設備の機能維持のため、老朽化した機器の更新を実施するものである。

第８４条 工事施工範囲

本工事の施工範囲は次に示す機器の製作・設置・撤去および現地試運転とする。なお、受注者は工事完成までの期間において管理者に対し操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事の施工範囲に含まれるものとする。

設備名	機器名	規格・形状	単位	数量	施工内容	備考
消火設備	消火栓	図面参照	台	８	製作・据付・既設撤去	・機器更新 ・一部配管撤去含む
	屋外給水栓送水口	図面参照	台	１	製作・据付・既設撤去	・機器更新 ・ポンプ起動押釦、コンクリート台座設置含む
	送水管	図面参照	式	１	据付・一部既設撤去	・配管新設
	内装板	図面参照	式	１	既設撤去	

注）１．次の内容は施工範囲内とする。

・新旧既設配管の接続、端部処理。

・配管用支持金物設置および配管固定作業。

・一部はつり工および孔部分の復旧工事。

・消火栓端子箱および屋外給水栓送水口消火ポンプ起動押釦までの配線接続。
・消火ポンプ・防災受信盤の誤作動防止措置及び復旧。
・施工上必要な消火ポンプ・防災受信盤の操作。
・泡消火剤の撤去。
・送水管埋設に必要な除草及び整地作業。

２．次の内容は施工範囲外とする。
・内装版撤去の際の石綿含有事前調査は除く。

３．上記によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

第８５条 トンネル概要

施設の概要を次に示す。

１．国道 357 号羽田空港トンネル

①延　　長	上下線各 688m
②車 線 数	片側２車線一方通行（上下線）
③設 計 速 度	60km/h
④防 災 等 級	A 等級
⑤非常用施設	押釦式通報設備 28 台、避難誘導表示盤 14 台、非常口案内灯 4 台 泡消火栓 28 台、屋外給水栓送水口 4 台、消火器 56 台
⑥受配電設備	122kW×250kVA
⑦自家発電設備	ディーゼル方式
⑧照 明 設 備	有り

第８６条 主要仕様

１．既設機器仕様

①泡消火栓

■概要

泡消火栓は、格納箱全面のハンドルを操作することにより泡ノズル・消火栓弁格納部の扉が開き、かつ、ホースリールが旋回する構造（リール旋回式）を採用しているため、迅速な消火活動が行える。

■仕様

(1)泡消火栓

供 給 圧 力	7kgf/cm2～16kgf/cm2
泡原液タンク	泡原液　水成膜泡消火薬剤
	貯蔵量　4.0L
混　合　器	混合比 3%
泡 ノ ズ ル	標準圧力 3kgf/cm2
	標準流量 130L/min
	有効射程 14m 以上

発砲倍率5倍以上

(2)給水栓

名　　称　65A　玉形弁、媒介継手

接 続 金 具　65Aねじ式結合金具

(3)手動通報装置（赤色表示灯、手動発信機、応答ランプ、電話ジャック）

手動発信機適合規格　自治省令　Ｐ型１級相当

構　　造　　密封型、防水構造

(4)ポンプ起動連動スイッチ

名　　称　円筒型リミットスイッチ

接 点 定 格　AC125V/DC48V　5A/1.5A

(5)ポンプ起動スイッチ

名　　称　ノンクロック式押釦スイッチ

接 点 規 格　AC110V/DC110V　5A/2.2A

②消火ポンプ

■概要

消火ポンプは、消火栓、給水栓等に必要な水を圧送するものである。

■仕様

形式　陸上ポンプ

規格　Φ250×7.26m3/min×95m×200kW

③防災受信盤

■概要

防災受信盤は、トンネル内の押釦式通報装置、泡消火栓等の端末機器からの信号を受信し火災等の発生を表示すると共に、消火栓設備の起動および遠方監視制御設備、換気設備、照明設備、非常警報板設備に対して信号の供給を行うものである。

■仕様

型　　式　屋内自立単位閉鎖型

構　　造　材料及び板厚　扉　：冷間圧延鋼板（JIS G 3141）t3.2

側面：冷間圧延鋼板（JIS G 3141）t1.6

天井：冷間圧延鋼板（JIS G 3141）t1.6

引込及び引出方式：盤下部よりケーブルにより引込、引出

扉およびハンドル：前面及び後面に蝶番式鍵付開き扉

盤内付属器具　：内部照明灯（交流100V, LED 照明灯）

内部点検用コンセント（交流 100V 用）

電話保守用電話

回路保護　(ｲ) 受電回路部　各線間にインパルス電流耐量 2,000A以上のサージ吸収素子

(ﾛ) 入出力回路部（対トンネル内非常用設備機器）

各信号線,コモン線間および各線対地間にインパルス電

流耐量 2,000A 以上のサージ吸収素子を設けるものとする。また、回路毎に保護回路を設け、二次側の短絡による盤全体の機能停止を防止するものとする。

(ハ) 信号入力回路部

押ボタン式通報装置および消火栓起動信号入力回路には、雷サージ等による誤動作信号か実機の動作かを判別させるために 1～15 秒（可変式）の遅延機能を設けるものとする。

電 気 方 式:(a) 受電系統は、商用電源停電時に非常電源設備から受電できる無停電電源（非常用設備電源）と、一般商用電源（盤内照明ほか）の 2 系統受電とする。

なお、非常用電源の瞬停時間は最大 250ms

(b) 受電系統は、下記のとおりとする

非常用電源：交流単相 2 線式, 100V±10%, 50Hz

一般電源 ：交流単相 2 線式, 100V±10%, 50Hz

(c) 供給電源

監視制御機器に対する供給電源は、下記の通りである。

消火栓 ：直流, 48V

赤色表示灯：交流単相 2 線式, 100V±10%, 50Hz

接 地：筐体用接地 D 種接地 1 箇所

商用周波耐電圧：(a) 100V 回路 ：対地間 1,000 V

(b) 60V 以下の回路：対地間 500 V

ただし、半導体応用回路は短絡または切離して行うものとする。

配 線 方 式：電線の種類および電線被ふくの色別は、JEM1425 に準ずる。ただし主回路に特殊な絶縁電線を使用する場合、およびシールド電線など特殊な電線を使用する場合には、その被覆の色別はこれによらなくてよい。また、電子回路などの小勢力の回路の配線及び継電器などの器具の内部配線に対しては、本項を適用しない。

塗 装：(a) 方式メラミン焼付半ツヤ塗装とする。

(b) 塗装色マンセル 5Y7/1 とする。

入 力 電 源：

供給盤名称	電圧仕様	周波数	備 考
保守切替盤	AC100V±10%, 1φ2W	50Hz	非常用電源
所内変圧器盤	AC100V±10%, 1φ2W		雑電源

機 能：下記の機能を有するものとする。

(1) 押釦式通報装置からの信号受信、回路監視

(2) 消火栓および給水栓からの信号受信、回路監視

(3) 消火ポンプ制御盤との信号受け渡し

(4) 遠方監視制御設備との信号受け渡し
(5) 照明設備への送信
(6) 非常警報板設備への送信

④消火ポンプ制御盤

■概要

消火ポンプ制御盤は、防災受信盤および水位計等からの信号を受信し、各種ポンプおよび付属設備の制御、信号の供給を行うものである。

■仕様

型　　式：屋内自立閉鎖型

構　　造　(a) 材料及び板厚　扉　　：冷間圧延鋼板（JIS G 3141）t3.2 以上
側面板：〃 t1.6 以上
天井板：〃 〃

(b) 引込みおよび引出方式：原則として盤下部よりケーブルにより引込、引出されるものとする。

(c) 扉およびハンドル：自立形は前面に蝶番式開き扉を設ける。

盤内付属器具：(a) 内部照明灯（交流 100V LED）
蝶番式開き扉毎に 1 灯以上取付けるものとする。
なお、照明灯は扉の開閉によって自動点滅するものとする。

(b) 内部点検用コンセント（交流 100V）

塗　　装　下地処理：パーカーライジン処理
下 塗：メラミンプライマ 1 回
：メラミンサーフェイス 1 回
上 塗：メラミン樹脂焼付塗装 2 回
塗装色 ：マンセル 5Y7/1 半つや（内外面共）
膜 厚：40μm 以上

入 力 電 源：

供給盤名称	電圧仕様	周波数	備 考
所内変圧器盤	AC200V±10%,3φ3W	50Hz	自家発回路

機　　能：下記の機能を有するものとする。
(1) 消火ポンプへの運転指令
(2) 消火ポンプからの信号受信、回路監視
(3) 防災受信盤との信号受け渡し
(4) 主水槽の信号受信、回路監視
(5) 自動給水装置の信号受信、回路監視

２．更新機器仕様

①消火栓

■概要

消火栓はトンネル内側壁に設置され、前傾扉前に設けたハンドルを引いてノズルを取出し、レバーを手前に引くことにより、迅速な消火作業が行えるものである。本工事で機器の更新を行うものとする。なお、消火器は既設流用とする。

■仕様

名　　称　消火栓Ｂ型
形　　式　前傾扉式、ホース内巻式消火栓
使用圧力範囲　0.47～1.77MPa
格　納　箱　材質　SUS304
　　ハンドル　SCS13
架　　台　材質　SUS304 形鋼
表 面 処 理　無塗装
ノ　ズ　ル　頭部切換式可変噴霧ノズル
　　放水圧力・流量　(a)棒状　0.29MPa 130L/min(-0～+10%)
　　(b)噴霧状　0.29MPa 130L/min(-0～+10%)
　　有効射程　20m 以上（棒状放水時）
　　最大噴霧展開角　100°±5°
　　呼び径　40A
　　材質　AC7A
ホ　ー　ス　形式　保形ゴム引布ホース
　　格納長さ　30m
　　呼び径　32A
　　材質　主材ポリエステル
ホースガイド　SUS304
消 火 栓 弁　ボール弁
　　呼び径　32A
　　材質　本体 CAC406、ワイヤーSUS304
自動調圧弁　呼び径　32A
　　材質　CAC406
自動排水弁兼大気開放弁　形式　平面弁座式自動排水弁兼大気開放弁
　　呼び径　15A
　　材質　CAC406
赤色表示灯　ランプ　LED ランプ
　　レンズ　赤色メタクリル樹脂
　　定格　AC100V±10%　5mA
ポンプ起動押釦　形式　ノンクロック式押釦スイッチ
　　接点定格　AC110V/DC110V　5A/2.2A　以上
　　接点構成　1a
ポンプ起動連動スイッチ　形式　リミットスイッチ

接点定格　AC125V/DC125V
10A/0.4A　以上
接点構成　1a

押しボタン式通報装置：総務省令Ｐ型１級発信機の規格に準ずるもので押釦スイッチは防噴流構造とする。

電話ジャック　形式　差込式電話ジャック
規格　火災報知機工業会　統一規格

電路端子　収納箱内部に設け、防噴流構造とする

装置銘板　材質　メタクリル樹脂
文字　赤色ルミノサイン

給水栓　消防車両等に給水するためのものとし、仕様は以下のとおり。
形式　65A（消防隊専用栓）
ホース接続方式：差込式
材質　CAC406

メンテナンス弁　ホース内に通水せずに保守点検を実施できるようにするために設けるもので、仕様は以下のとおり。
形式　スプリング式流路切替弁
呼び径　32A
材質　CAC406

応答ランプ　DC48V 15mA

②屋外給水栓送水口一体型

■概要

屋外給水栓送水口はトンネル坑口付近に於ける消火用の他に消防車及びトンネル洗浄車等に給水するものである。また、送水口もトンネル坑口付近に設置し、消防車等にて送水管に送水するものである。

■仕様

(1)給水栓

形式　壁埋込式双口給水栓
放水口　65㎜×2口
接続方式　差込式継手
材質　(ｲ)本体：FCD450
(ﾛ) 要部：CAC406
最高使用圧力　1.77MPa（14kgf/cm2）
接続ﾌﾗﾝｼﾞ　JIS10K FF 100A

(2)送水口

形式　壁埋込式双口給水栓

放　水　口　65㎜×2口
接 続 方 式　差込式継手
材　　質　(ｲ)本体：FCD450
　　(ﾛ)要部：CAC406
最高使用圧力　1.77MPa（14kgf/cm2）
接 続 ﾌﾗﾝｼﾞ　JIS10K FF 100A

(3)塗装
(a)内面：プライマー2回塗り
(b)外面：下塗プライマー２回塗り、シルバー塗装仕上げ
　　部品ホワイトブロンズメッキ

③ポンプ起動押釦箱

■構成

ポンプ起動押釦箱は、次により構成される。

構成機器名称	数　量
収納箱	１式
ポンプ起動押釦	１台
電話ジャック	１ケ
電路端子	１式
装置銘板	１式

■仕様

(1)収納箱
(a)材質：冷間圧延ステンレス鋼板（JIS G 4305）　t1.2以上
(b)塗装：無塗装

(2)ポンプ起動押釦
(a)形式：防噴流構造　ノンクロック式押釦スイッチ
(b)接点定格：AC110V/DC110V　5A/2.2A
(c)接点構成：1a

(3)電話ジャック
防噴流構造とする。
(a)名称：差込み式電話ジャック
(b)規格：火災報知器工業会　統一仕様（防衛省　旧規格JJ-033相当）

(4)電路端子
(a)材質：合成樹脂

(5)装置銘板
(a)材質：メタクリル樹脂

(b) 文字：白地黒文字

第８７条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第８章　トンネル換気・非常用施設

第７節　非常用施設

8-7-2　第 3 項　消火栓箱の塗装

消火栓箱の塗装は以下のとおりとする。

・表面処理　無塗装

第８８条 その他

１．疑義事項の処理

受注者は、工事契約後速やかに必要な調査を実施し、契約図書と現地に差異並びに特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面で監督職員と協議し、適切な処理を行わなければならない。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第６２条 第５６条 第５５条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第４２条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第２７条
その他	■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第２５条

概略工事工程表

工事名 ： R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事

工　種		単位	数量	日当たり施工量	令和8年度							令和9年度							備考
					9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
余裕期間		式	1																・30日間
準備		式	1																・40日間
製作工		式	1																
舗装		式	1																・1パーティー
管敷設		式	1																・1パーティー
消火設備更新		式	1																・1パーティー
後片付け		式	1																・20日間
制約条件	関係機関協議	―																	・警察
	年末年始、お盆	―																	・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
	路上工事抑制	―																	・3月

別紙様式－15

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け							備考
										指示	通知	提出			提示				
作成時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠			発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品		
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認	1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-50_7		－		○						○				令和○年○月○日設計審査会で確認
			2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-50_2		－		○						○				令和○年○月○日設計審査会で確認
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項		－	○			○								土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
			4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法		－	○			○								令和○年○月○日設計審査会で確認
			5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法		－	○			○								令和○年○月○日設計審査会で確認
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-3_2		－		○			○							令和○年○月○日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-23		－	○		○									令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	契約書	8	工事請負契約書	—		－	○											
		設計図書	9	共通仕様書	—		－	○											
			10	特記仕様書	—		－	○											
			11	発注図面	—		－	○											
			12	現場説明書	—		－	○											
			13	質問回答書	—		－	○											
			14	工事数量総括表	—		－	○											
	契約関係書類		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項		様式－1		○				○						
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書1-1-4		様式－2		○				○						契約書を作成する全ての工事
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項		様式－3		○				○						
			18	掛金収納書（電子申請方式）	共通仕様書1-1-56_6		様式－4		○				○						
			19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）		－		○						○				電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）		－		○						○				
			21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）		－		○						○				
			22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）		－		○						○				
			23	掛金充当書	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）		－		○						○				
			24	請求書（前払金）	工事請負契約書第35条1項		様式－5		○				○						
			25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書		様式－6		○					○					契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26	品質証明員通知書	共通仕様書1-1-32_(5)		様式－7		○			○							契約図書で規定された場合に提出する。
			27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-27_4		－		○			○							該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-27_5		－		○			○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29	建設発生土搬出調書	特記仕様書		－		○			○							
			30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書				○			○							
	1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-8		－		○			○							工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書		－		○			○							
			33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-3_2		－		○			○							
			34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-52_1		－		○			○							
			35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）			－		○			○							設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
	2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-18_1		－		○			○							・「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の警備業以外は不要
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-18_2		－		○			○							
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-18_1		－		○			○							
	3 設計	③ 設計	39	承諾図書	共通仕様書1-1-9		－		○			○							設計が必要な工事において、製作・施工前に承諾図書を作成し、監督職員の承諾を得る。

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

工事関係書類																				
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け							備考	
										指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品			
								発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管					
施工中	工事書類	4施工状況	④施工管理	40	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-2_20	様式－9	○												
				41	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-2_23	様式－9		○			○							協議の根拠となる諸基準類のコピーは添付不要。	
				42	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-2_21	様式－9		○			○								
				43	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-2_24	様式－9		○			○								
				44	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-2_26	様式－9		○			○								
				45	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-2_27	様式－9		○			○								
				46	材料確認書	共通仕様書2-1-3_1	様式－10		○			○							設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要	
				47	材料納入伝票	共通仕様書2-1-3_1	－		○						○				設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。	
				48	段階確認書	共通仕様書1-1-28_6(3)	様式－11		○			○							・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
				49	確認・立会依頼書	共通仕様書1-1-28_1	様式－12		○			○							・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
				50	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-51_2	－		○							○			週間工程会議やASPにより事前連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。	
			⑤安全管理	51	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-41_10	－		○						○				監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
				52	工事事故速報	共通仕様書1-1-44	様式－13		○			○				○			事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。	
				53	工事事故報告書	共通仕様書1-1-44	－		○			○							事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
			⑥工程管理	54	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-38	様式－14		○			○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。	
			⑦品質管理	55	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-4	－		○			○							指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。	
施工中	契約関係書類	中間前払金		56	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○							
				57	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○				○							
		完済部分検査		58	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○							
				59	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○							
				60	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○							
				61	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-33_2	様式－18		○			○								
		既済部分検査		62	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○							
				63	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書1-1-34_7	－		○			○							中間技術検査時にも提出する。	
				64	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-34_2	様式－18		○			○								
				65	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○				○							
		修補		66	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○				○							
		部分使用		67	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○				○						部分使用がある場合に提出する。	
		工期延期		68	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○				○						工期延期が発生する場合に提出する。	
		支給品	支給品	69	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○							支給品を受領した場合に提出する。	
				70	支給品精算書	共通仕様書1-1-25_3	様式－25		○			○							支給品がある場合に提出する。	
			建設機械	71	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-25_4	様式－26		○			○							建設機械の貸与がある場合に提出する。	
				72	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○			○							建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		現場発生品		73	現場発生品調書	共通仕様書1-1-26	様式－28		○			○							現場発生品がある場合に提出する。	
		その他		74	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書1-1-35_6	－		○			○							既済部分検査等の際に提出する。	
				75	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-27_2	－		○						○				・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。	
				76	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○						
				77	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○						
				78	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○					○					新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。	

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

工事関係書類					工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け						備考
								指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	
作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管			
工事完成時	契約関係書類	79	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○					
		80	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○					
		81	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○				○					
	工事書類	82	出来形管理図表	共通仕様書1-1-37_10	様式－31		○			○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
		83	品質管理図表	共通仕様書1-1-37_10	様式－32		○			○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
		84	品質証明書	共通仕様書1-1-32(1)	様式－33		○			○						・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
		85	工事写真	共通仕様書1-1-37_10	－		○			○						・工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン（案）【機械設備工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
		86	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○			○						総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
		87	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書1-1-59	様式－34		○			○						自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書	88	工事完成図	共通仕様書1-1-30	－		○			○					○	・電子納品等運用ガイドライン（案）【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
		89	工事管理台帳	共通仕様書1-1-30	－		○			○					○	・電子納品等運用ガイドライン（案）【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他	90	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-27_6	－		○			○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		91	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-27_6	－		○			○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		92	維持管理情報データベース統一様式	特記仕様書	－		○			○						施工内容に基づき、機械設備維持管理システムにおける所定様式を作成して提出する。
		93	予備品リスト	特記仕様書	－		○			○						予備品を納入する場合、所定様式により「予備品リスト」を作成して提出する。
工事完成後	その他	94	低入札価格調査 （間接工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1-1-21_5	－	○	○					○				「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

予備品リスト

別紙様式－20

地整名	事務所名	施設の名称	設備名	形式または機器名	製作会社	規格	型式	予備品内訳及び保管等の経緯																	
								名称	部品メーカ	規格・品番	形状等	在庫すべき数量	在庫状況								図面番号	保管場所	有効期限	備考	
													年度当初数量		増減数量		増減数量		残数量（ｙｙ.mm.dd現在）						
													年月日	数量	年月日	数量	年月日	数量	計	欠品					
																			0	0					

位置図

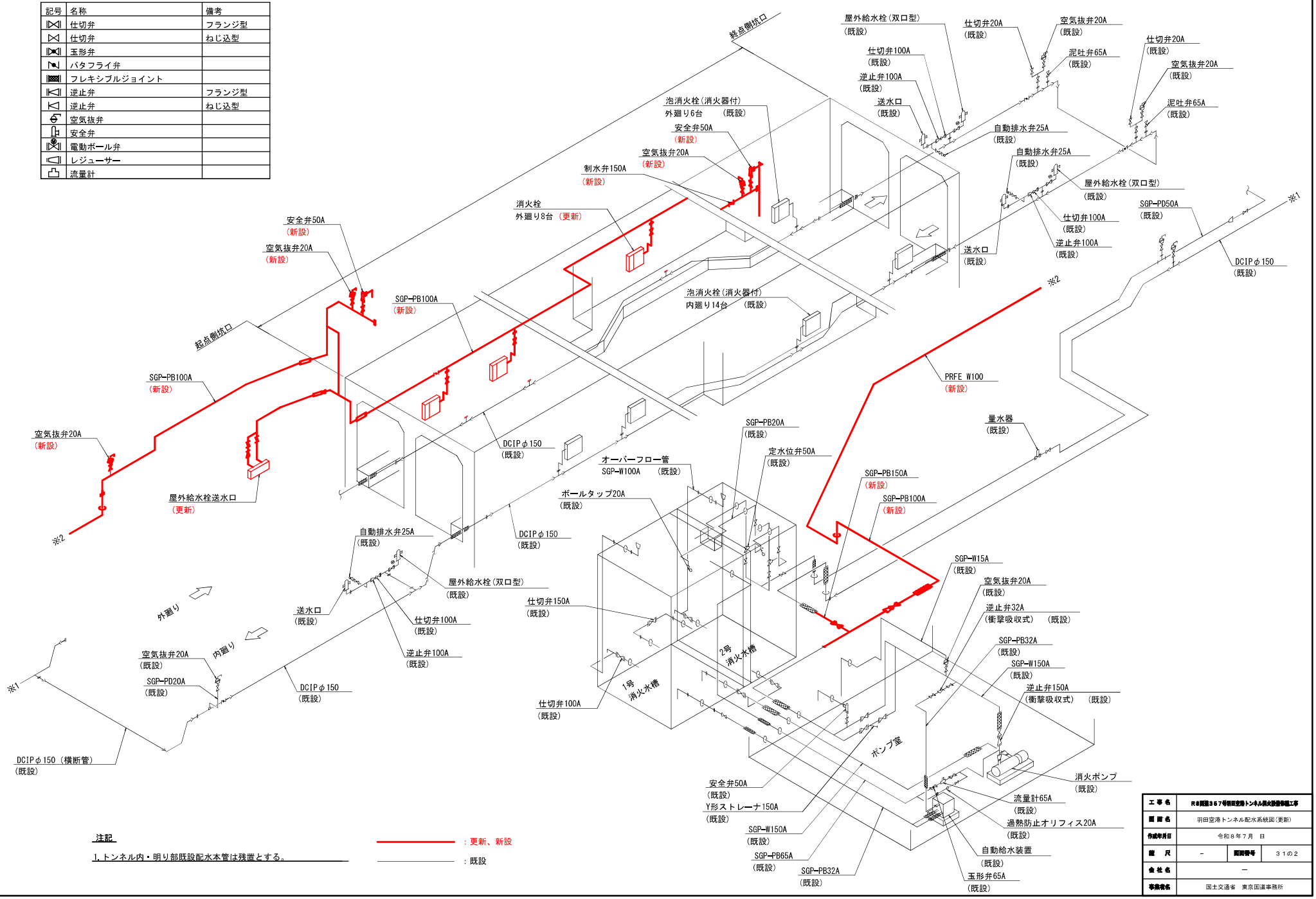


工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事								
図面名	位置図								
縮尺	図示	図面番号	３１の１						
年月日	令和　８年　７月　日								
設計会社名	ー								
所長		副所長		課長		係長		設計	
事務所名	国土交通省　東京国道事務所								

羽田空港トンネル配水系統図（更新）

凡例

記号	名称	備考
	仕切弁	フランジ型
	仕切弁	ねじ込型
	玉形弁	
	バタフライ弁	
	フレキシブルジョイント	
	逆止弁	フランジ型
	逆止弁	ねじ込型
	空気抜弁	
	安全弁	
	電動ボール弁	
	レジューサー	
	流量計	



注記

1. トンネル内・明り部既設配水本管は残置とする。

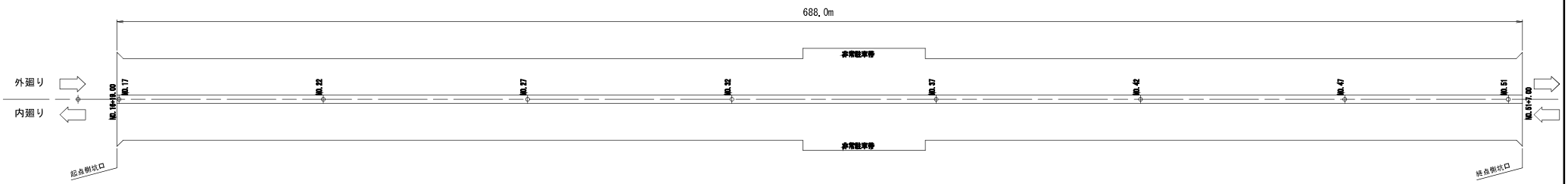
：更新、新設

：既設

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル配水系統図（更新）		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	－	図面番号	３１の２
会社名	－		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

羽田空港トンネル機器割付図(更新) S=1:1000

項 目	個数																										
手動通報区画	4区画	①				②				③				④													
押ボタン式通報機	14	19	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	19									
消火栓	14	19	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	19									
給水栓	14	19	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	19									
制水弁	5	19	150			200				200				100				19									
非常電話	3	169				200				200				119													
非常電話案内板	24	19	25	25	25	25	25	50	25	25	25	25	25	25	50	25	25	25	25	25	25	25	50	25	25	25	19
誘導表示板 (出口)	7	65		100		100		100		100		100		100		20											
煙霧透過率計(VI計)	1組	538														50	100										
一酸化炭素分析計(CO計)	1	339							195					(フィルター)	154												
風向風速計(W計)	1	272							416																		
照明管路立ち上げ	1	5	683																								
連絡扉表示板	3	169				200				200				119													



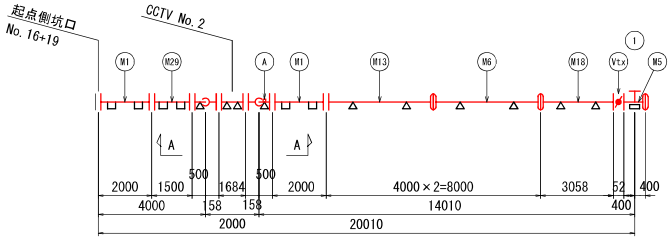
連絡扉表示板	3	169				200				200				119													
照明管路立ち上げ	1	5	683																								
風向風速計(W計)	1	272							416																		
一酸化炭素分析計(CO計)	-	154				(フィルター)	185							349													
煙霧透過率計(VI計)	1組	100			50	538																					
誘導表示板 (出口)	7	65		100		100		100		100		100		100		20											
非常電話案内板	24	19	25	25	25	25	25	50	25	25	25	25	25	25	50	25	25	25	25	25	25	25	50	25	25	25	19
非常電話	3	169				200				200				119													
制水弁	5	19	150			200				200				100				19									
給水栓	14	19	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	19									
消火栓	14	19	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	19									
押ボタン式通報機	14	19	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	19									
手動通報区画	4区画	④				③				②				①													
項 目	個数																										

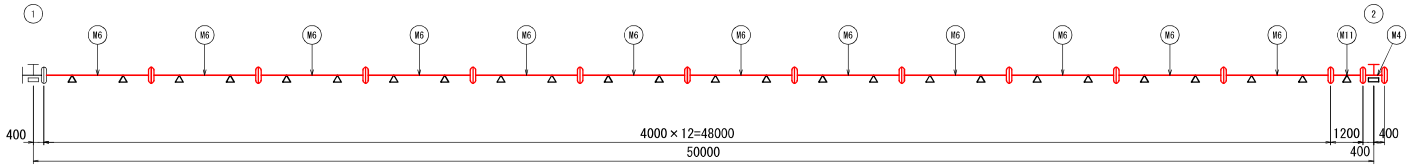
注記

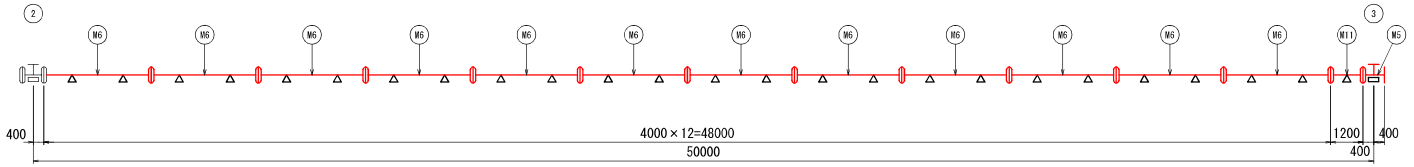
1. 図中 [] は更新とする。

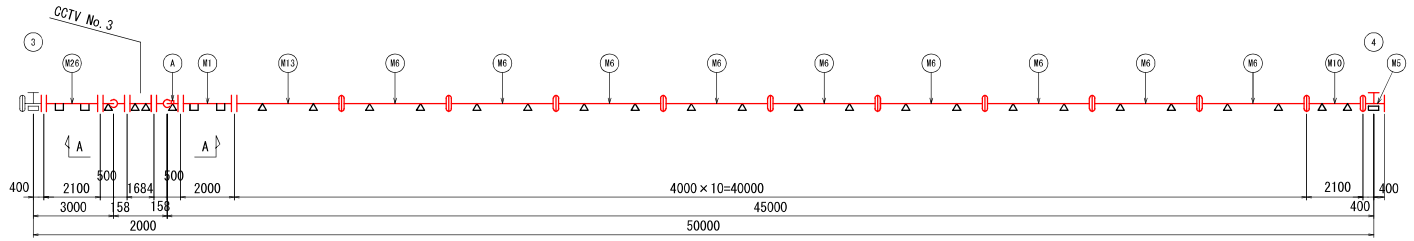
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル機器割付図(更新)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:1000	図面番号	31の3
会社名	-		
事業者名	国土交通省 東京国道事務所		

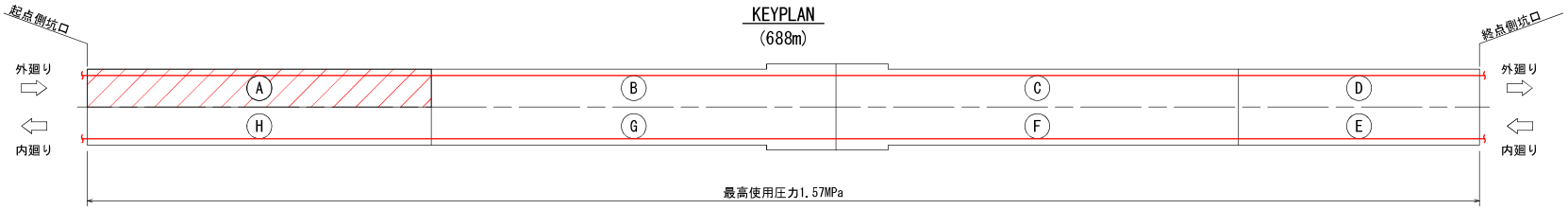
羽田空港トンネル(外廻り)配水本管割付図(更新)(A区間) S=1:100











凡 例

記号	名 称	備 考
Mn	加工管(nは加工管No)	100A(SGP-PB)
Vx	制水弁	100A(バタフライ弁)
A	空気抜弁	20A
B	安全弁	50A
	ハウジング継手	100A
△	支持金具	PS-C1(100A用)
▭	支持金具	PS-C1(100A用)2組
><	支持金具	PS-C2(50A用)

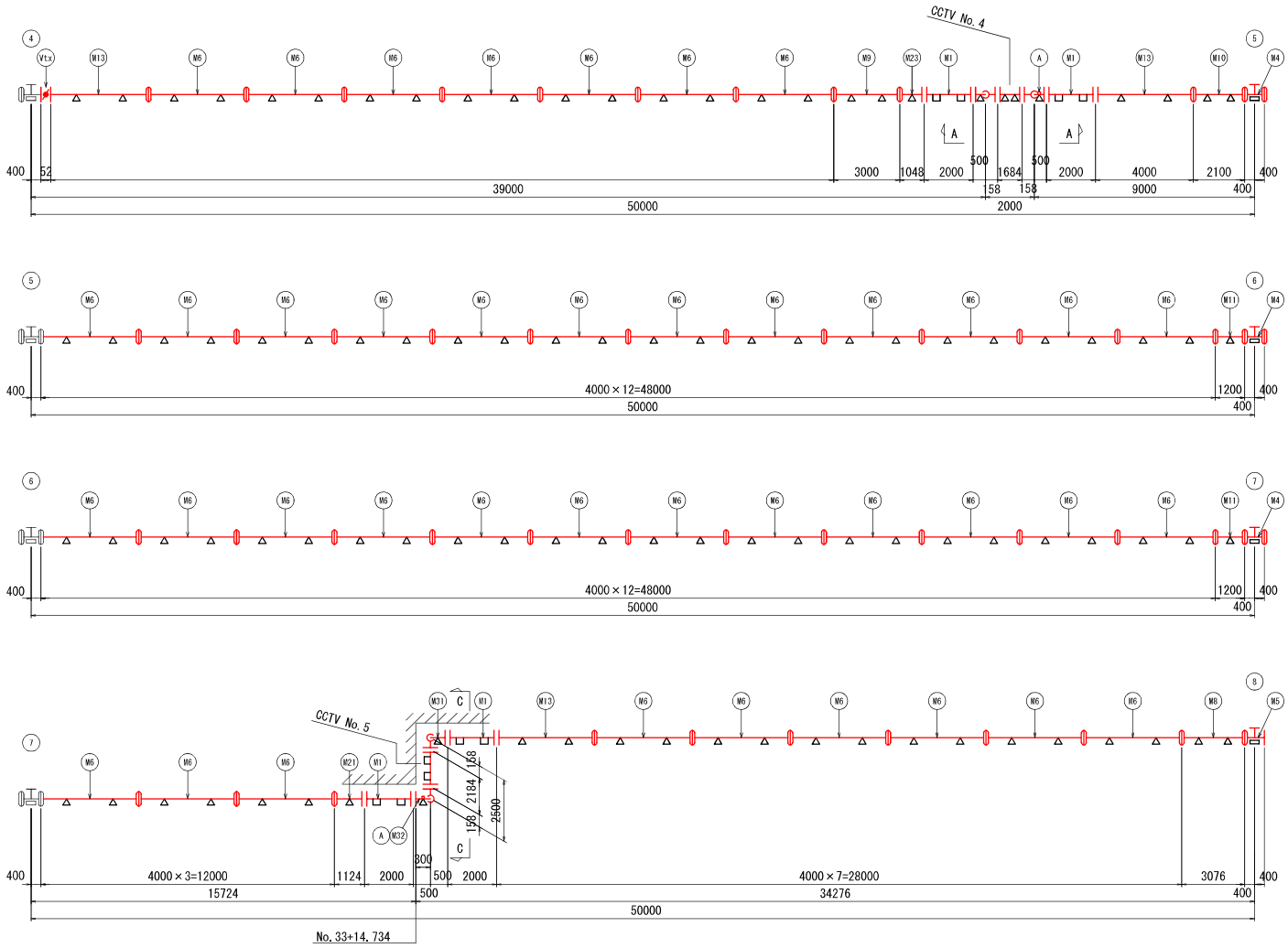
注)制水弁圧力仕様
x:1.57MPa

数量表

名 称	仕 様	単位	数 量	備 考
加工管 M1	SGP-PB100A	本	3	JIS16K型
加工管 M4	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管 M5	SGP-PB100A	本	3	JIS16K型
加工管 M6	SGP-PB100A	本	34	
加工管 M10	SGP-PB100A	本	1	
加工管 M11	SGP-PB100A	本	2	
加工管 M13	SGP-PB100A	本	2	JIS16K型
加工管 M18	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管 M26	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管 M28	SGP-PB100A	本	2	JIS16K型
加工管 M29	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管 M31	SGP-PB100A	本	2	JIS16K型
加工管 M32	SGP-PB100A	本	2	JIS16K型
加工管 M33	SGP-PB100A	本	4	JIS16K型
制水弁	φ100(バタフライ弁)	台	1	1.57MPa型
ハウジング形継手	100A	組	41	
Fボルトナット	100A用 M20×80L	本	128	JIS16K型
Fボルトナット(制水弁用)	100A用 M20×130L	本	8	JIS16K型
支持金具	PS-C1	組	94	
空気抜弁	20A	台	2	JIS16K型
仕切弁	20A	台	2	JIS16K型
ニップル	20A	個	4	
ニップル	10A	個	2	
90° エルボ	15A	個	2	
径違いエルボ	15A×10A	個	2	
加工管 M37	SGP-W15A	本	4	

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル(外廻り) 配水本管割付図(更新)(A区間)		
作成年月日	令和8年7月		
縮 尺	1:100	図面番号	31の4
会社名	—		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

羽田空港トンネル(外廻り)配水本管割付図(更新)(B区間) S=1:100



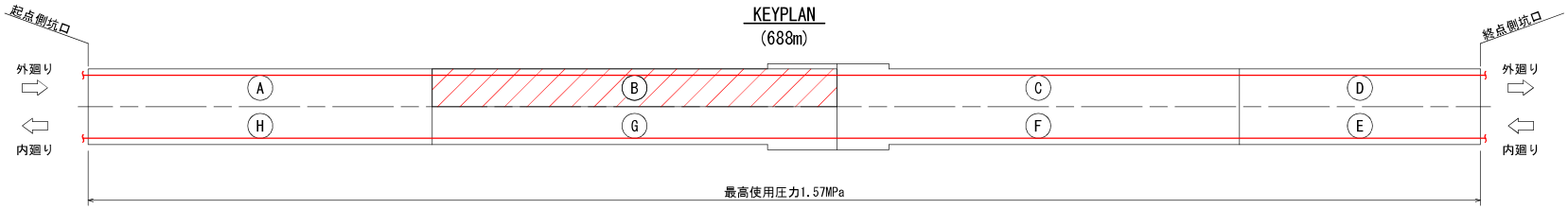
凡 例

記号	名　称	備　考
Mn	加工管(nは加工管No)	100A(SGP-PB)
Vt	制水弁	100A(バタフライ弁)
A	空気抜弁	20A
B	安全弁	50A
	ハウジング継手	100A
△	支持金具	PS-C1(100A用)
▭	支持金具	PS-C1(100A用)2組
✕	支持金具	PS-C2(50A用)

注)制水弁圧力仕様
x:1.57MPa

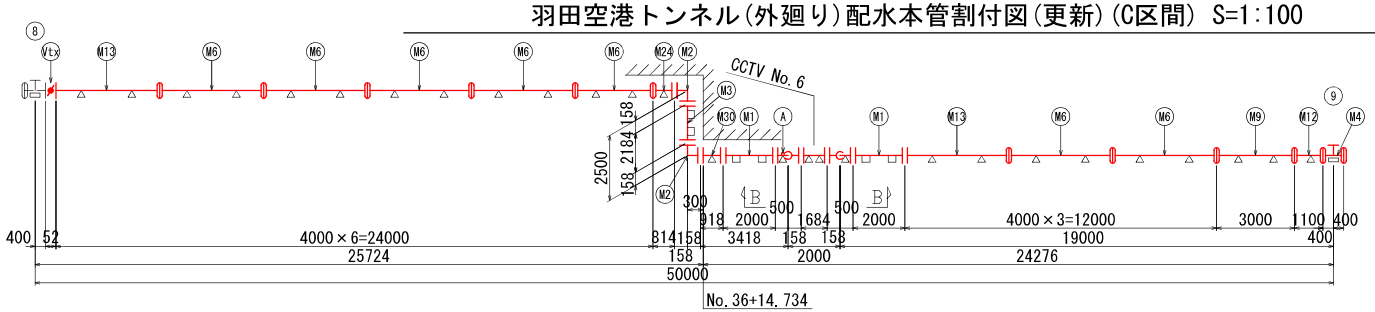
数量表

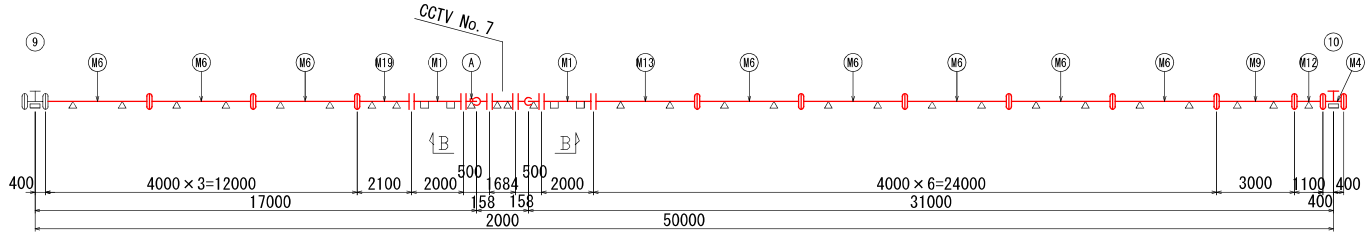
名　称	仕　様	単位	数　量	備　考
加工管　M1	SGP-PB100A	本	4	JIS16K型
加工管　M3	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管　M4	SGP-PB100A	本	3	JIS16K型
加工管　M5	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管　M6	SGP-PB100A	本	40	
加工管　M8	SGP-PB100A	本	1	
加工管　M9	SGP-PB100A	本	1	
加工管　M10	SGP-PB100A	本	1	
加工管　M11	SGP-PB100A	本	2	
加工管　M13	SGP-PB100A	本	3	JIS16K型
加工管　M21	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管　M23	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管　M28	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管　M31	SGP-PB100A	本	2	JIS16K型
加工管　M32	SGP-PB100A	本	2	JIS16K型
加工管　M33	SGP-PB100A	本	4	JIS16K型
制水弁	φ100(バタフライ弁)	台	1	1.57MPa型
ハウジング形継手	100A	組	51	
Fボルトナット	100A用　M20×80L	本	128	JIS16K型
Fボルトナット(制水弁用)	100A用　M20×130L	本	8	JIS16K型
支持金具	PS-C1	組	110	
空気抜弁	20A	台	2	JIS16K型
仕切弁	20A	台	2	JIS16K型
ニップル	20A	個	4	
ニップル	10A	個	2	
90°エルボ	15A	個	2	
径違いエルボ	15A×10A	個	2	
加工管　M37	SGP-W15A	本	4	

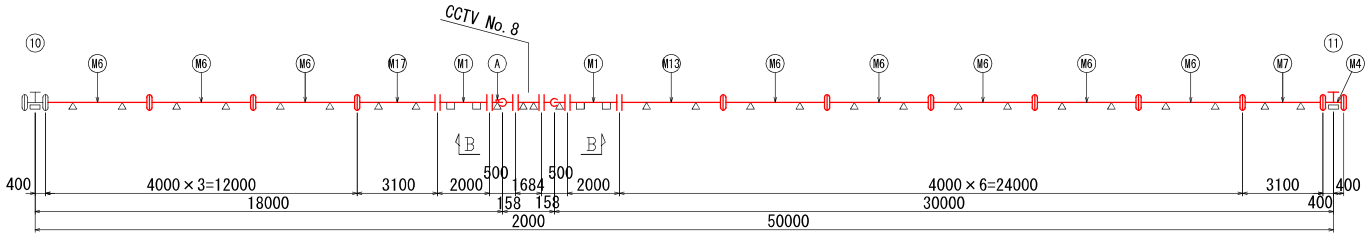


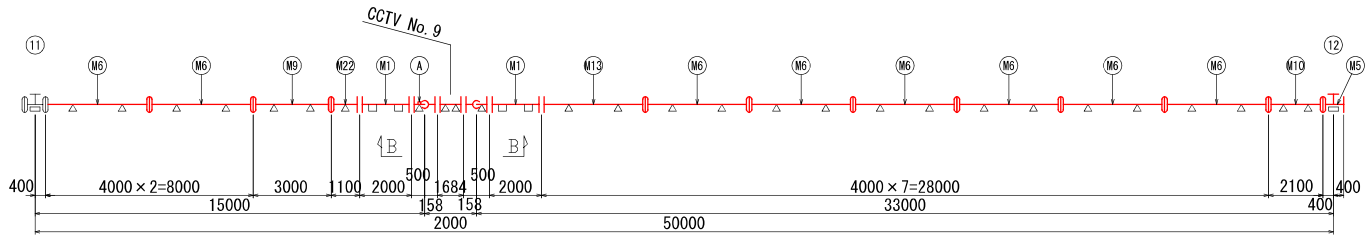
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル(外廻り)配水本管割付図(更新)(B区間)		
図面名	羽田空港トンネル(外廻り) 配水本管割付図(更新)(B区間)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:100	図面番号	31の5
会社名	—		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

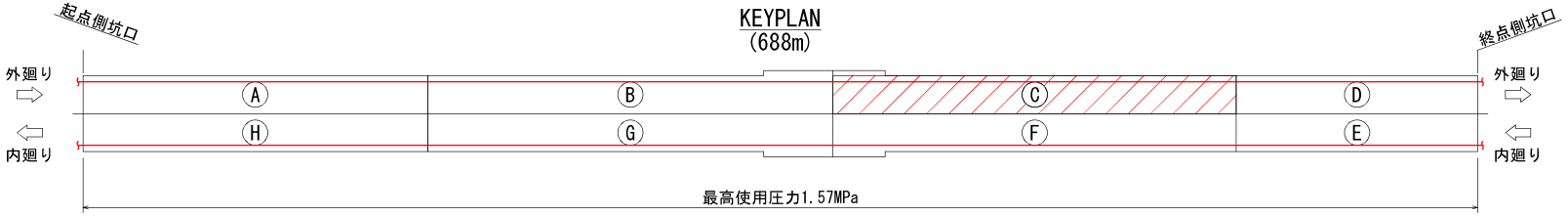
羽田空港トンネル(外廻り)配水本管割付図(更新)(C区間) S=1:100











凡 例

記号	名 称	備 考
Mn	加工管(nは加工管No)	100A(SGP-PB)
Vt	制水弁	100A(バタフライ弁)
A	空気抜弁	20A
B	安全弁	50A
▯	ハウジング継手	100A
△	支持金具	PS-C1(100A用)
▭	支持金具	PS-C1(100A用)2組
✕	支持金具	PS-C2(50A用)

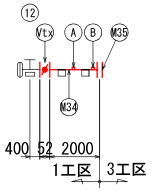
注)制水弁圧力仕様
x:1.57MPa

数量表

名 称	仕 様	単位	数 量	備 考
加工管 M1	SGP-PB100A	本	8	JIS16K型
加工管 M2	SGP-PB100A	本	2	JIS16K型
加工管 M3	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管 M4	SGP-PB100A	本	3	JIS16K型
加工管 M5	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管 M6	SGP-PB100A	本	31	
加工管 M7	SGP-PB100A	本	1	
加工管 M9	SGP-PB100A	本	3	
加工管 M10	SGP-PB100A	本	1	
加工管 M12	SGP-PB100A	本	2	
加工管 M13	SGP-PB100A	本	5	JIS16K型
加工管 M17	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管 M19	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管 M22	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管 M24	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管 M28	SGP-PB100A	本	4	JIS16K型
加工管 M30	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管 M31	SGP-PB100A	本	4	JIS16K型
加工管 M32	SGP-PB100A	本	4	JIS16K型
加工管 M33	SGP-PB100A	本	8	JIS16K型
制水弁	φ100(バタフライ弁)	台	1	1.57MPa型
ハウジング形継手	100A	組	46	
Fボルトナット	100A用 M20×80L	本	288	JIS16K型
Fボルトナット(制水弁用)	100A用 M20×130L	本	8	JIS16K型
支持金具	PS-C1	組	115	
空気抜弁	20A	台	4	JIS16K型
仕切弁	20A	台	4	JIS16K型
ニップル	20A	個	8	
ニップル	10A	個	4	
90° エルボ	15A	個	4	
径違いエルボ	15A×10A	個	4	
加工管 M37	SGP-W15A	本	8	

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事
図面名	羽田空港トンネル(外廻り) 配水本管割付図(更新)(C区間)
作成年月日	令和8年7月
縮尺	1:100
図面番号	31の6
会社名	−
事務所名	国土交通省 東京国道事務所

羽田空港トンネル(外廻り)配水本管割付図(更新)(末端、弁廻り)

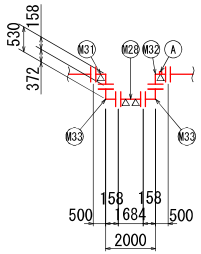


凡 例

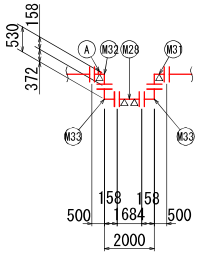
記号	名　　称	備　　考
Mn	加工管(nは加工管No)	100A(SGP-PB)
Vt	制水弁	100A(バタフライ弁)
A	空気抜弁	20A
B	安全弁	50A
	ハウジング継手	100A
△	支持金具	PS-C1(100A用)
□	支持金具	PS-C1(100A用)2組
✕	支持金具	PS-C2(50A用)

注)制水弁圧力仕様
x:1.57MPa

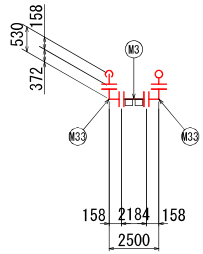
A-A矢視



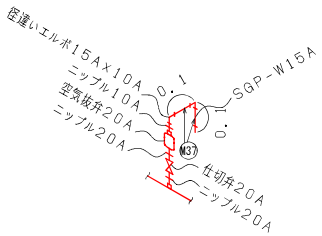
B-B矢視



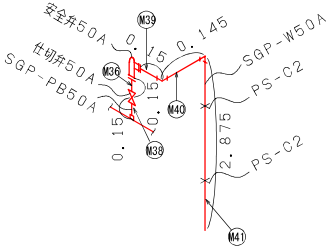
C-C矢視



空気抜弁廻り詳細図

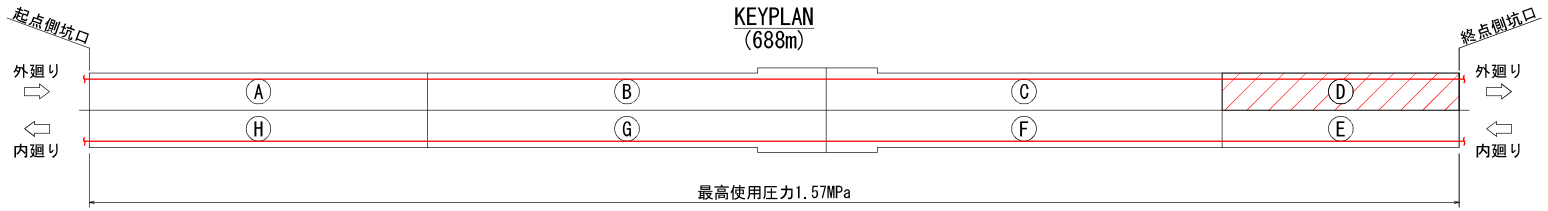


安全弁廻り詳細図



数量表

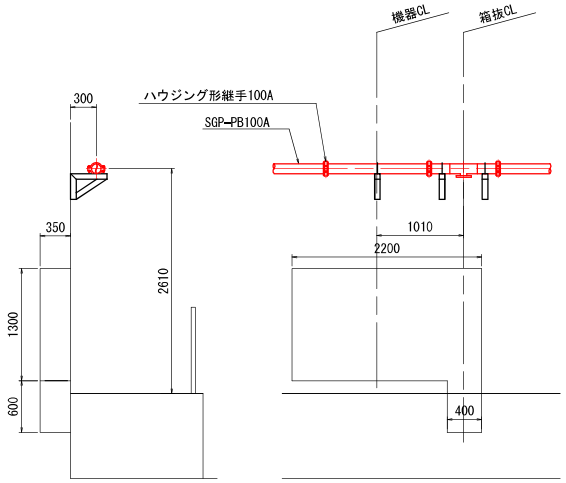
名　　称	仕　　様	単位	数　量	備　　考
加工管　M34	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
加工管　M35	SGP-PB100A	本	1	JIS16K型
制水弁	φ100(バタフライ弁)	台	1	1.57MPa型
Fボルトナット	100A用　M20×80L	本	8	JIS16K型
Fボルトナット(制水弁用)	100A用　M20×130L	本	8	JIS16K型
空気抜弁	20A	台	1	JIS16K型
仕切弁	20A	台	1	JIS16K型
ニップル	20A	個	2	
ニップル	10A	個	1	
90°エルボ	15A	個	1	
径違いエルボ	15A×10A	個	1	
加工管M37	SGP-W15A	本	2	
安全弁	50A	台	1	JIS16K型
仕切弁	50A	台	1	JIS16K型
90°エルボ	50A	個	2	
相フランジ	50A	個	1	JIS20K型
加工管　M36	SGP-PB50A	本	1	JIS16K型
加工管　M38	SGP-PB50A	本	1	
加工管　M39	SGP-W50A	本	1	
加工管　M40	SGP-W50A	本	1	
加工管　M41	SGP-W50A	本	1	
支持金具	PS-C2	組	2	
Fボルトナット	50A用　M16×60L	本	8	JIS16K型
	50A用　M16×60L	本	8	JIS20K型



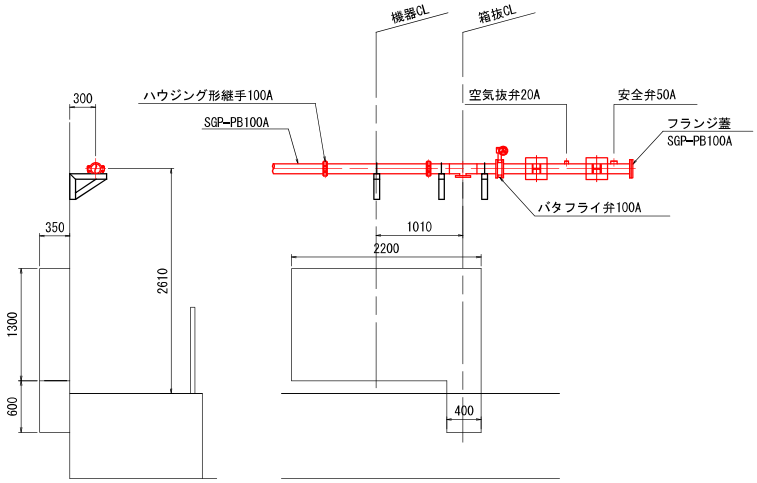
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル排水設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル(外廻り) 配水本管割付図(更新)(末端、弁廻り)		
作成年月日	令和8年7月		
縮　尺	1:100	図面番号	31の7
会社名	－		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

羽田空港トンネル配水本管据付図(更新)(1) S=1:30

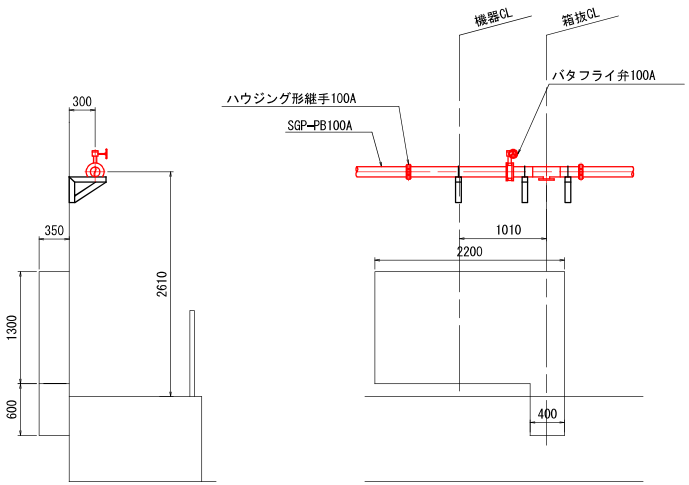
消火栓
(標準部)



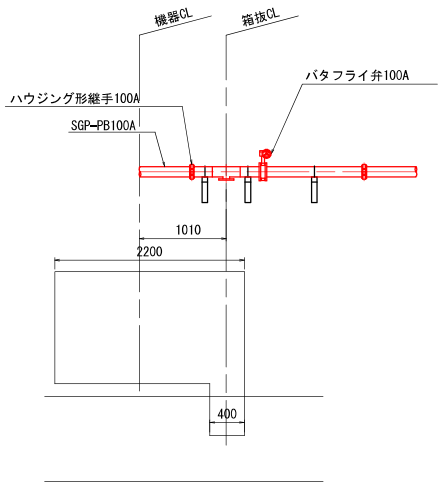
外廻り:消火栓 HB-12



消火栓+バタフライ弁
外廻り:起点側坑口



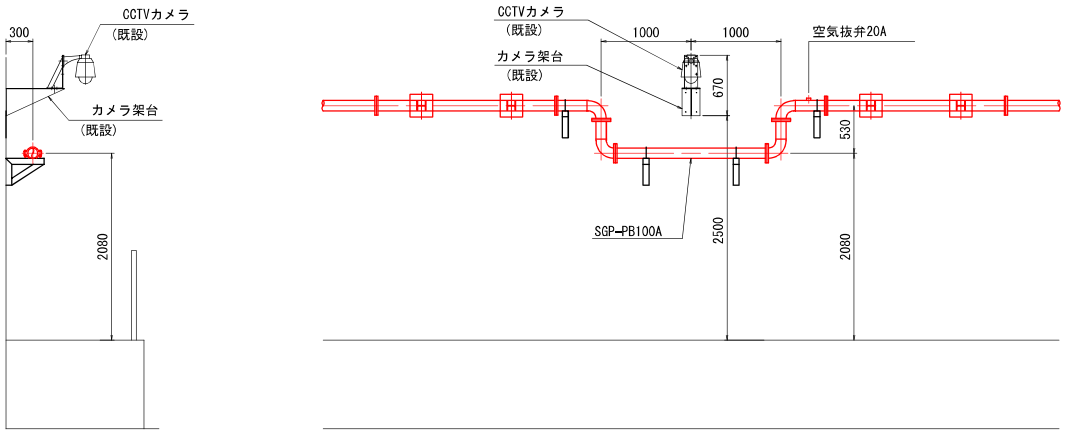
消火栓+バタフライ弁
外廻り:標準部



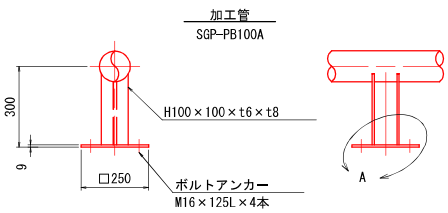
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備等補工事
図面名	羽田空港トンネル 配水本管据付図(更新)(1)
作成年月日	令和8年7月
縮尺	1:30 / 図面番号 31の8
会社名	−
事務所名	国土交通省　東京国道事務所

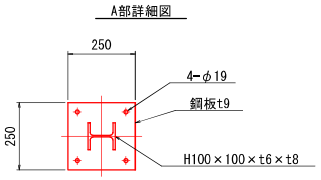
羽田空港トンネル配水本管据付図(更新)(2) S=1:30

CCTV干渉部
外廻り:No.2,3,4



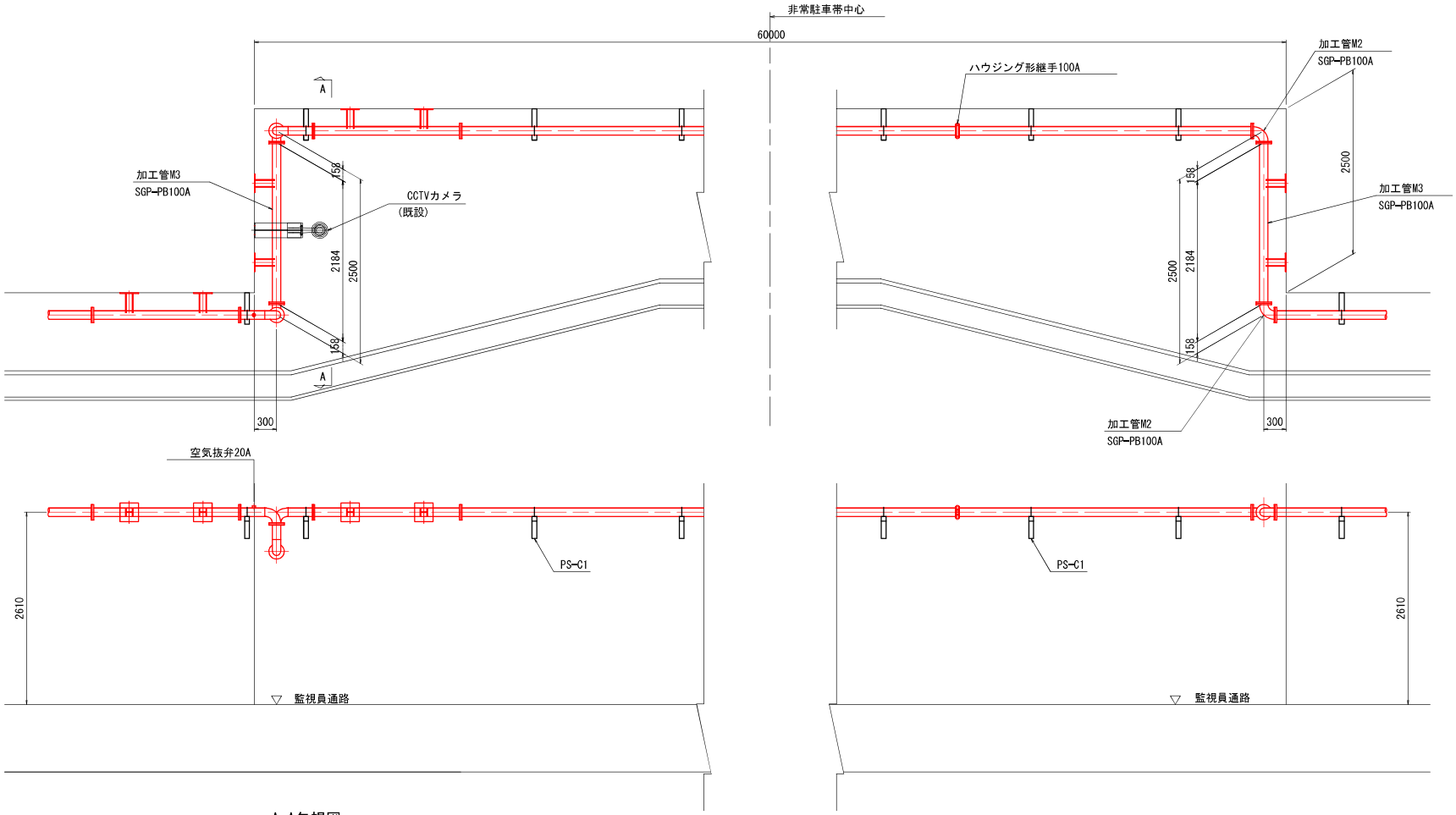
加工管断面詳細図 S=1:10



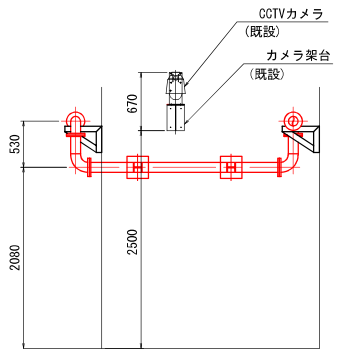


工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル 配水本管据付図(更新)(2)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:30	図面番号	31の9
会社名	―		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

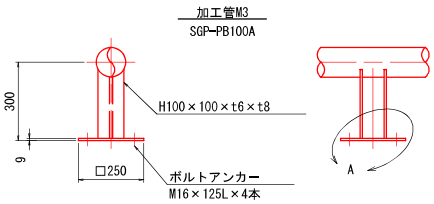
羽田空港トンネル(外廻り)非常駐車帯部配水本管据付図(更新) S=1:30



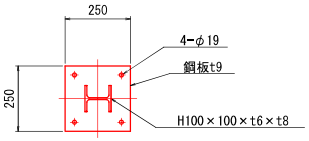
A-A矢視図



加工管断面詳細図 S=1:10



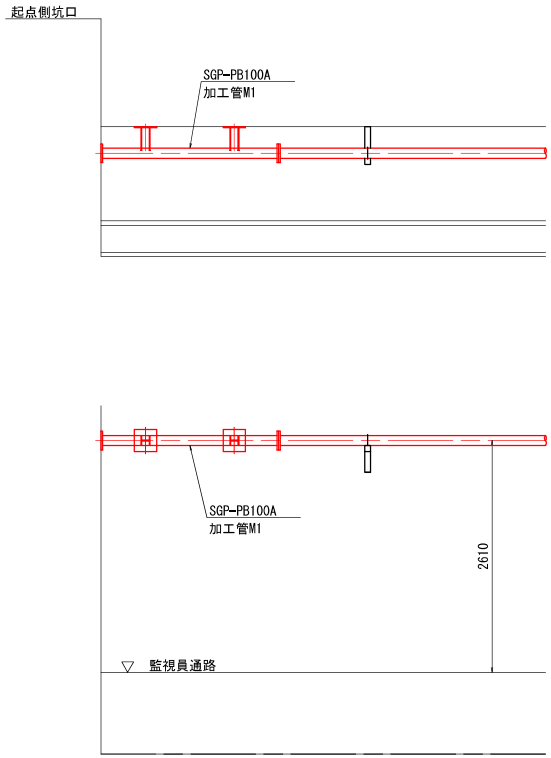
A部詳細図



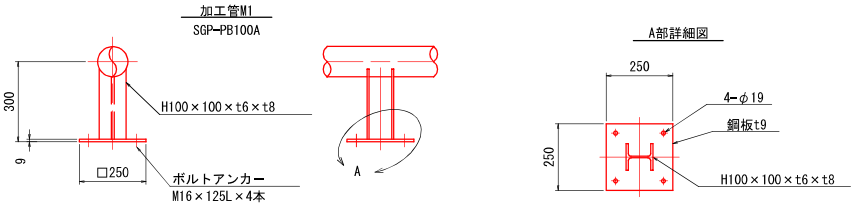
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル排水設備修繕工事
図面名	羽田空港トンネル(外廻り) 非常駐車帯部配水本管据付図(更新)
作成年月日	令和8年7月
縮尺	1:30
図面番号	31の10
会社名	−
事務所名	国土交通省 東京国道事務所

羽田空港トンネル坑口部配水本管据付図(更新) S=1:30

外廻り:起点側坑口

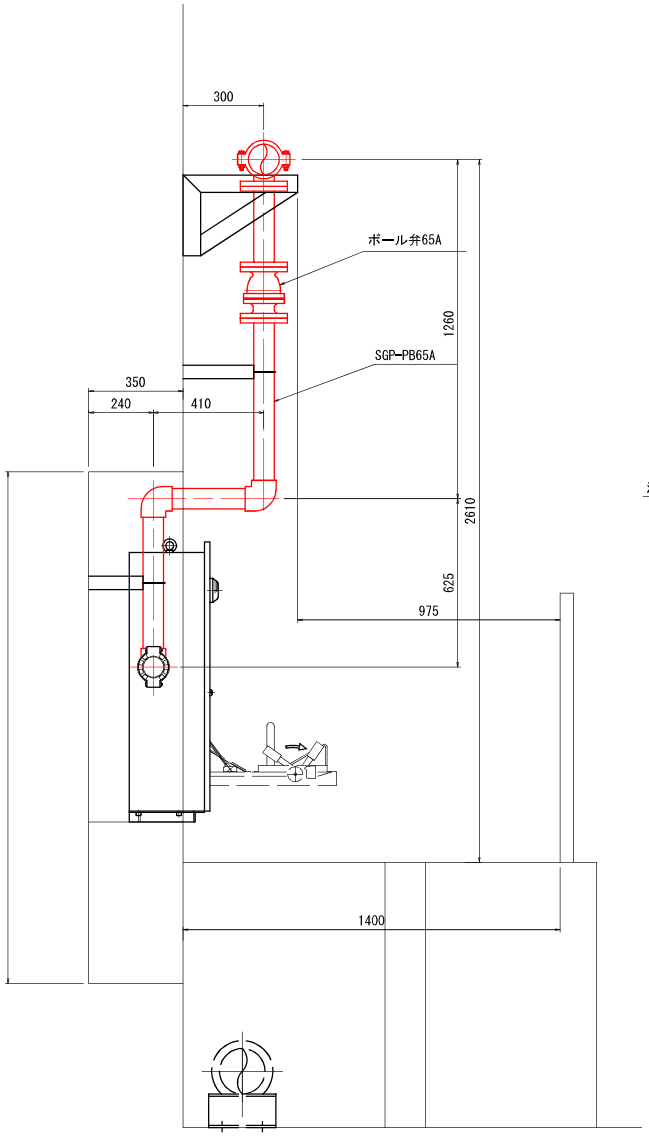


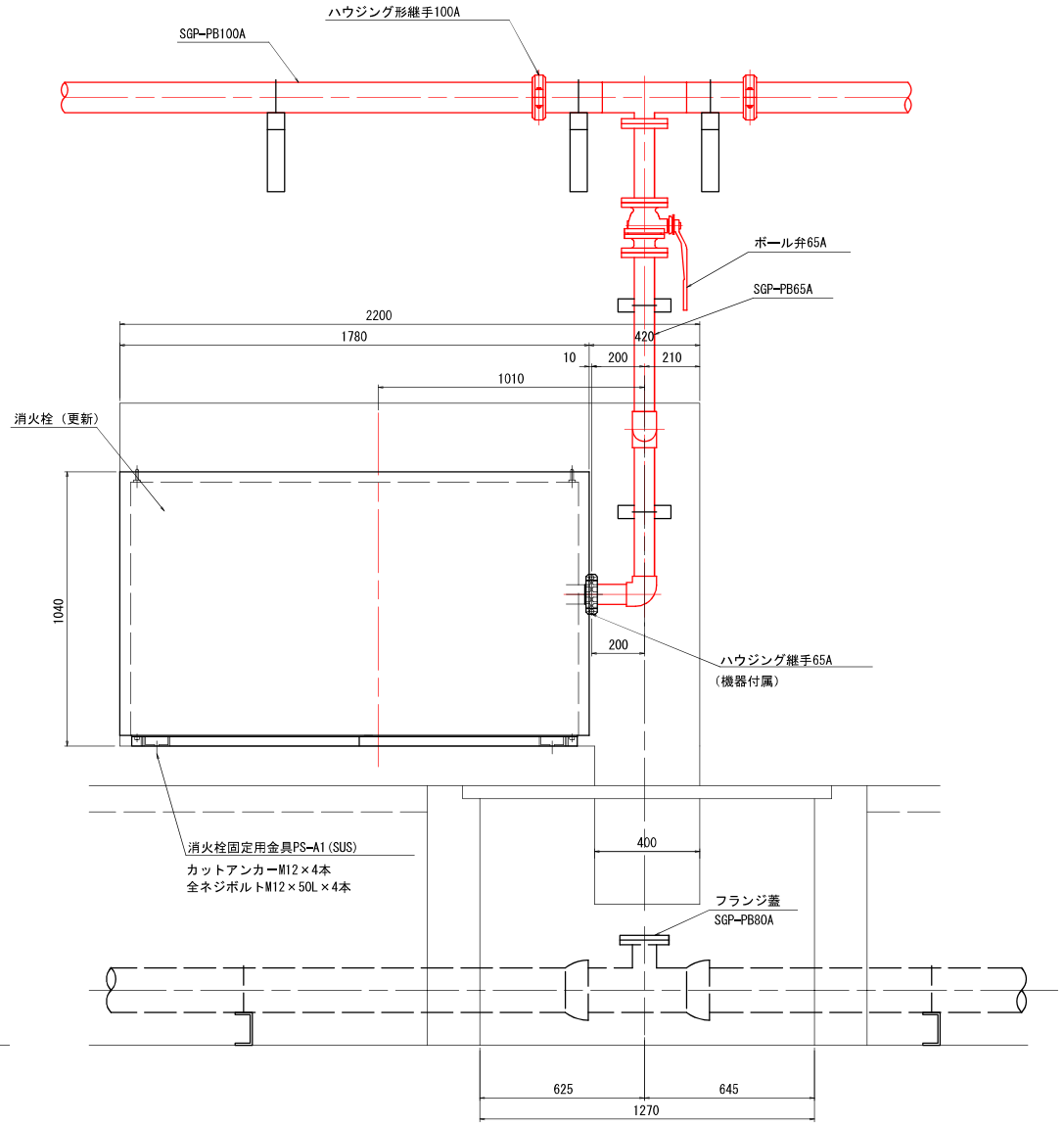
加工管断面詳細図 S=1:10



工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル 坑口部配水本管据付図(更新)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:30	図面番号	31の11
会社名	—		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

羽田空港トンネル消火栓据付図(更新) S=1:10



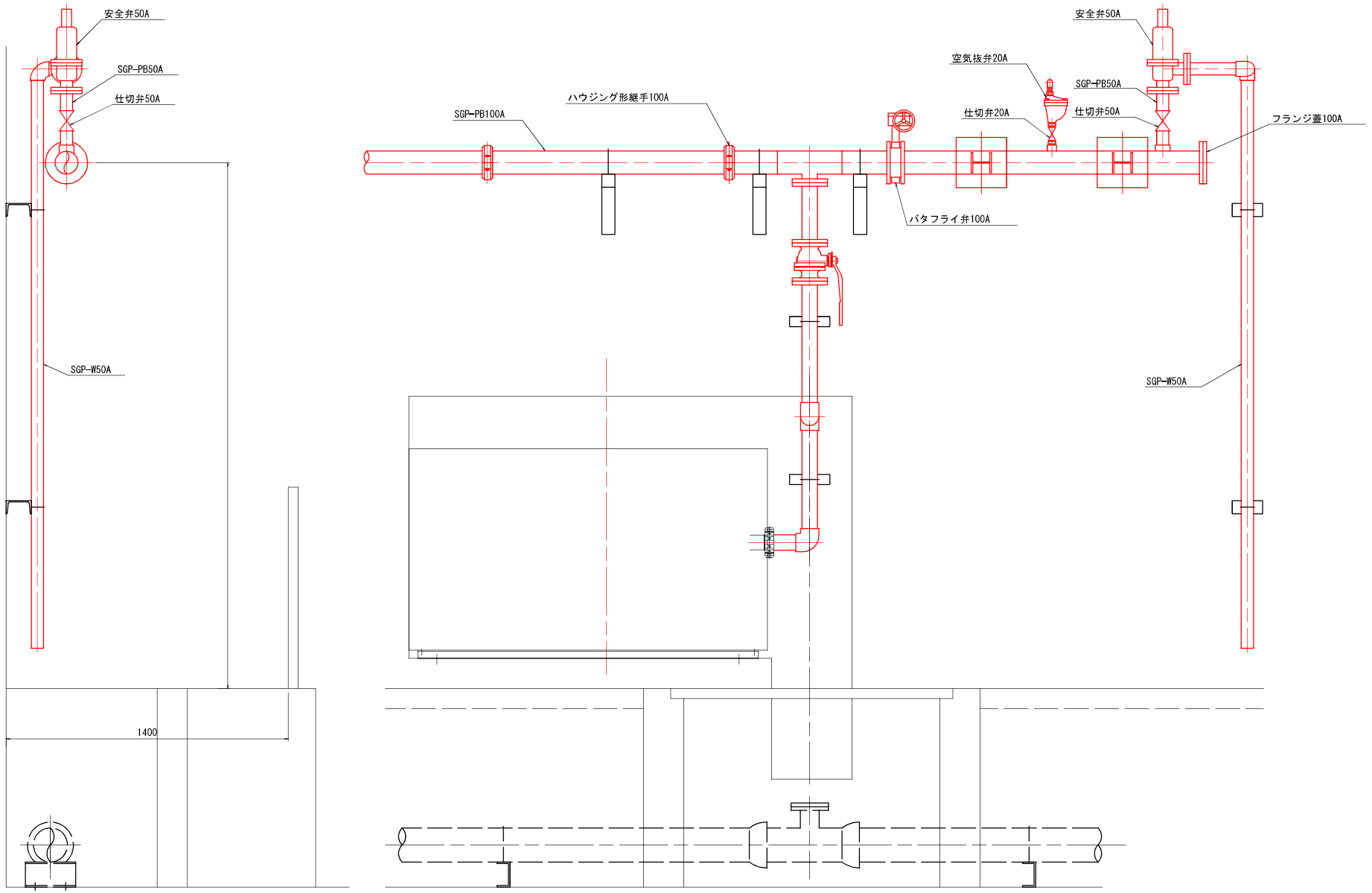


注記

1. 最高使用圧力は1.57MPaとする。
2. 消火器は既設再使用とする。

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル消火栓据付図(更新)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:10	図面番号	31の12
会社名	―		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

羽田空港トンネル末端消火栓据付図(更新) S=1:10

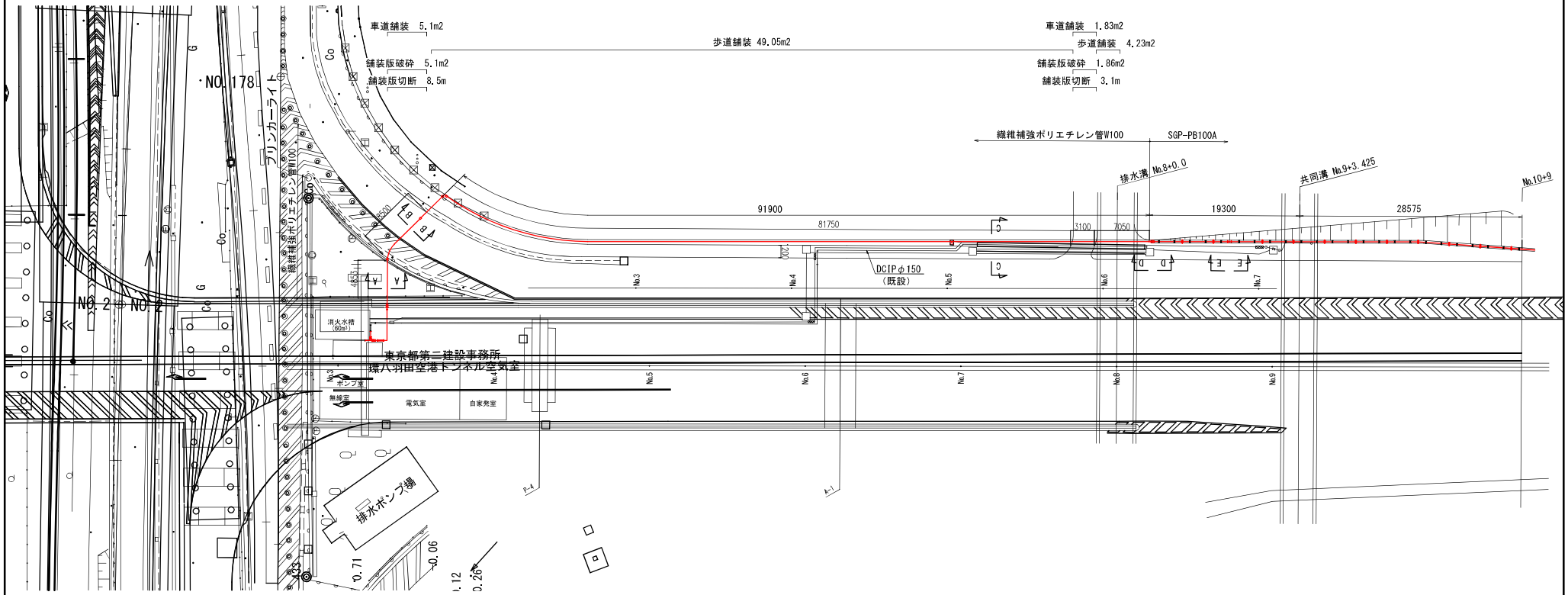


注記

1.最高使用圧力は1.57MPaとする。

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備補修工事		
図面名	羽田空港トンネル末端消火栓据付図（更新）		
作成年月日	令和８年７月		
縮尺	1:10	図面番号	３１の１３
会社名	―		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

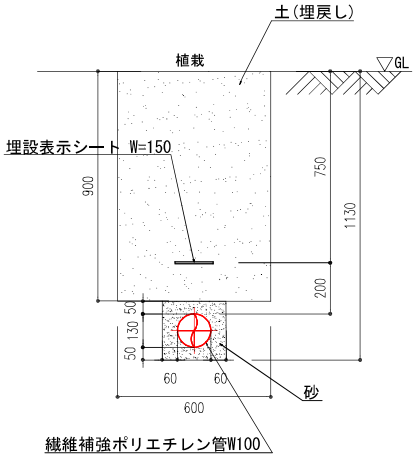
羽田空港トンネル起点側坑口廻り配管図（更新）(1)　1:250



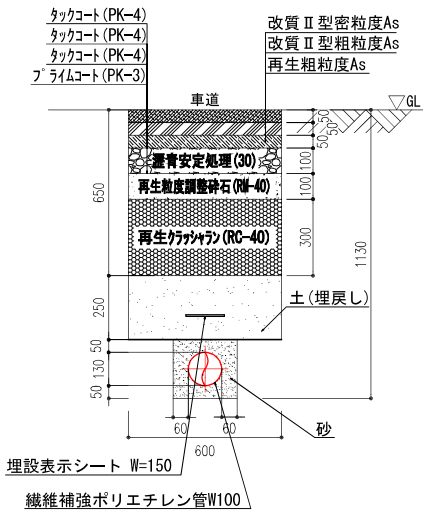
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備工事
図面名	羽田空港トンネル 起点側坑口廻り配管図（更新）(1)
年月日	令和８年７月
縮尺	1:250　図面番号　３１の１４
設計会社名	－
事務所名	国土交通省 東京国道事務所

羽田空港トンネル起点側坑口廻り配管図（更新）(1)　舗装構成図

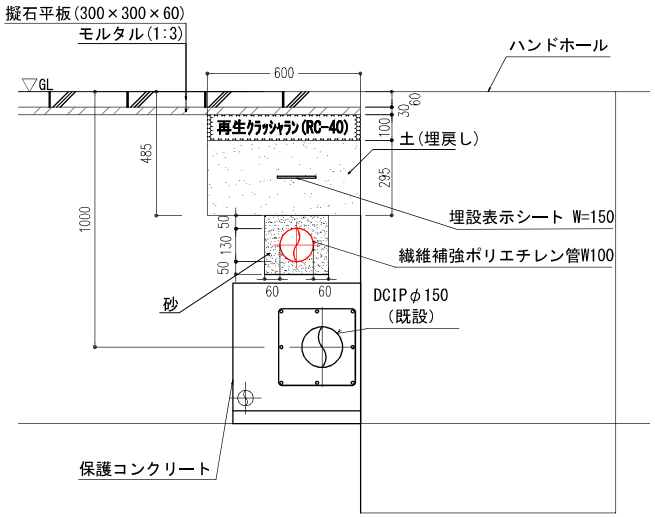
A-A矢視図　1:10



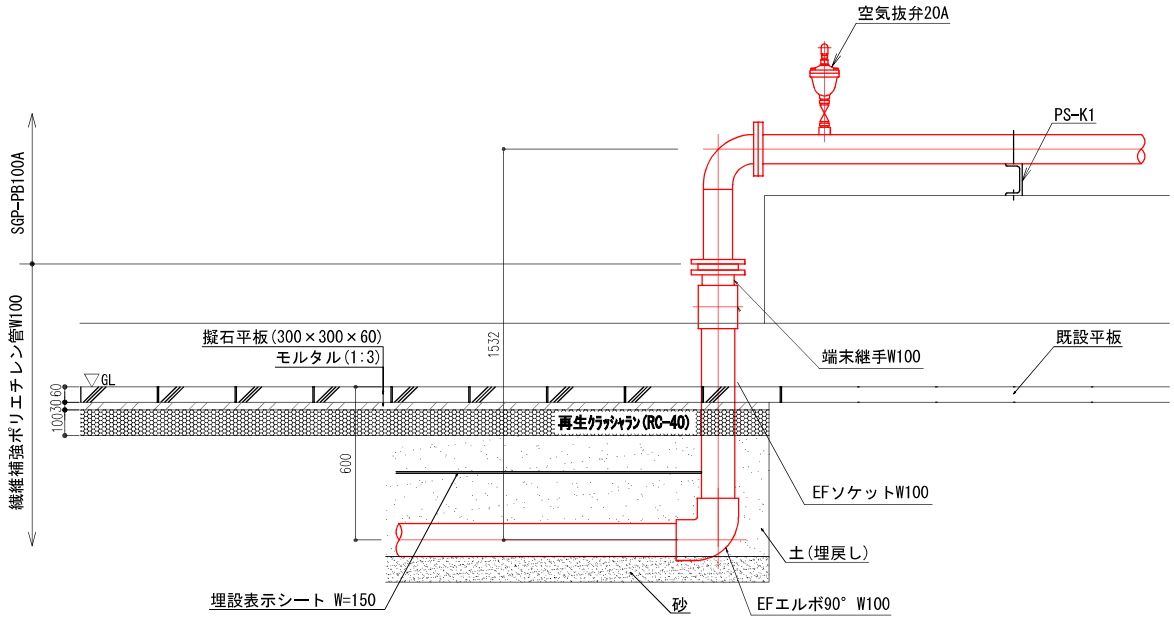
B-B矢視図　1:10



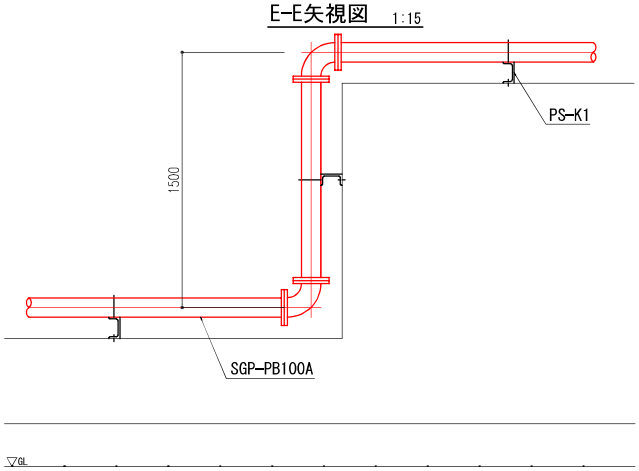
C-C矢視図　1:10



D-D矢視図　1:10

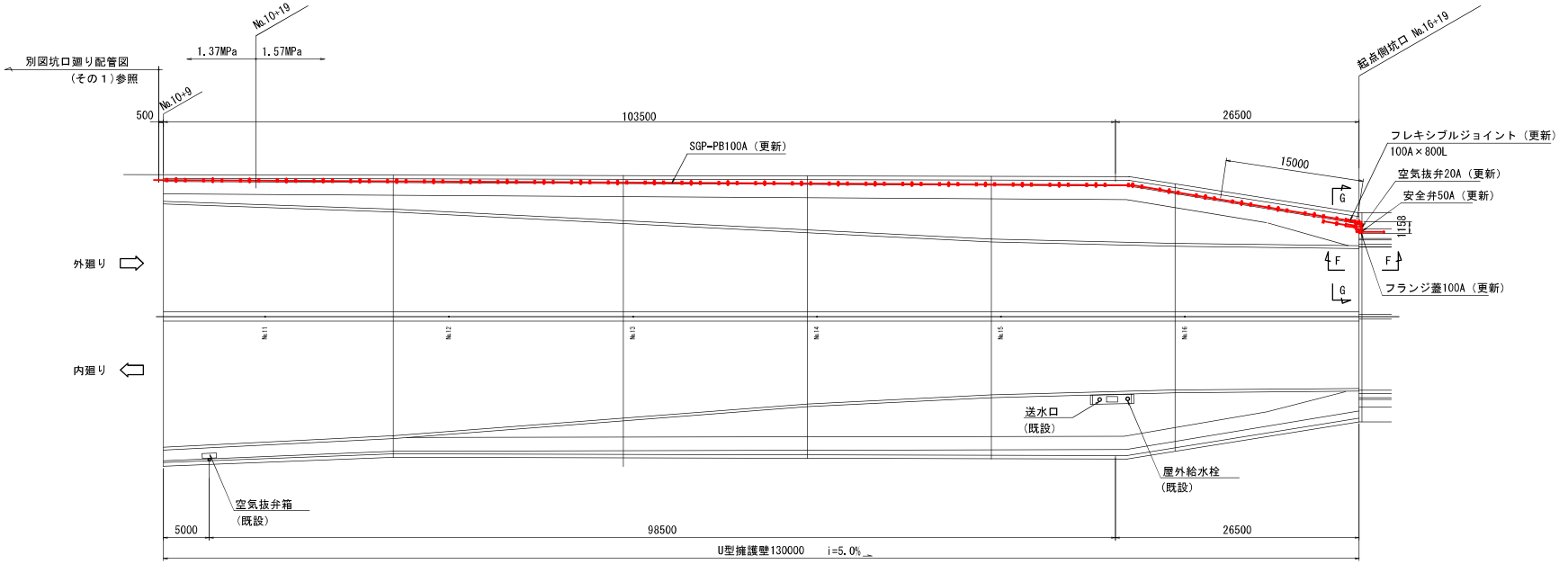


E-E矢視図　1:15



工事名	R8国道357号羽田空港トンネル排水設備修繕工事
図面名	羽田空港トンネル 起点側坑口廻り配管図(更新)(1)　舗装構成図
年月日	令和8年7月
縮尺	図示　図面番号　31の15
設計会社名	ー
事務所名	国土交通省 東京国道事務所

羽田空港トンネル起点側坑口廻り配管図(更新)(2) S=1:250



：新設

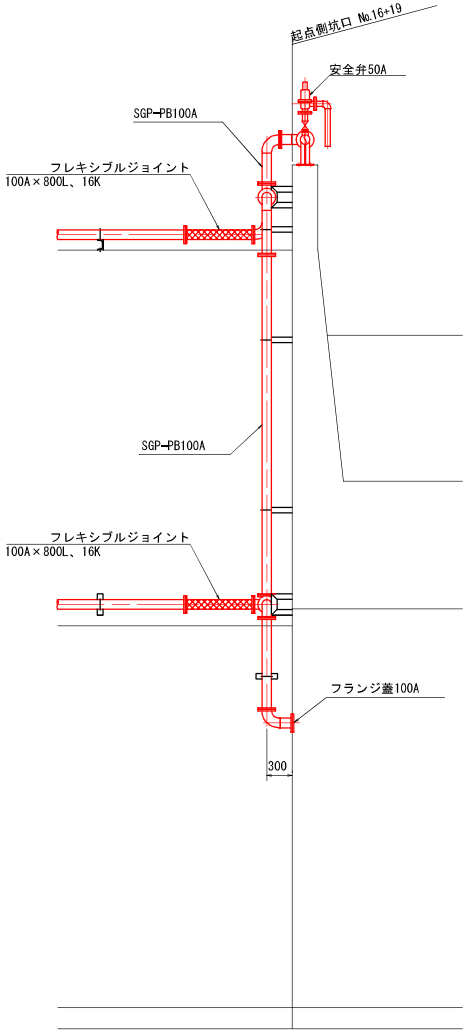
注記

1. 最高使用圧力は下記とする。
 ポンプ室～No.10+19は1.37MPa
 No.10+19～起点側坑口No.16+19は1.57MPa
2. 配管充水部は保温施工とする。

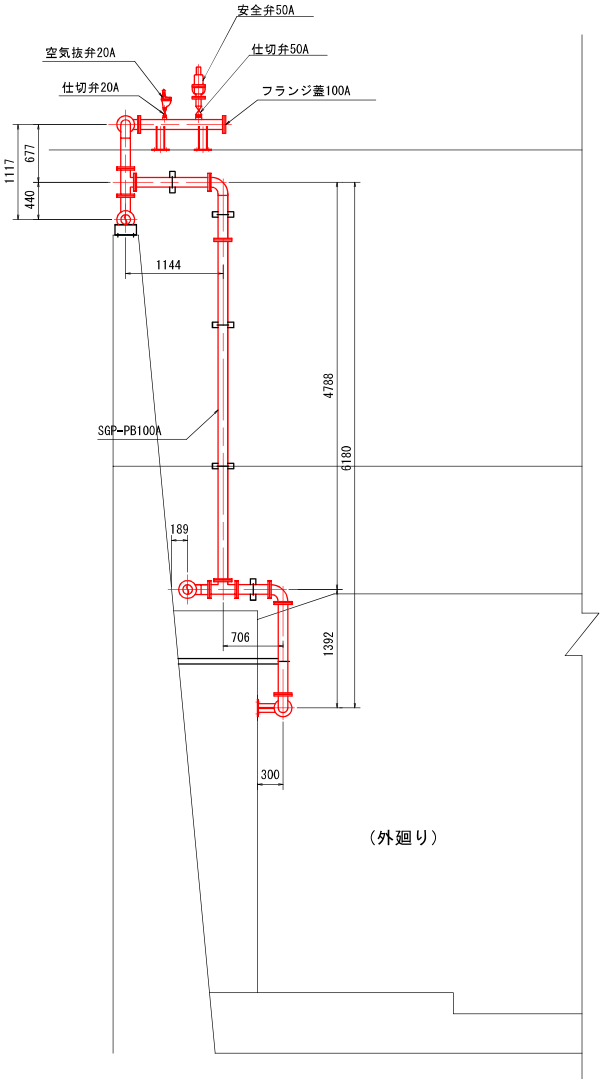
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備改修工事		
図面名	羽田空港トンネル 起点側坑口廻り配管図(更新)(2)		
作成年月日	令和８年７月		
縮尺	1:250	図面番号	３１の１６
会社名	―		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

羽田空港トンネル起点側坑口廻り配管図(更新)(3) S=1:30

F-F矢視図 S=1:30



G-G矢視図 S=1:30

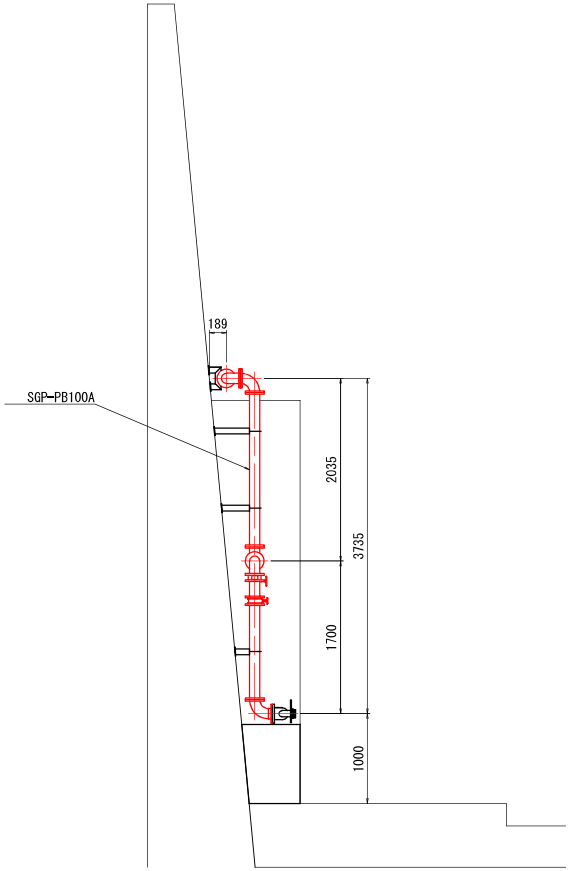


注記

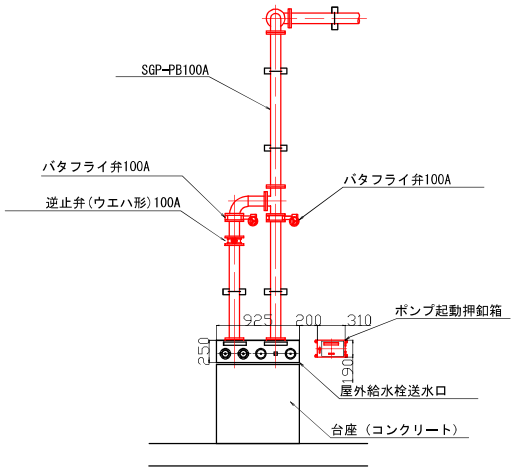
1. 最高使用圧力は1.57MPaとする。
2. 配管充水部は保温施工とする。

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル防火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル起点側坑口廻り配管図(更新)(3)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:30	図面番号	31の17
会社名	−		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

羽田空港トンネル起点側屋外給水栓送水口据付図(更新) S=1:30



外廻り

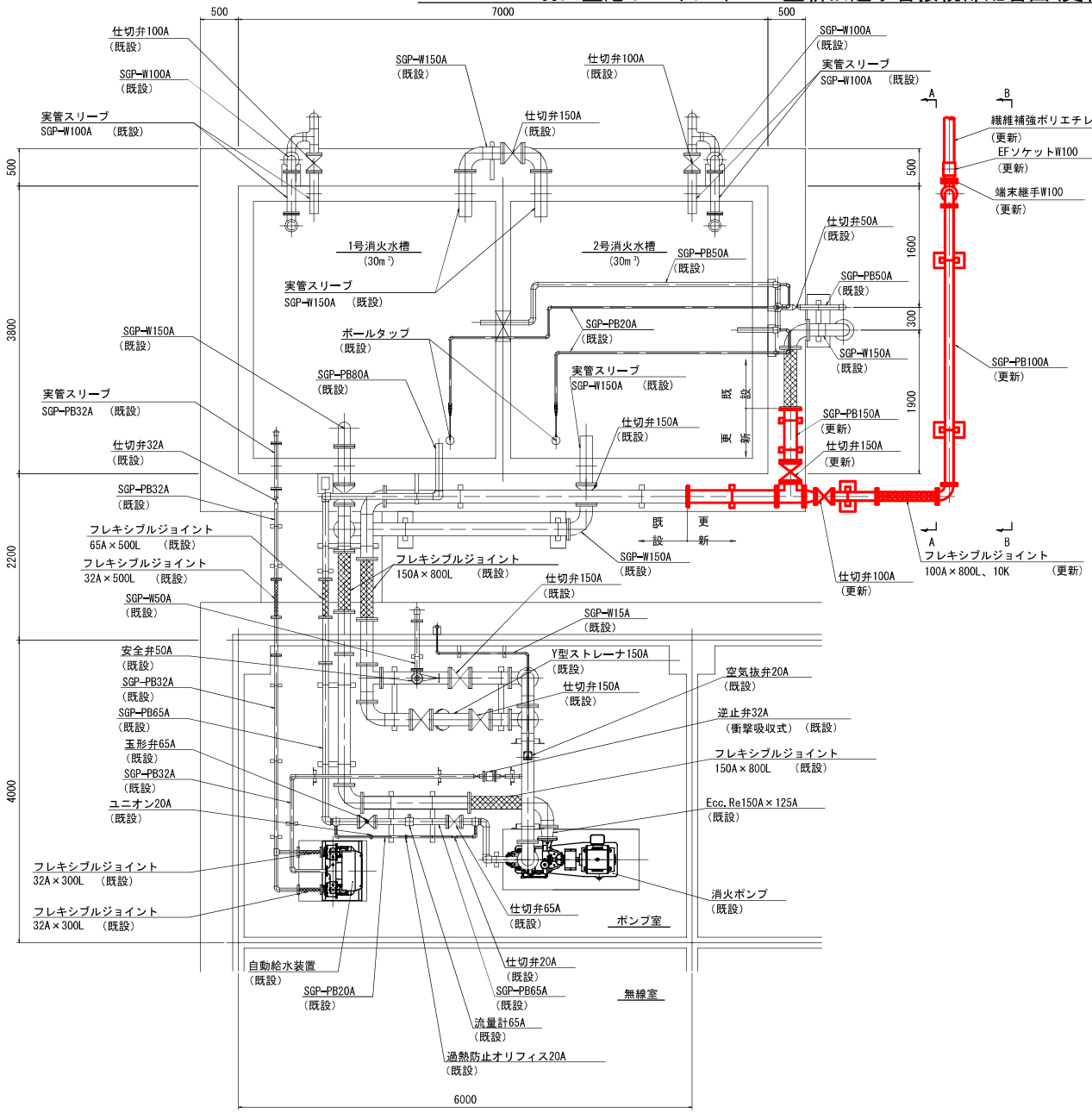


注記

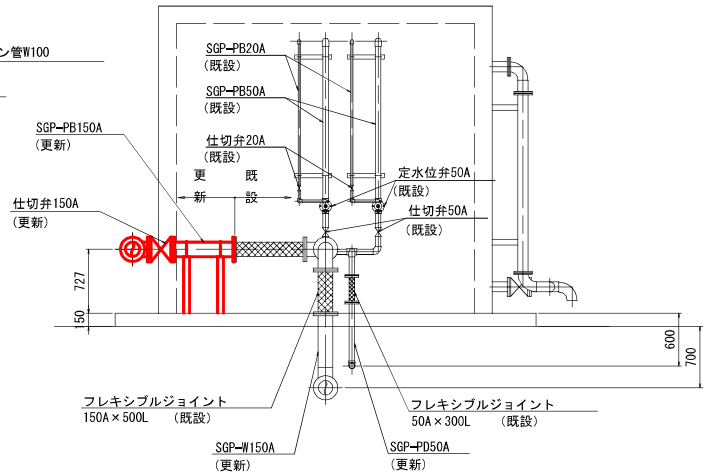
1. 最高使用圧力は1.57MPaとする。
2. 配管充水部は保温施工とする。

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備改修工事		
図面名	羽田空港トンネル起点側屋外給水栓送水口据付図(更新)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:30	図面番号	31の18
会社名	—		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

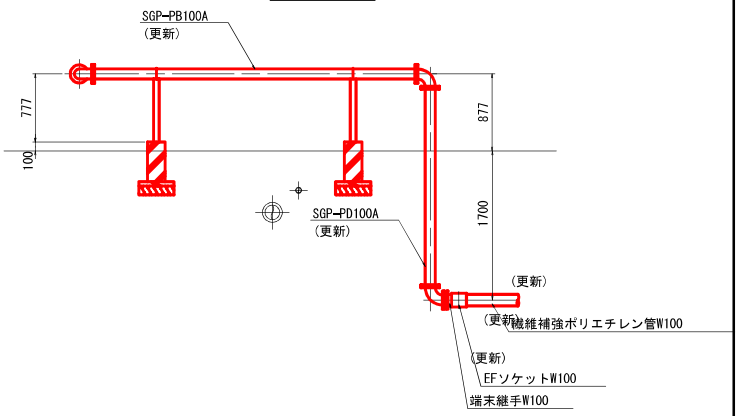
羽田空港トンネルポンプ室新旧送水管接続部配管図(更新) S=1:30



A-A矢視



B-B矢視



注記

1. 最高使用圧力は1.37MPaとする。

：更新

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネルポンプ室 新旧送水管接続部配管図(更新)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:30	図面番号	31の19
会社名	－		
事務管名	国土交通省 東京国道事務所		

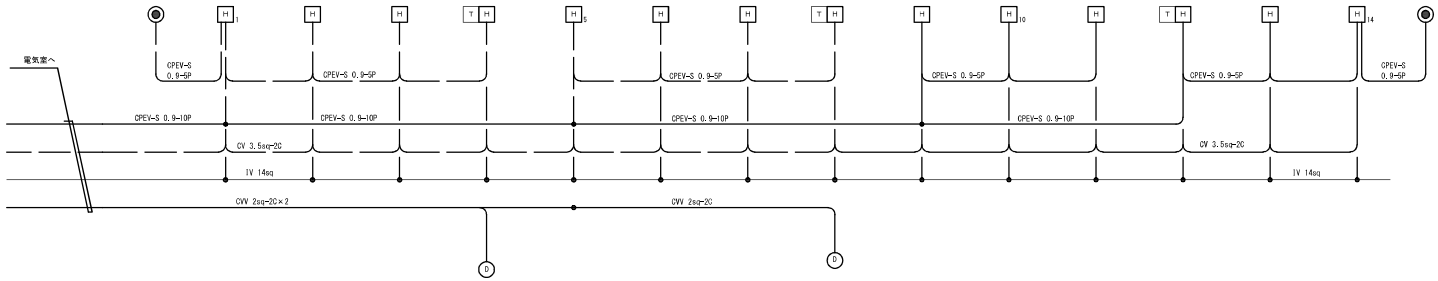
トンネル内配線図

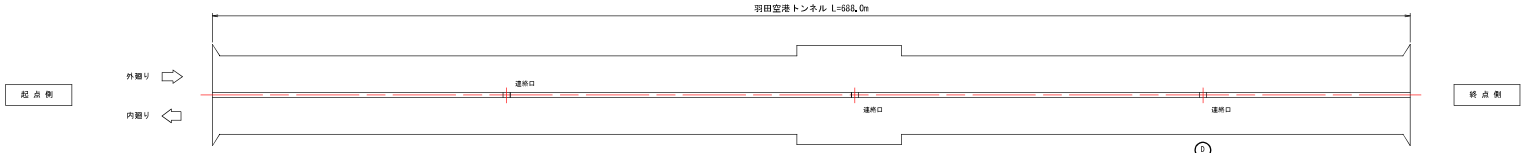
手動通報区画	―
泡 消 火 栓	更新
非 常 電 話	既設

	①				②				③				④				
19	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	19		
169				200				200				119					

泡 消 火 栓 枝 線	既設再使用

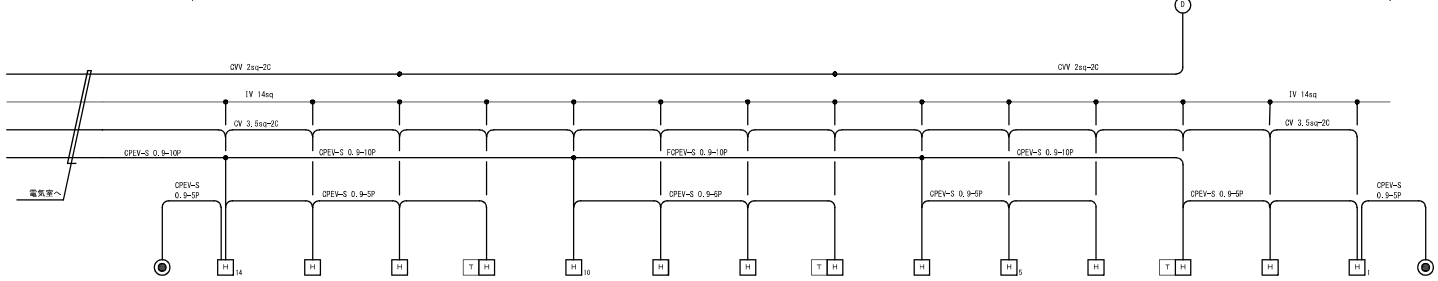
防 災 幹 線	既設
赤色表示灯線	既設再使用
接地母線	既設再使用
連絡口扉信号線	既設





連絡口扉信号線	既設
接地母線(既設)	
赤色表示灯線	既設
防 災 幹 線	既設

泡 消 火 栓 枝 線	既設



非 常 電 話	既設
泡 消 火 栓	既設
手動通報区画	―

169				200				200				119					
19	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	19		
	④				③				②				①				

凡 例

記 号	名 称	備 考
H	泡 消 火 栓	(更新)
◉	ポンプ起動押釦箱	(更新)
D	連絡口扉	(既設)
T	非常電話	(既設)
―●―	分 岐 接 続	
―●―	直 線 接 続	

注記1. 機器廻りの詳細は別図参照。

線種凡例

―――― 既設

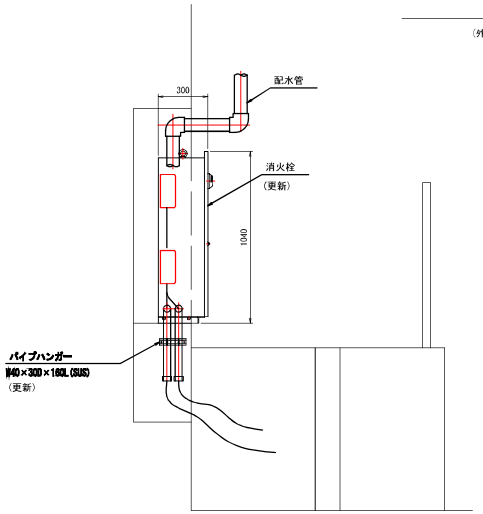
―― ―― 既設再使用

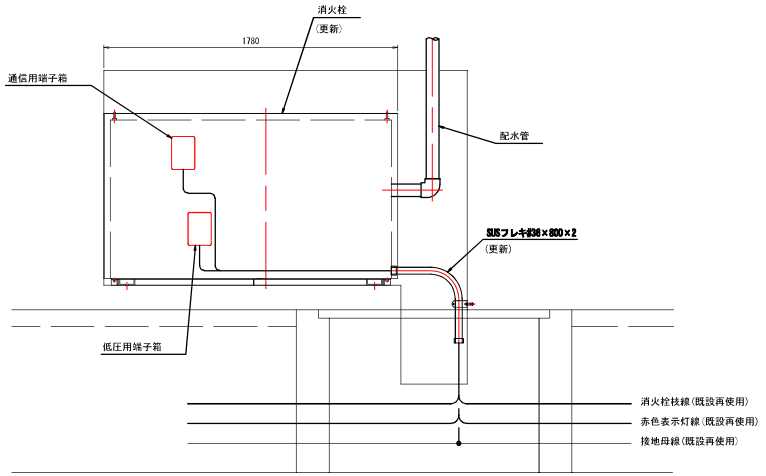
工 事 名	R8国道357号羽田空港トンネル排水設備修繕工事		
図 面 名	トンネル内配線図		
作成年月日	令和8年7月		
縮 尺	―	図面番号	31の20
会 社 名	―		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

消火栓廻り配線図（更新）

標準部

（外廻り消火栓番号：1～3，5～7）

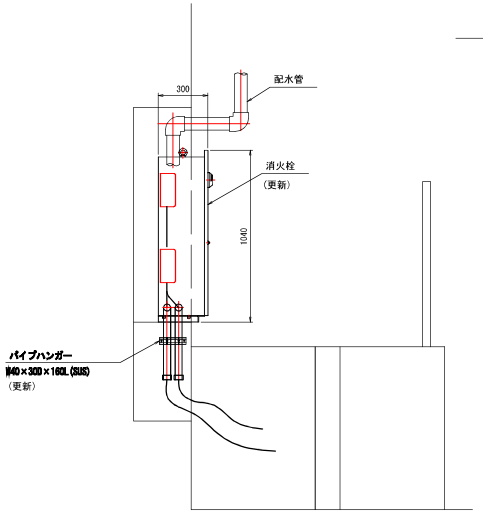


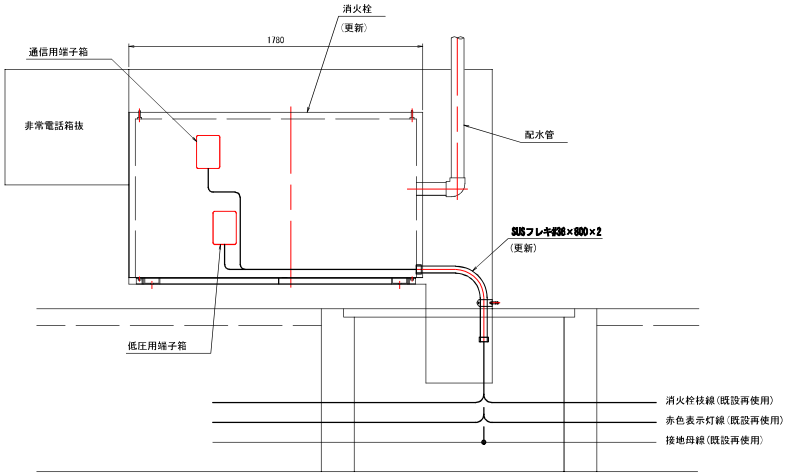


注記．配線の詳細は、トンネル内配線図参照。

非常電話併設部

（外廻り消火栓番号：4，8）





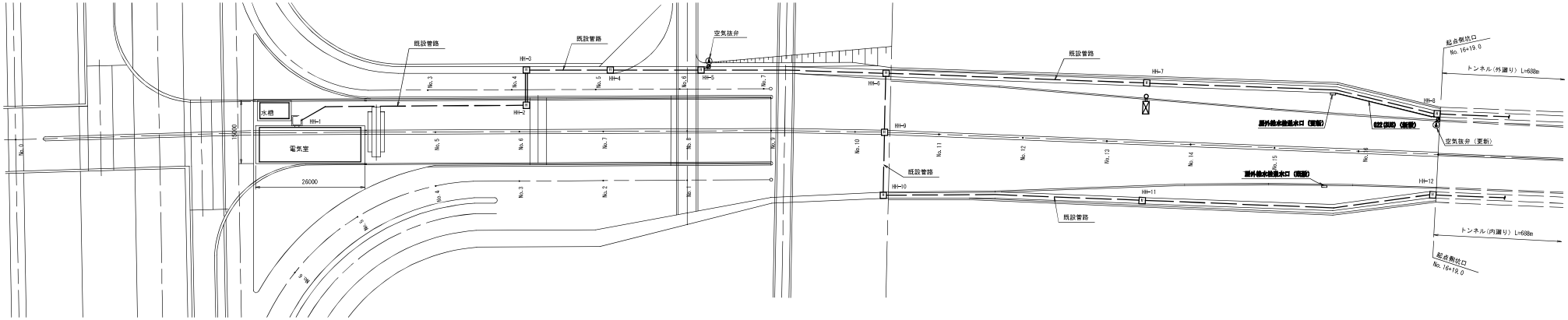
注記．配線の詳細は、トンネル内配線図参照。

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	消火栓廻り配線図（更新）		
作成年月日	令和８年７月		
縮尺	－	図面番号	３１の２１
会社名	－		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

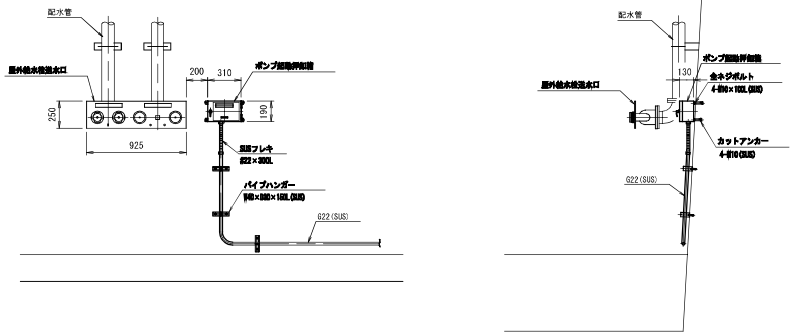
起点側坑口機器廻り配線図 S=1:20,50,500

（更新）

坑口廻り平面図 S=1:500



屋外給水栓送水口廻り詳細図 S=1:20



配 線 表

自	至	ケ ー ブ ル	備　　考	
外廻りトンネル内	屋外給水栓送水口	CPEV-S 0.9-5P	泡消火栓枝線	既設再使用

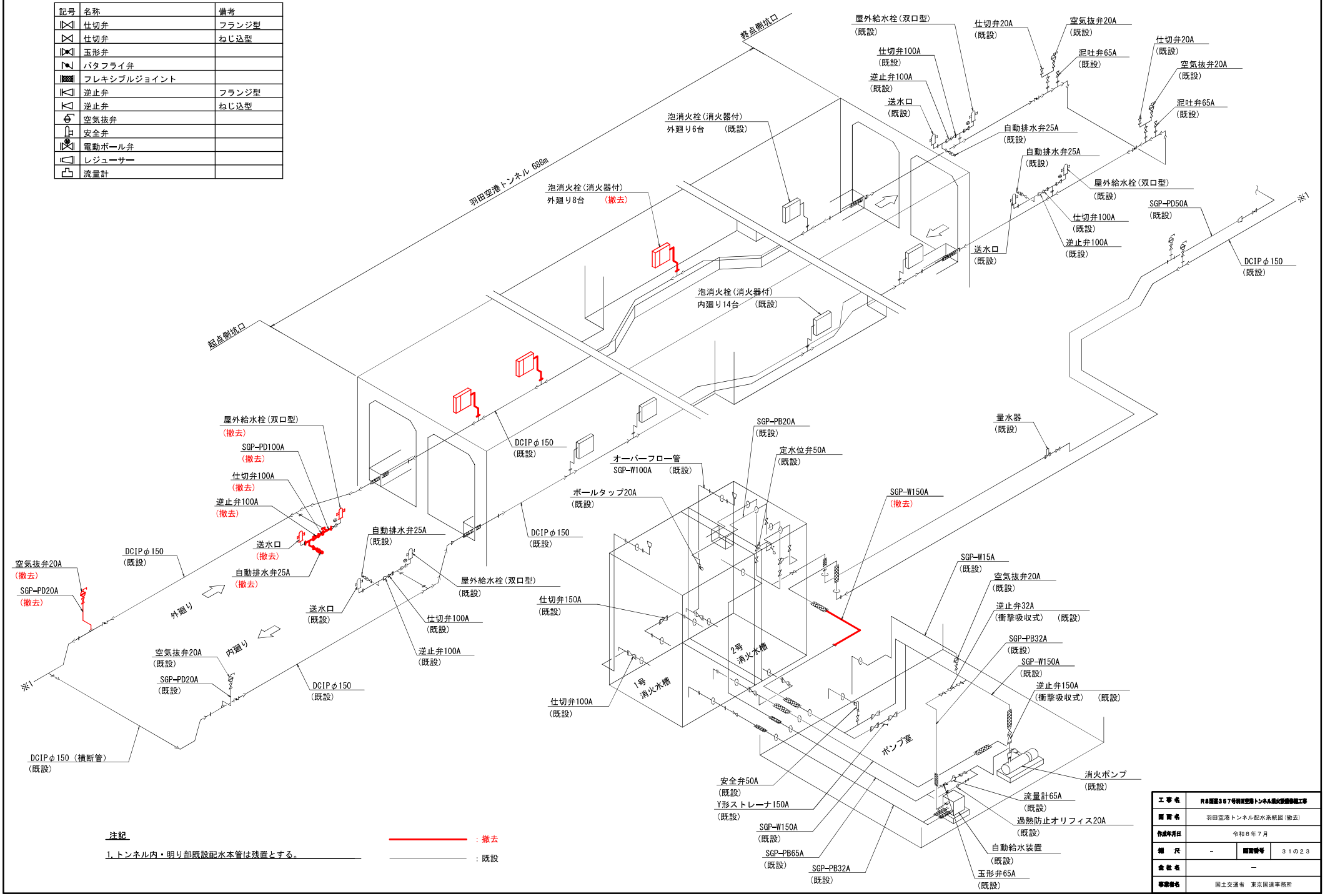
注記1. ポンプ圧送押出機の取付高さは屋外給水栓送水口に合せること。

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	起点側坑口機器廻り配線図（更新）		
作成年月日	令和８年７月		
縮　尺	1:20,50,500	図面番号	３１の２２
会社名	―		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

羽田空港トンネル配水系統図(撤去)

凡例

記号	名称	備考
	仕切弁	フランジ型
	仕切弁	ねじ込型
	玉形弁	
	バタフライ弁	
	フレキシブルジョイント	
	逆止弁	フランジ型
	逆止弁	ねじ込型
	空気抜弁	
	安全弁	
	電動ボール弁	
	レジューサー	
	流量計	



注記

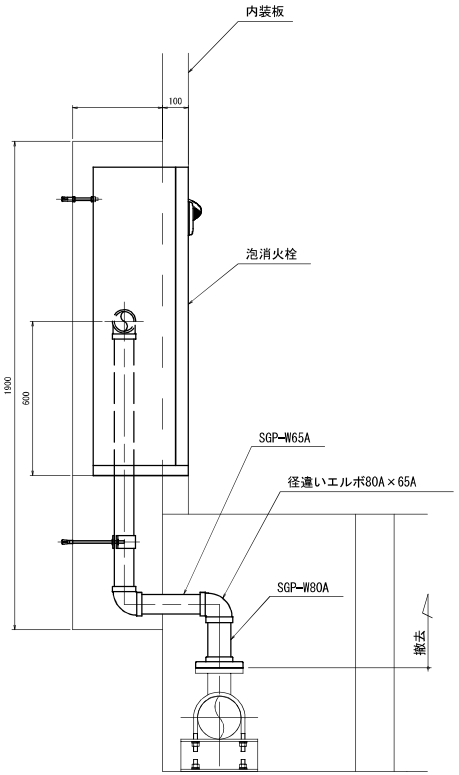
1.トンネル内・明り部既設配水本管は残置とする。

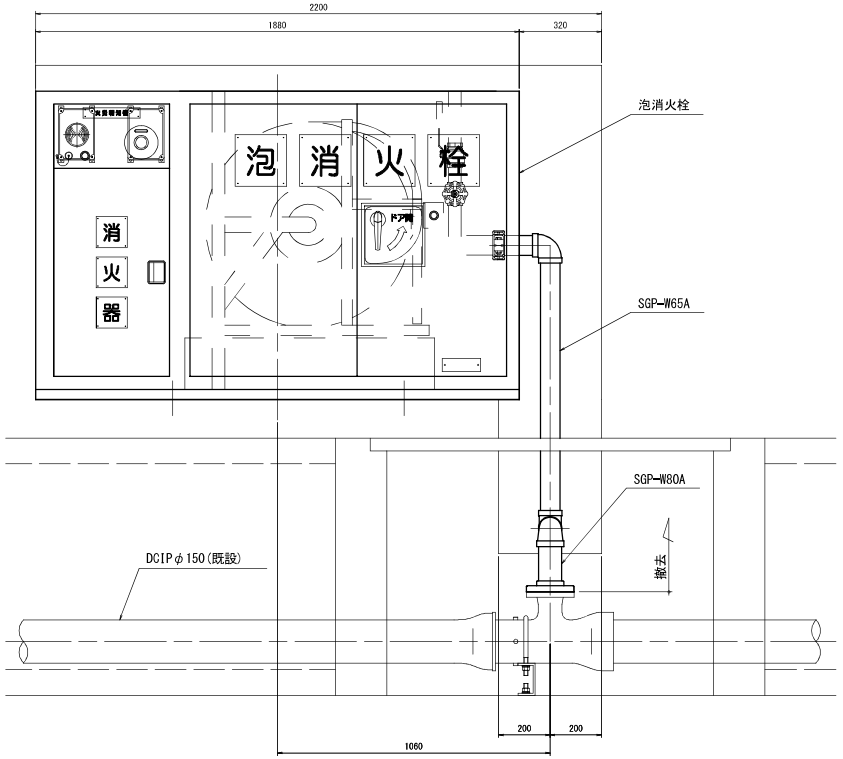
：撤去

：既設

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事
図面名	羽田空港トンネル配水系統図(撤去)
作成年月日	令和8年7月
縮尺	- / 図面番号 31の23
会社名	-
事務者名	国土交通省 東京国道事務所

羽田空港トンネル泡消火栓据付図(撤去) S=1:10





注記

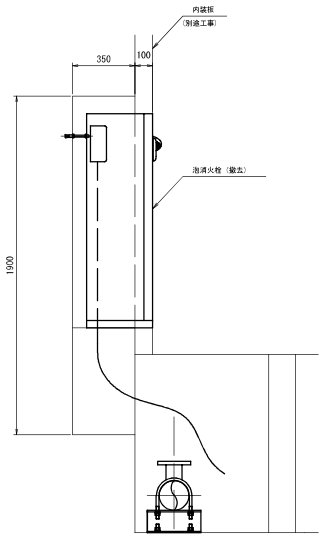
1. 配水本管分岐以降撤去とする。
2. 泡消火原液は、適切に回収・処分を行うこと。

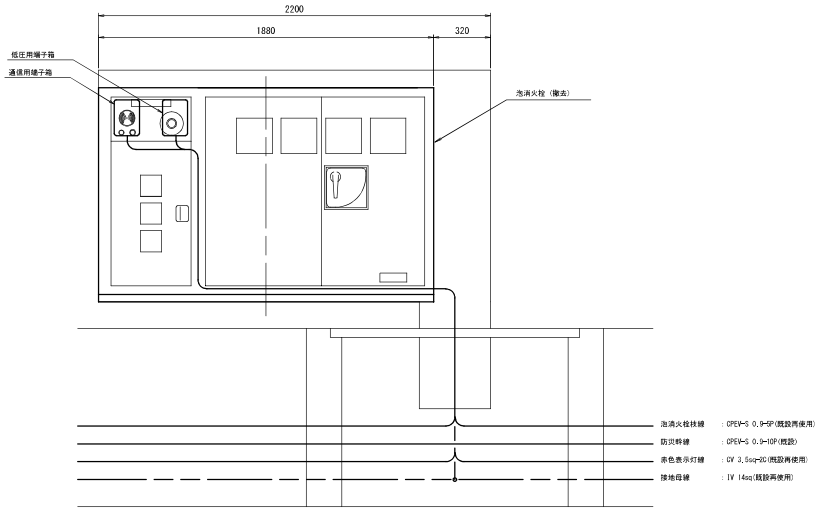
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル 泡消火栓据付図(撤去)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:10	図面番号	31の24
会社名	−		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

泡消火栓廻り配線図（撤去） S=1:15

標準部

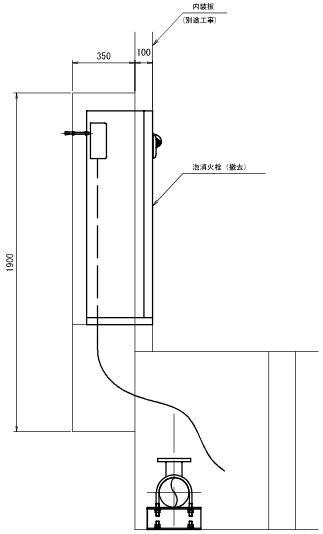
（外廻り泡消火栓番号：1～3,5～7,9～11）

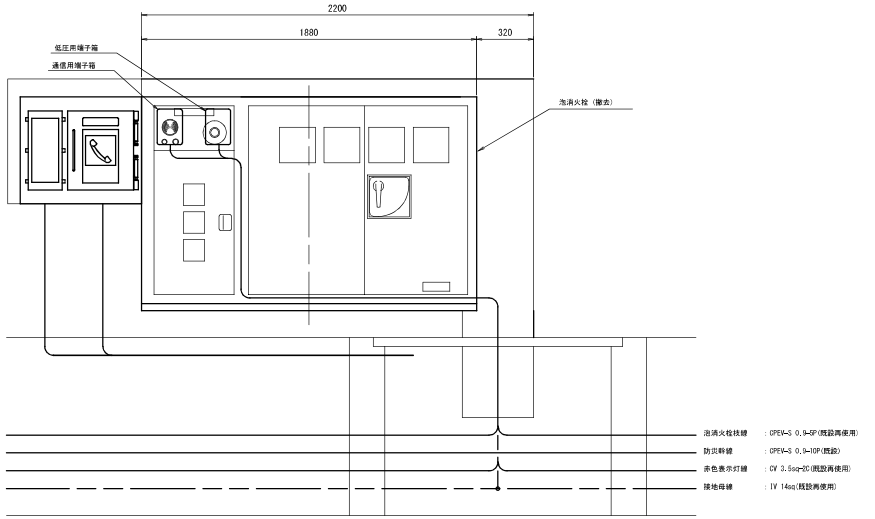




非常電話併設部

（外廻り泡消火栓番号：4,8,12）

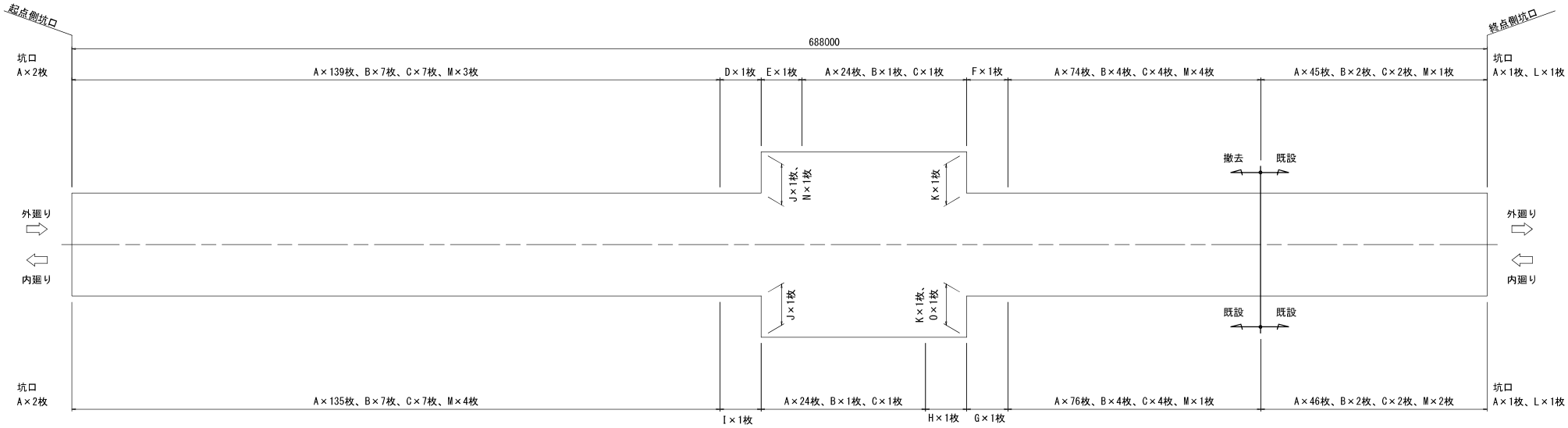




工事名	R8国道357号明田地区トンネル照明設備修繕工事		
図面名	泡消火栓廻り配線図（撤去）		
作成年月日	令和８年７月		
縮尺	1:15	図面番号	31の25
会社名	－		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

羽田空港トンネル内装板(撤去)配置図

ステンレス内装板配置



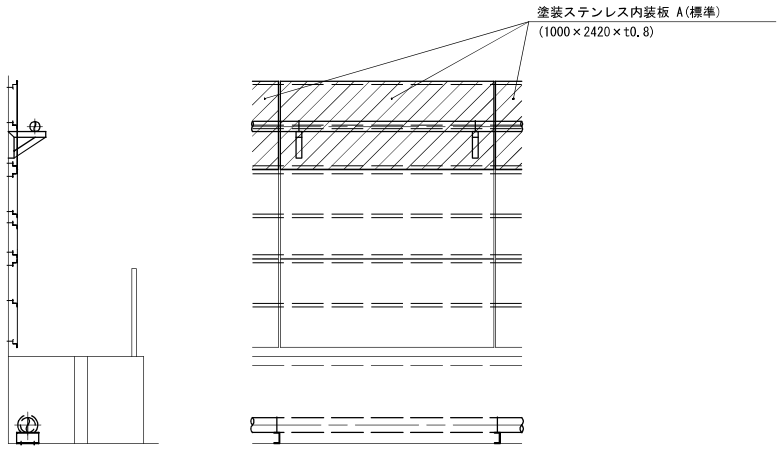
内訳

撤去内装板枚数
A:239枚、B:12枚、C:12枚、D:1枚、E:1枚、F:1枚、J:1枚、K:1枚、M:7枚、N:1枚

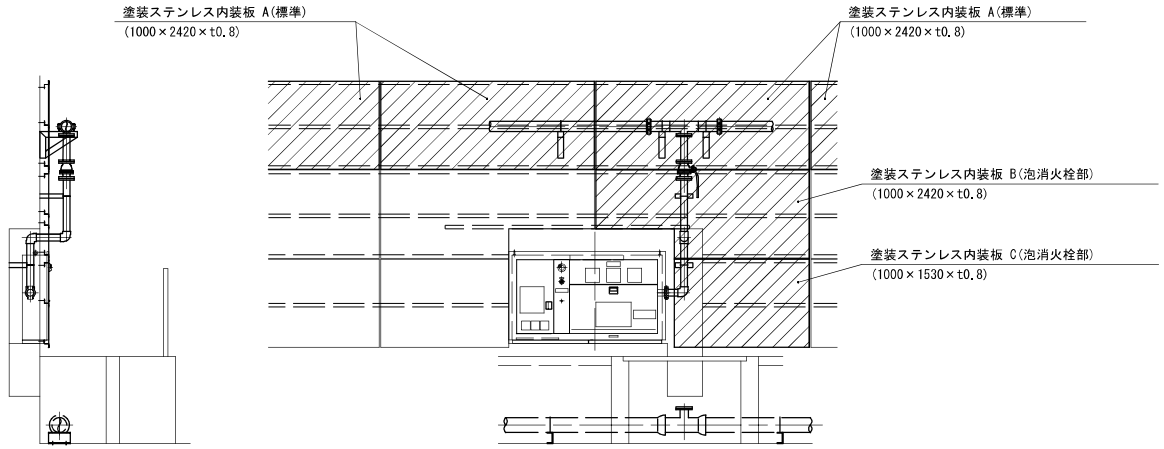
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル内装板(撤去)配置図		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	-	図面番号	31の26
会社名	ー		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

羽田空港トンネル内装板(撤去)詳細図(1) S=1:30

標準部

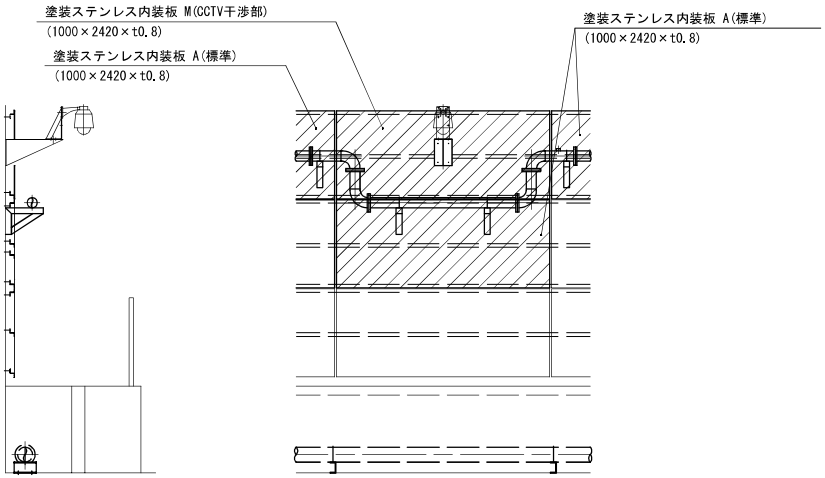


泡消火栓廻り

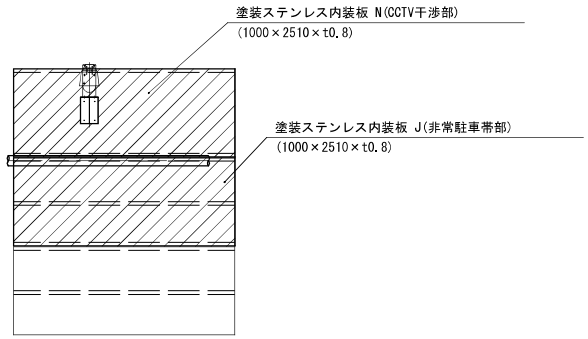


CCTV廻り

標準部



非常駐車帯部 外廻り

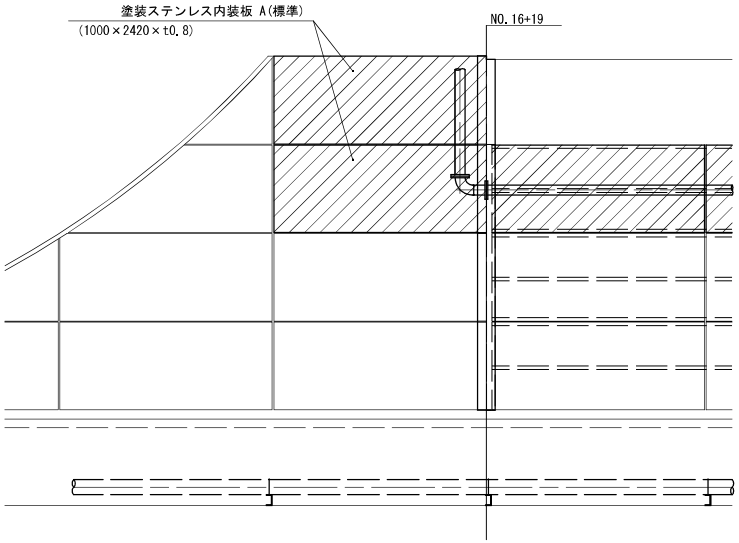


工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備改修工事		
図面名	羽田空港トンネル 内装板(撤去)詳細図(1)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:30	図面番号	31027
会社名	―		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

羽田空港トンネル内装板(撤去)詳細図(2) S=1:30

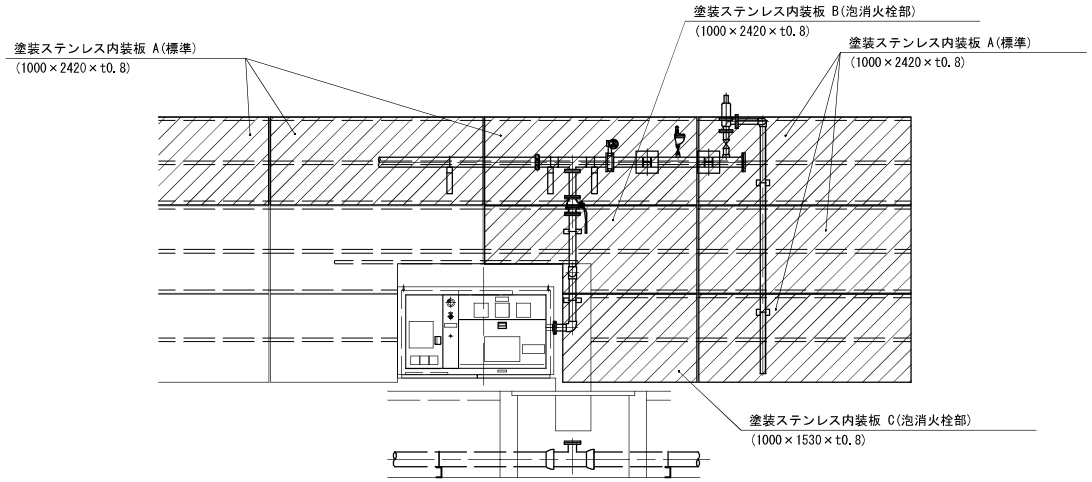
起点側坑口

外廻り



安全弁廻り

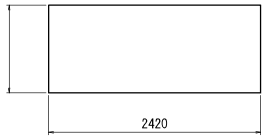
外廻り



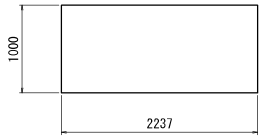
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル 内装板(撤去)詳細図(2)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:30	図面番号	31の28
会社名	―		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

羽田空港トンネル内装板(撤去)詳細図(3) S=1:30

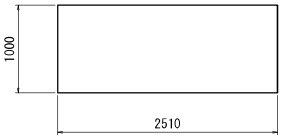
塗装ステンレス内装板 A(標準)
(1000×2420×t0.8)



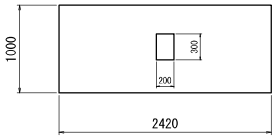
塗装ステンレス内装板 D(外廻り)
(1000×2237×t0.8)



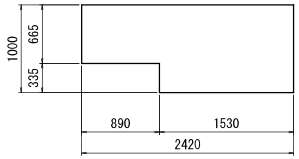
塗装ステンレス内装板 J(非常駐車帯部)
(1000×2510×t0.8)



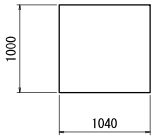
塗装ステンレス内装板 M(CCTV干渉部)
(1000×2420×t0.8)



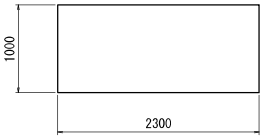
塗装ステンレス内装板 B(泡消火栓部)
(1000×2420×t0.8)



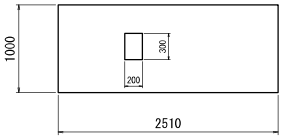
塗装ステンレス内装板 E(外廻り)
(1000×1040×t0.8)



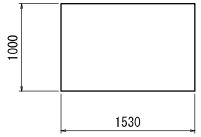
塗装ステンレス内装板 K(非常駐車帯部)
(1000×2300×t0.8)



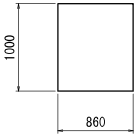
塗装ステンレス内装板 N(CCTV干渉部)
(1000×2510×t0.8)



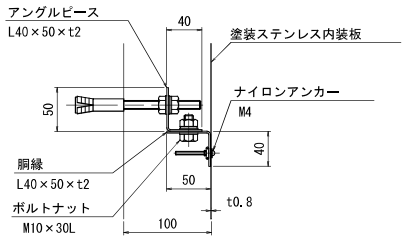
塗装ステンレス内装板 C(泡消火栓部)
(1000×1530×t0.8)



塗装ステンレス内装板 F(外廻り)
(1000×860×t0.8)



内装板取付詳細図(参考図) S=NON

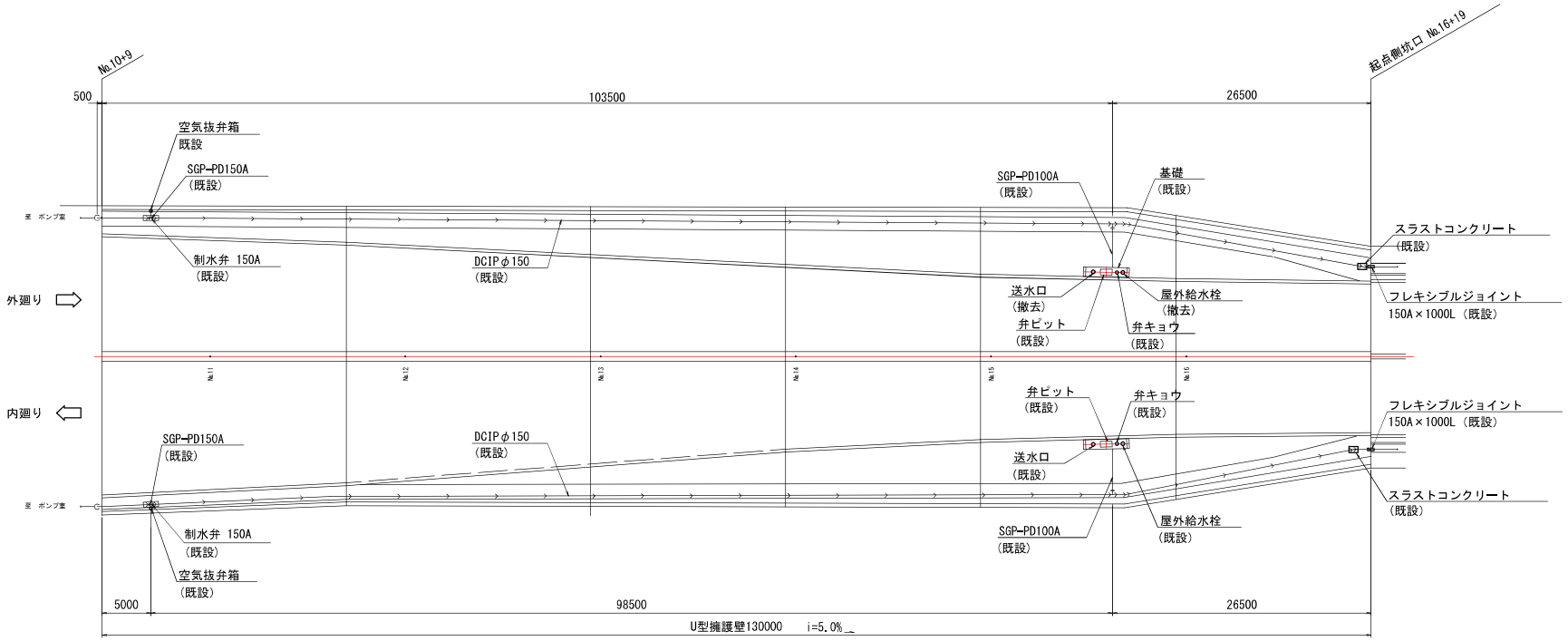


注記

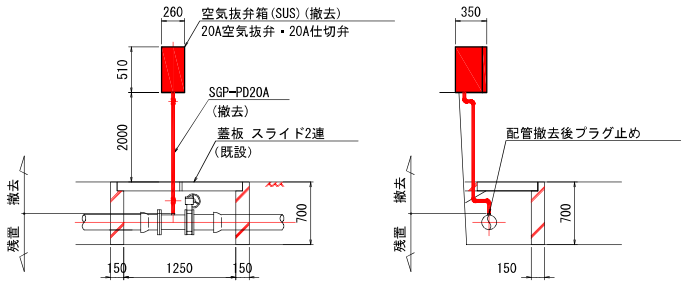
1. 内装板のみ撤去し、胴縁等は残置とする。
2. 撤去後内装板端部の補強等は行わないものとする。

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備等補工事		
図面名	羽田空港トンネル 内装板(撤去)詳細図(3)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:30	図面番号	31の29
会社名	—		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

羽田空港トンネル起点側坑口廻り配管図(撤去) S=1:30,250

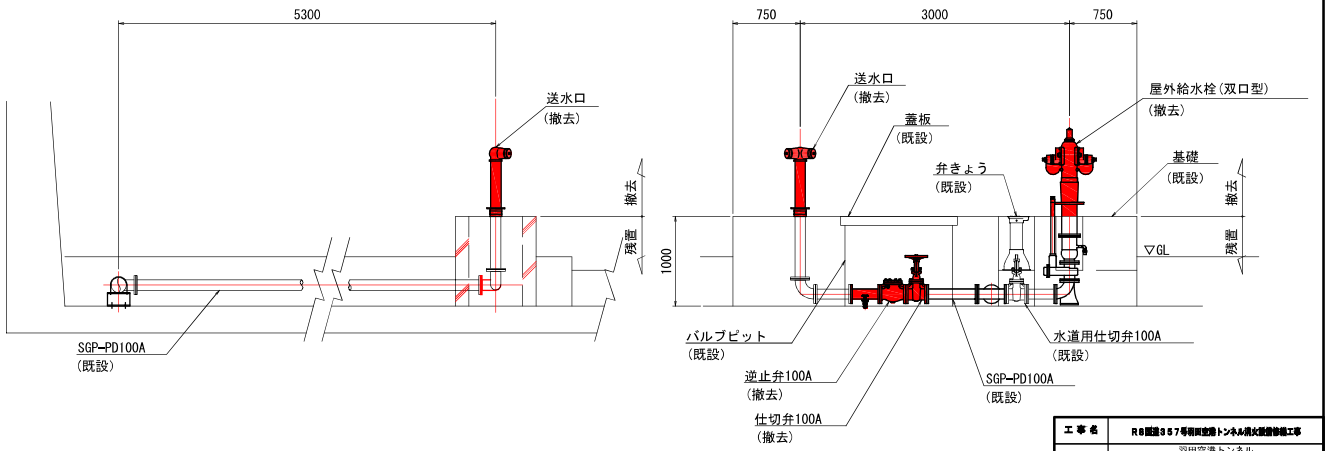


空気抜弁箱撤去詳細図 S=1:30



屋外給水栓(双口型)、送水口撤去詳細図 S=1:30

(起点側坑口 外廻り)



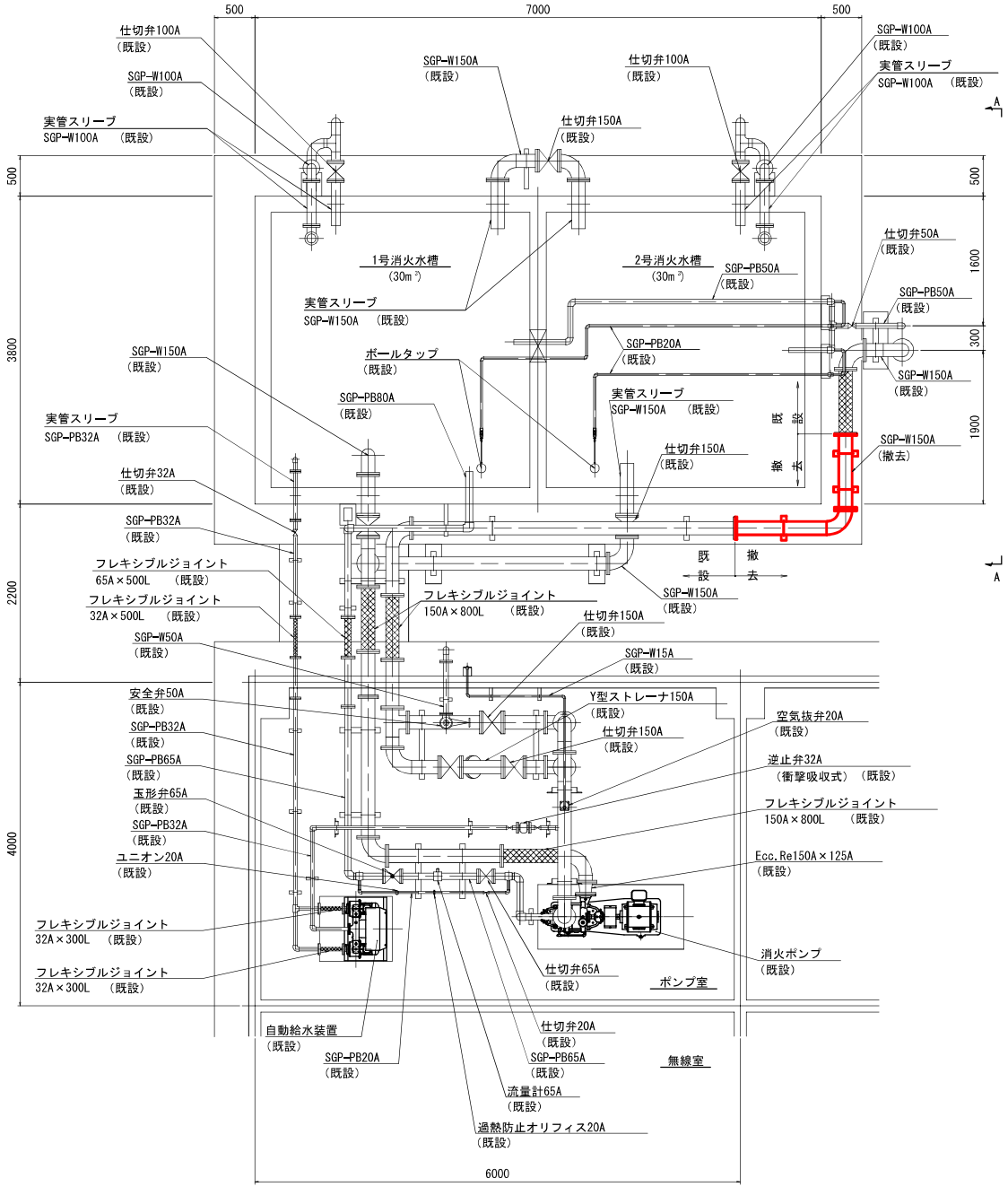
注記
1. 明り部既設配水本管は残置とする。

注記
1. 給水栓・送水口は、基礎上面で切断する。
2. 給水栓・送水口切断面は、錆止め・モルタル補修を行う。

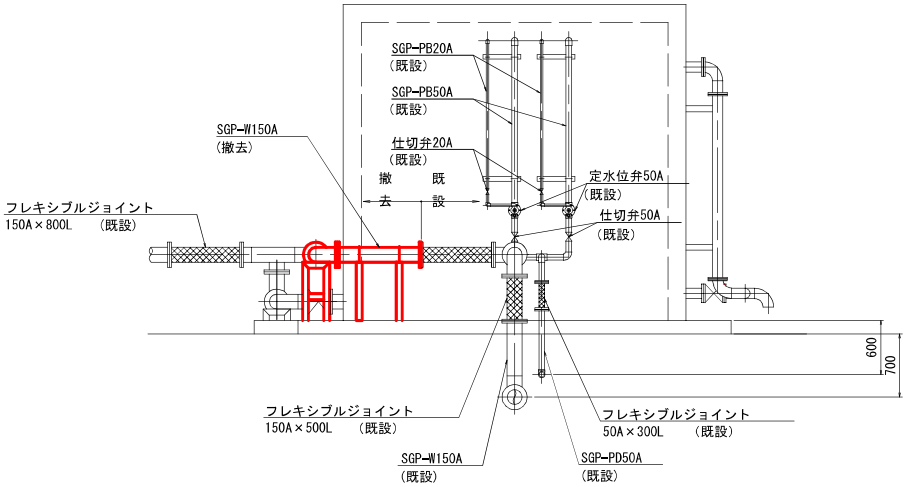
凡例
: 撤去

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル 起点側坑口廻り配管図(撤去)		
作成年月日	令和8年7月		
縮尺	1:30, 250	図面番号	31の30
会社名	—		
事業者名	国土交通省 東京国道事務所		

羽田空港トンネルポンプ室新旧配水本管接続部配管図(撤去) S=1:30



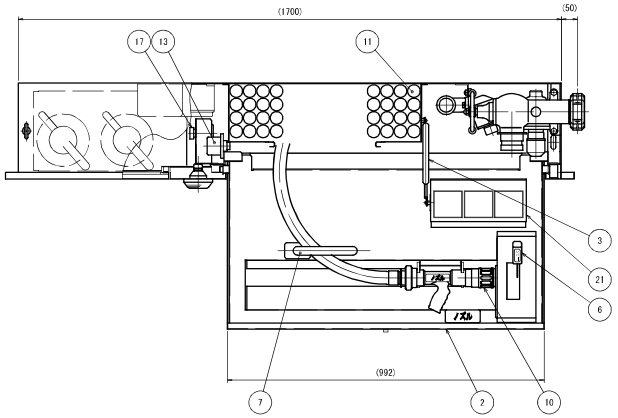
A-A矢視

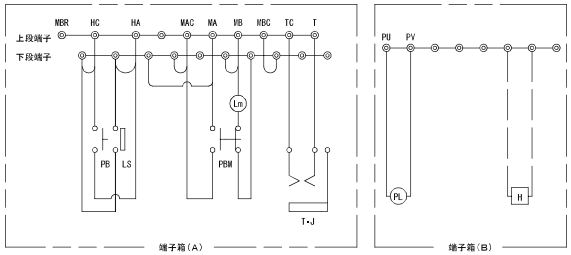


：撤去

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネルポンプ室 新旧配水本管接続部配管図(撤去)		
作成年月日	令和８年７月		
縮尺	1:30	図面番号	３１の３１
会社名	—		
事務所名	国土交通省　東京国道事務所		

羽田空港トンネル消火栓姿図(参考図)





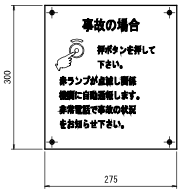
結線図

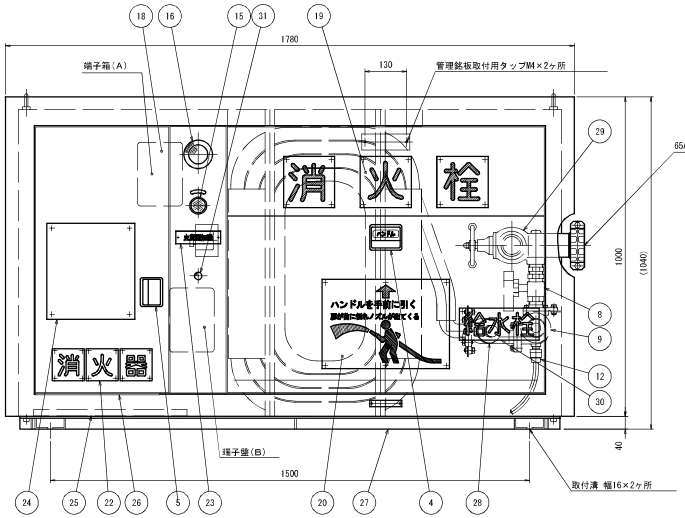
記号	名称
PB	ポンプ起動スイッチ
LS	**ポンプ運転油圧スイッチ**
PBM	押ボタン式通報装置
Lm	応答ランプ
T・J	電話ジャック
PL	赤色表示灯
H	(ヒータ)

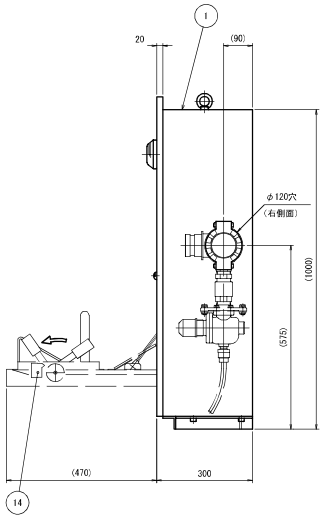
(21) 操作方法銘板



(24) 通報装置説明板







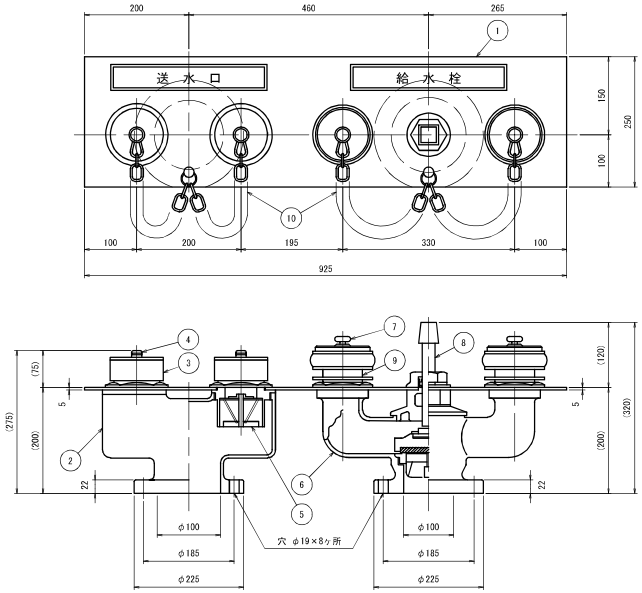
仕様

品番	名称	材質	数量	備考
1	格納箱	主材 SUS304	1式	t1.5
2	前傾扉	主材 SUS304	1式	t1.5
3	緩衝ダンパー		1	
4	前傾扉ハンドル	SCS13	1	
5	消火器扉ハンドル	SCS13	1	
6	消火栓弁開閉レバー		1	
7	ホースガイド	SUS304	1	
8	消火栓弁	本体 CAC406	1	32A ボール弁
9	自動調圧弁	本体 CAC406	1	
10	ノズル	主材 AC7A	1	40A
11	保形ゴム引布ホース		30m	
12	**自動排水弁兼大気開放弁**	本体 CAC406	1	15A
13	ポンプ起動スイッチ		1	1aノンロック式
14	**ポンプ運転油圧スイッチ**		1	**1aリミットスイッチ**
15	押ボタン式通報装置		1	1a1bノンロック式
16	赤色表示灯		1	AC100V 5mA
17	電話ジャック		1	
18	電路端子箱		2	
19	消火栓銘板	**メタクリル樹脂**	1式	赤色部は蛍光色
20	取扱銘板	**メタクリル樹脂**	1	赤色部は蛍光色
21	操作方法銘板	**メタクリル樹脂**	1	赤色部は蛍光色
22	消火器銘板	**メタクリル樹脂**	1	赤色部は蛍光色
23	火災報知機銘板	**メタクリル樹脂**	1	赤色部は蛍光色
24	通報装置説明板	**メタクリル樹脂**	1	赤色部は蛍光色
25	消火器置台	SUS304	1	t1.5
26	塗装保護板	SUS304	1	t1.0
27	架台	SUS304形鋼	1	
28	メンテナンス弁	本体 CAC406	1	
29	給水栓	本体 CAC406	1	65A
30	給水栓銘板	**メタクリル樹脂**	1	赤色部は蛍光色
31	応答ランプ		1	DC48V 15mA
	消火器(既設再使用)		2	ABC粉末 6kg

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル消火栓姿図(参考図)		
作成年月日	令和8年7月 日		
縮尺	-	図面番号	参の1
会社名	-		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

羽田空港トンネル屋外給水栓送水口姿図(参考図)

一体型(R型)



品番	名称	材質	備考
1	プレート	SUS304	
2	送水口本体	FCD450	JIS 16K FF
3	差込式接手	CAC406	65A 雌
4	差込式キャップ	CAC406	65A 雄
5	チャッキ弁	CAC406	
6	給水栓本体	FCD450	JIS 16K FF
7	差込式キャップ	CAC406	65A 雌
8	スピンドル	SUS304	
9	差込式接手	CAC406	65A 雄
10	チェーン	SUS304	

送水口仕様

最高使用圧力：1.77MPa

給水栓仕様

最高使用圧力：1.77MPa

塗装（本体FCD450 部分のみ）

内面：プライマー 2回塗

外面：下塗プライマー 2回塗

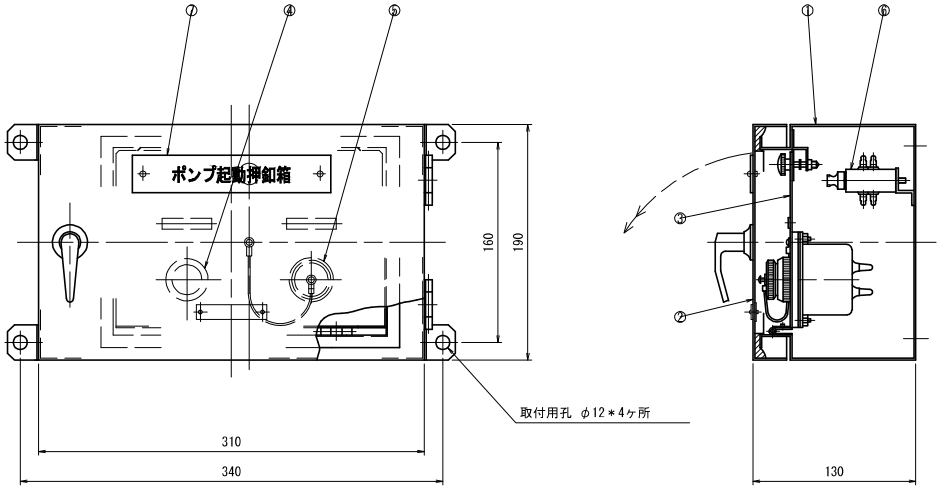
仕上塗装色シルバー

部品ホワイトブロンズメッキ

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	羽田空港トンネル屋外給水栓送水口姿図(参考図)		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮　尺	-	図面番号	参の２
会社名	ー		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

ポンプ起動押釦箱姿図(参考図)

ポンプ起動押釦箱

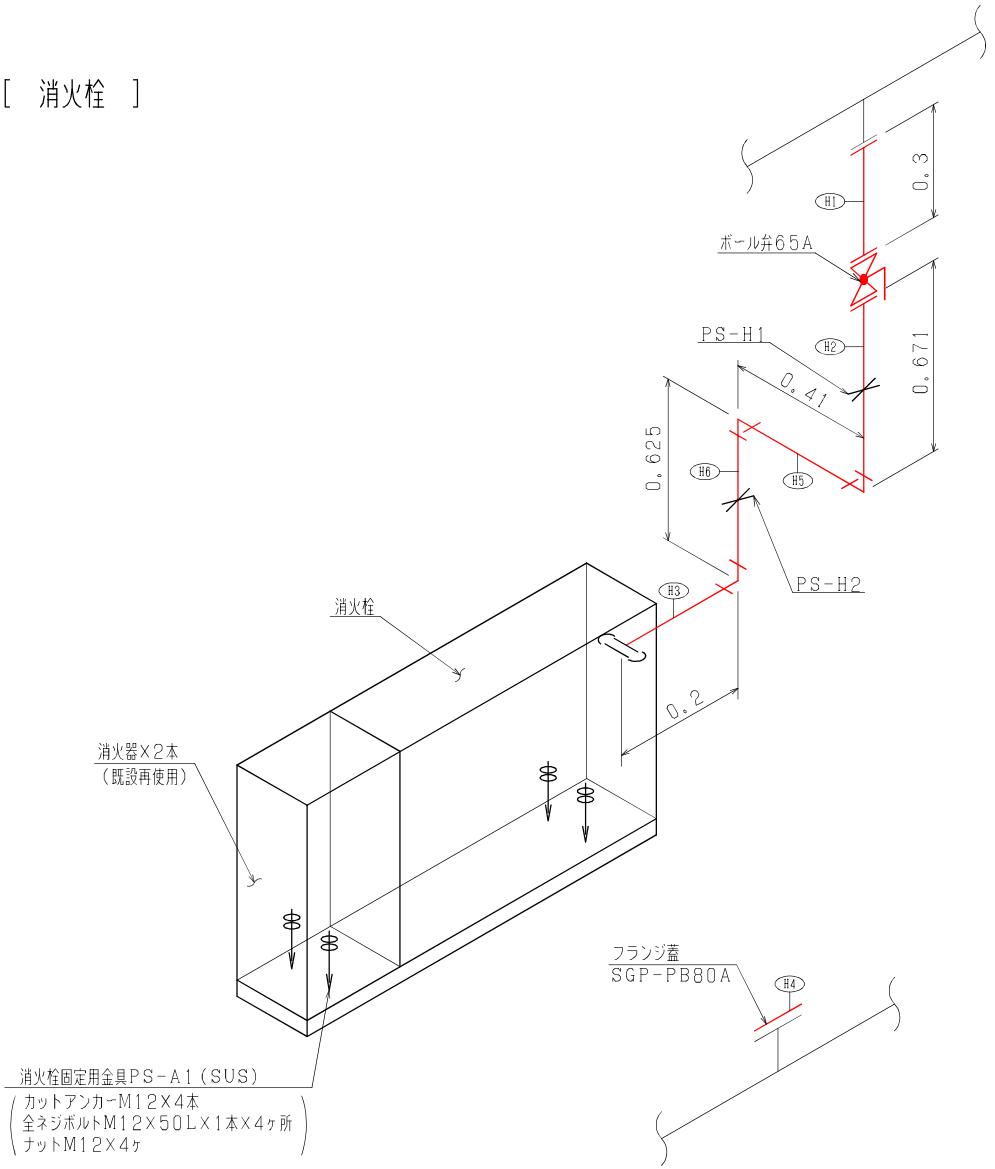


品番	名称	備考
1	箱本体	SUS304 t1.2
2	扉	SUS304 t1.2
3	内パネル	SUS304 t1.2
4	ポンプ起動押釦	1aノンロック式
5	電話ジャック	
6	電路端子	
7	装置銘板	メタクリル樹脂 t3白地黒文字

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	ポンプ起動押釦箱姿図(参考図)		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	－	図面番号	参の３
会社名	－		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

消火栓廻り（更新）配管系統図

［　消火栓　］



注記

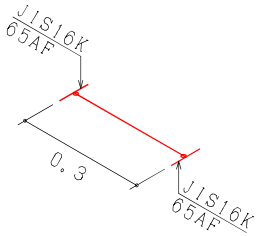
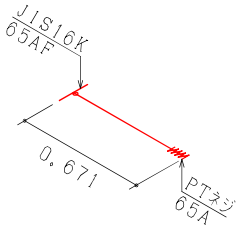
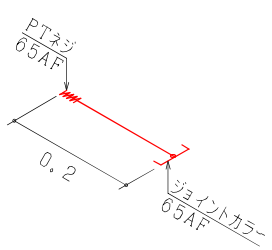
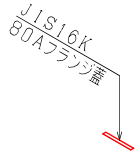
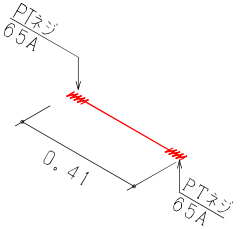
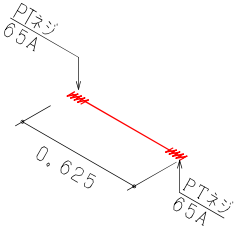
1．最高使用圧力は1．57MPaとする。

凡　例

⊣⊢	：フランジ継手
⊣⊢	：捻子込継手
✕	：支持金具
○	：加工管番号

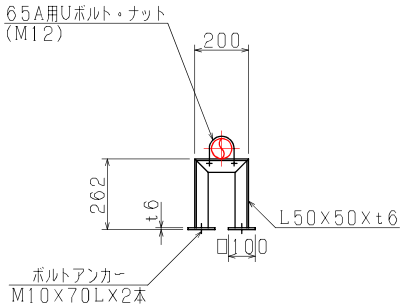
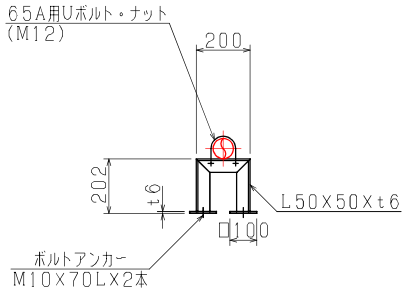
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	消火栓廻り（更新）配管系統図		
作成年月日	令和8年7月　日		
縮尺	－	図面番号	参の4
会社名	－		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

消火栓廻り（更新）加工管表

H1 SGP-PB	H2 SGP-PB	H3 SGP-PB	H4 SGP-PB	H5 SGP-PB	H6 SGP-PB
					

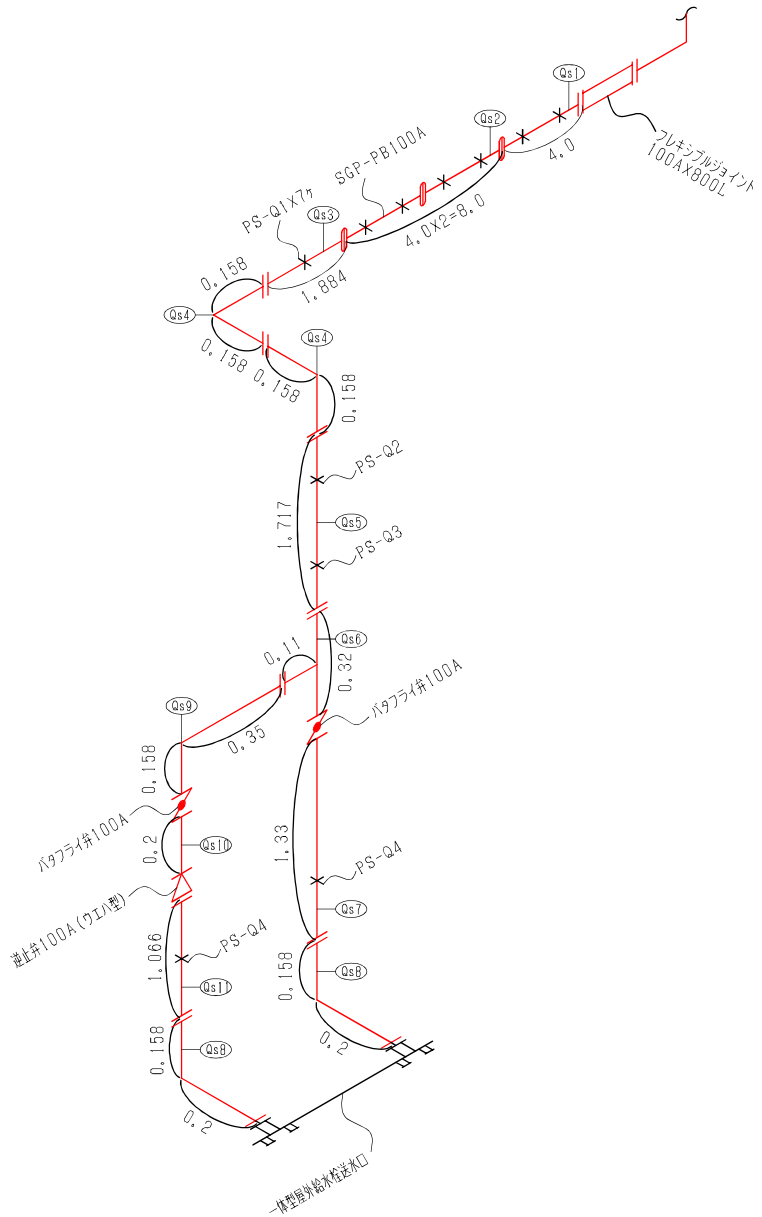
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	消火栓廻り（更新）加工管表		
作成年月日	令和8年7月　日		
縮尺	－	図面番号	参の5
会社名	―		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

消火栓廻り（更新）支持金具重量内訳図

PS-H1	PS-H2	
		
鋼材 L50X50Xt6	鋼材 L50X50Xt6	
(0.262-0.006)X2+0.2=0.712m	(0.202-0.006)X2+0.2=0.592m	
0.712mX4.43kg/m=3.15416≒3.154kg・・・A	0.592mX4.43kg/m=2.62256≒2.623kg・・・A	
PL t6~2枚	PL t6~2枚	
0.1X0.1X0.006X7850kg/m³X2=0.942kg・・・B	0.1X0.1X0.006X7850kg/m³X2=0.942kg・・・B	
合計重量 A+B=4.096kg	合計重量 A+B=3.565kg	
65A用Uボルトナット M12X1本	65A用Uボルトナット M12X1本	
ボルトアンカー M10X70LX2本	ボルトアンカー M10X70LX2本	

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	消火栓廻り（更新）鋼材金物重量内訳図		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	-	図面番号	参の６
会社名	ー		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

屋外給水栓送水口廻り（更新）系統図



凡　例

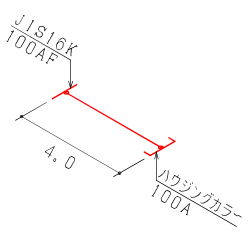
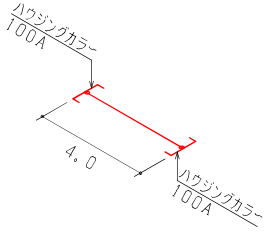
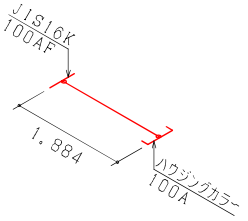
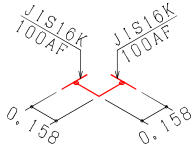
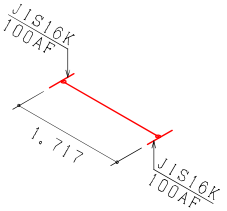
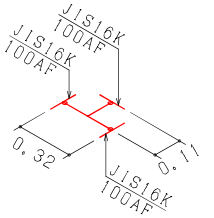
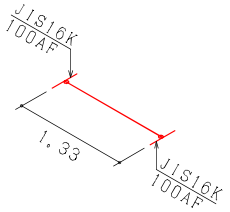
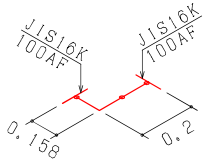
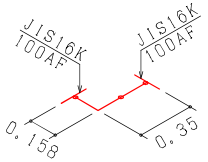
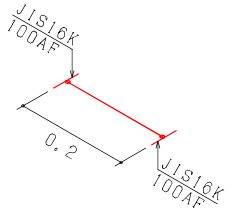
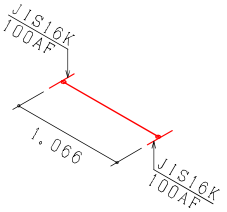
┼ ：フランジ継手
┬ ：捻子込継手
✕ ：支持金具
○ ：加工管番号

注記

1．配管充水部は保温施工とする。
2．最高使用圧力は1．57MPａとする。

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	屋外給水栓送水口廻り（更新）系統図		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮　尺	－	図面番号	参の７
会社名	－		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

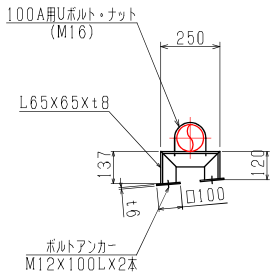
屋外給水栓送水口廻り（更新）加工管表

Qs1 SGP-PB 	Qs2 SGP-PB 	Qs3 SGP-PB 	Qs4 SGP-PB 	Qs5 SGP-PB 	Qs6 SGP-PB 
Qs7 SGP-PB 	Qs8 SGP-PB 	Qs9 SGP-PB 	Qs10 SGP-PB 	Qs11 SGP-PB 	

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	屋外給水栓送水口廻り（更新）加工管表		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	－	図面番号	参の８
会社名	ー		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

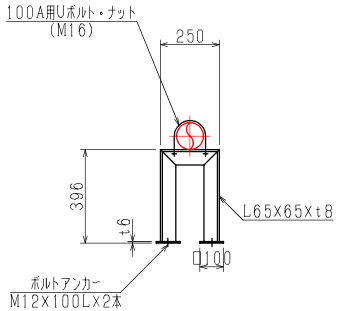
屋外給水栓送水口廻り（更新）鋼製金物重量内訳図（１／２）

PS-Q1



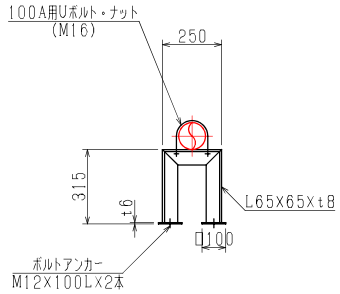
鋼材 L65X65Xt8
0.137+0.12+0.25=0.507m
0.507mX7.66kg/m=3.88362≒3.884kg・・・A
PL t6~2枚
0.1X0.1X0.006X7850kg/m³X2=0.942kg・・・B
合計重量 A+B=4.826kg
100A用Uボルトナット M16X1本
ボルトアンカー M12X100LX2本

PS-Q2



鋼材 L65X65Xt8
(0.396-0.006)X2+0.25=1.03m
1.03mX7.66kg/m=7.8898≒7.890kg・・・A
PL t6~2枚
0.1X0.1X0.006X7850kg/m³X2=0.942kg・・・B
合計重量 A+B=8.832kg
100A用Uボルトナット M16X1本
ボルトアンカー M12X100LX2本

PS-Q3

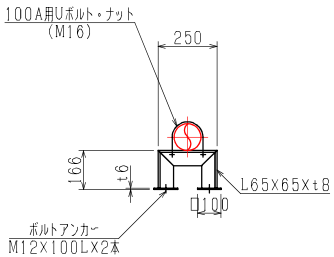


鋼材 L65X65Xt8
(0.315-0.006)X2+0.25=0.868m
0.868mX7.66kg/m=6.64888≒6.649kg・・・A
PL t6~2枚
0.1X0.1X0.006X7850kg/m³X2=0.942kg・・・B
合計重量 A+B=7.591kg
100A用Uボルトナット M16X1本
ボルトアンカー M12X100LX2本

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	屋外給水栓送水口廻り（更新）鋼製金物重量内訳図（１／２）		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	－	図面番号	参の９
会社名	―		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

屋外給水栓送水口廻り（更新）鋼製金物重量内訳図（２／２）

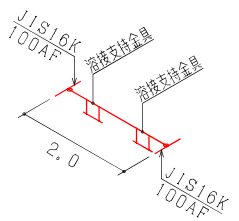
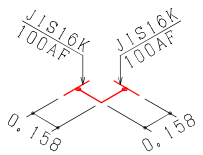
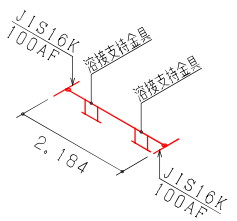
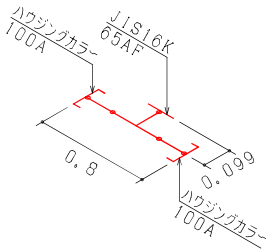
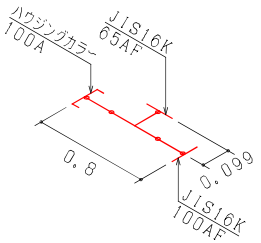
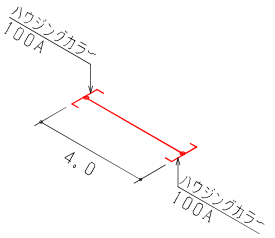
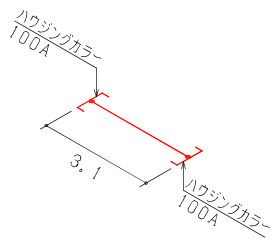
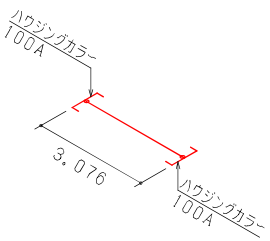
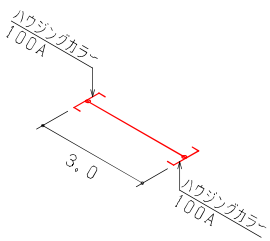
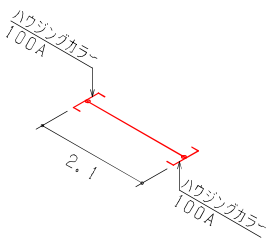
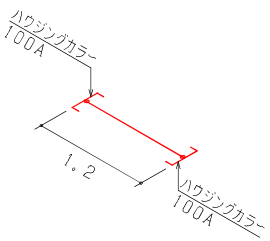
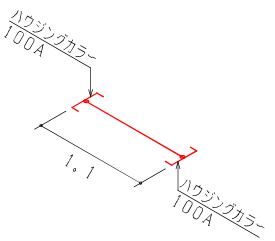
PS-Q4



鋼材 L65X65Xt8
(0.166-0.006)X2+0.25=0.57m
0.57mX7.66kg/m=4.3662≒4.366kg・・・A
PL t6~2枚
0.1X0.1X0.006X7850kg/m³X2=0.942kg・・・B
合計重量 A+B=5.308kg
100A用Uボルトナット M16X1本
ボルトアンカー M12X100LX2本

工事名	R8国道３５７号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	屋外給水栓送水口廻り（更新）鋼製金物重量内訳図（２／２）		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	-	図面番号	参の１０
会社名	ー		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

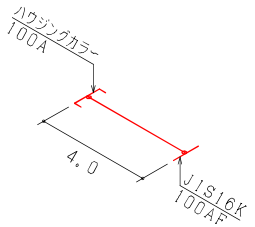
トンネル内（更新）加工管表（１／３）

M1 SGP-PB	M2 SGP-PB	M3 SGP-PB	M4 SGP-PB	M5 SGP-PB	M6 SGP-PB
					
M7 SGP-PB	M8 SGP-PB	M9 SGP-PB	M10 SGP-PB	M11 SGP-PB	M12 SGP-PB
					

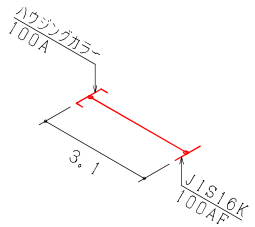
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	トンネル内（更新）加工管表（１／３）		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	－	図面番号	参の１１
会社名	－		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

トンネル内（更新）加工管表（2／3）

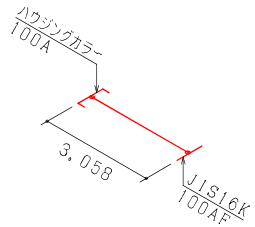
M13 SGP-PB



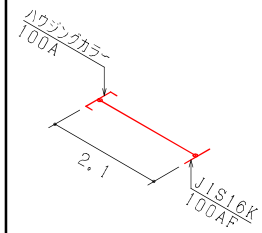
M17 SGP-PB



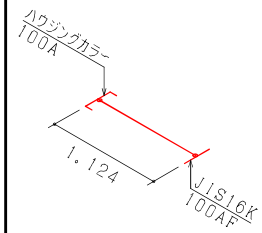
M18 SGP-PB



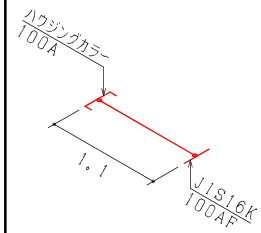
M19 SGP-PB



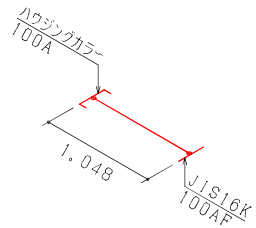
M21 SGP-PB



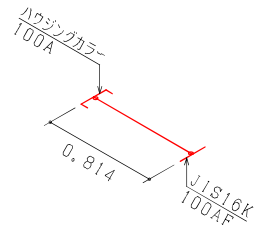
M22 SGP-PB



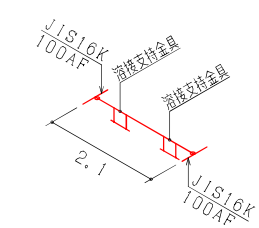
M23 SGP-PB



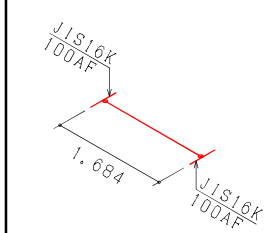
M24 SGP-PB



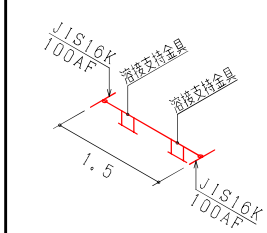
M26 SGP-PB



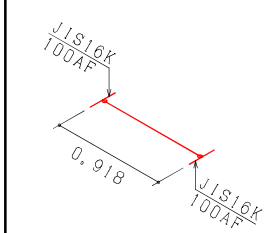
M28 SGP-PB



M29 SGP-PB

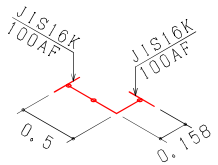
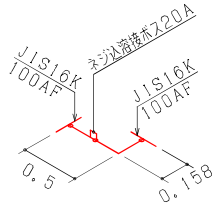
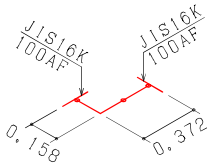
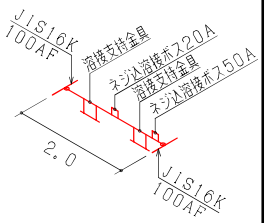
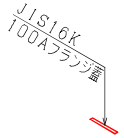
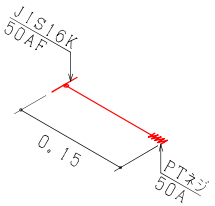
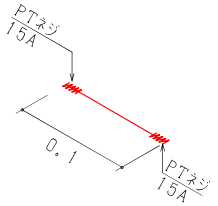
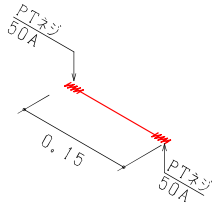
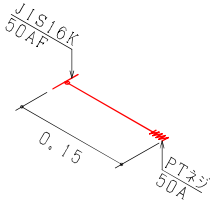
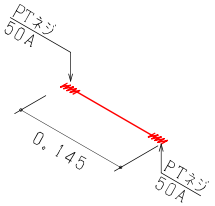
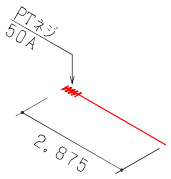


M30 SGP-PB



工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	トンネル内（更新）加工管表（2／3）		
作成年月日	令和8年7月　日		
縮尺	－	図面番号	参の12
会社名	－		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

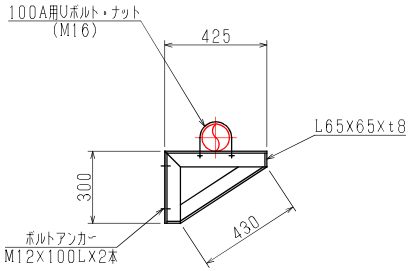
トンネル内（更新）加工管表（３／３）

M31 SGP-PB 	M32 SGP-PB 	M33 SGP-PB 	M34 SGP-PB 	M35 SGP-PB 	M36 SGP-PB 
M37 SGP-W 	M38 SGP-PB 	M39 SGP-W 	M40 SGP-W 	M41 SGP-W 	

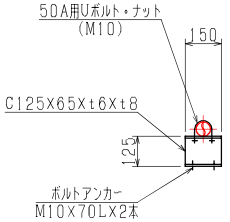
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	トンネル内（更新）加工管表（３／３）		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	－	図面番号	参の１３
会社名	－		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

トンネル内（更新）鋼製金物重量内訳図

PS-C1



PS-C2



鋼材 L65X65Xt8	鋼材 C125X65Xt6Xt8
0.3+0.425+0.43=1.155m	
1.155mX7.66kg/m=8.8473≒8.847kg	0.15mX13.4kg/m=2.010kg
100A用Uボルトナット M16X1本	50A用Uボルトナット M10X1本
ボルトアンカー M12X100LX2本	ボルトアンカー M10X70LX2本

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	トンネル内（更新）鋼製金物重量内訳図		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	－	図面番号	参の１４
会社名	－		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

起点側抗口廻り（更新）配管系統図（１／２）

注記

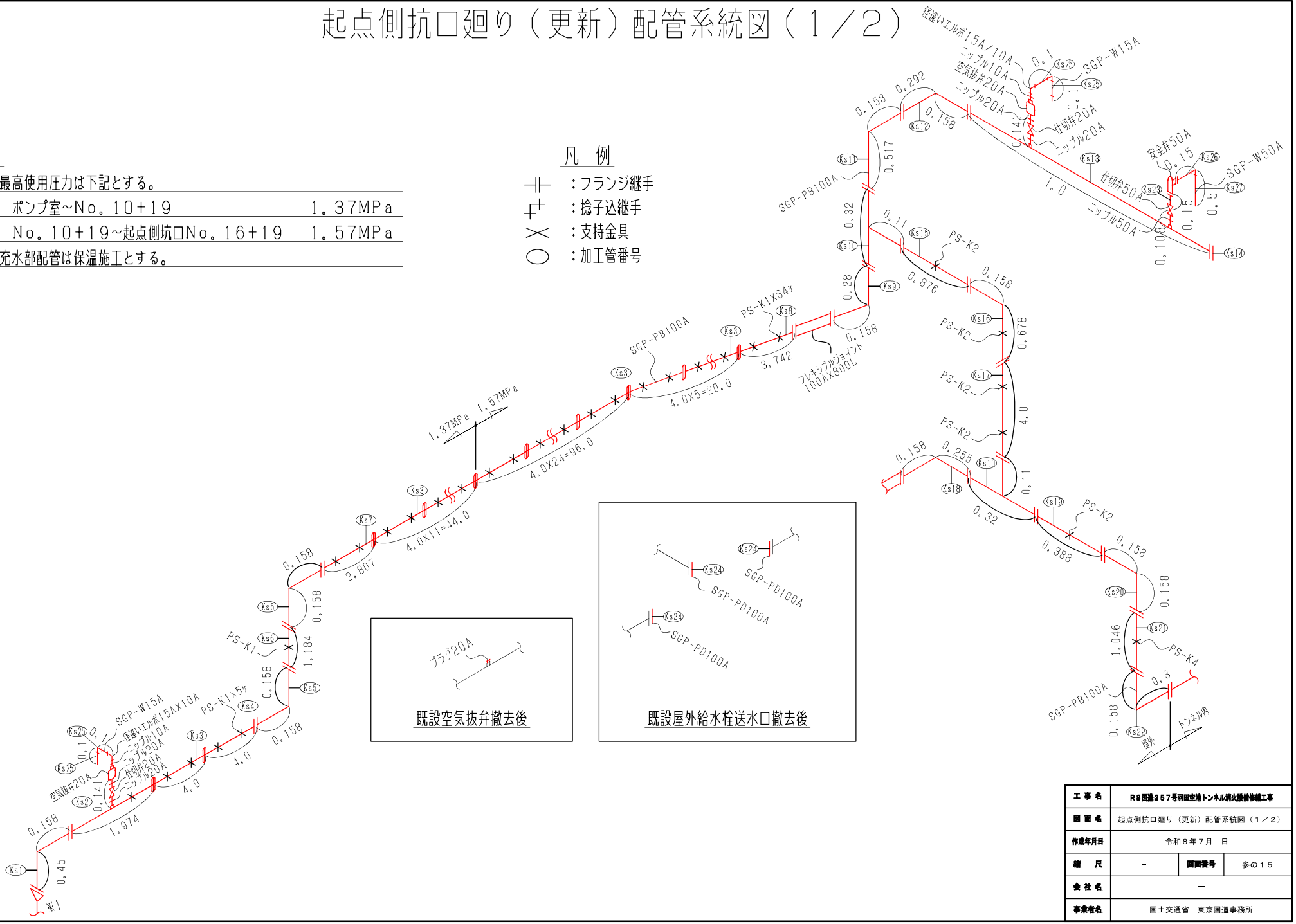
１．最高使用圧力は下記とする。

ポンプ室~No．10+19	1．37MPa
No．10+19~起点側坑口No．16+19	1．57MPa

２．充水部配管は保温施工とする。

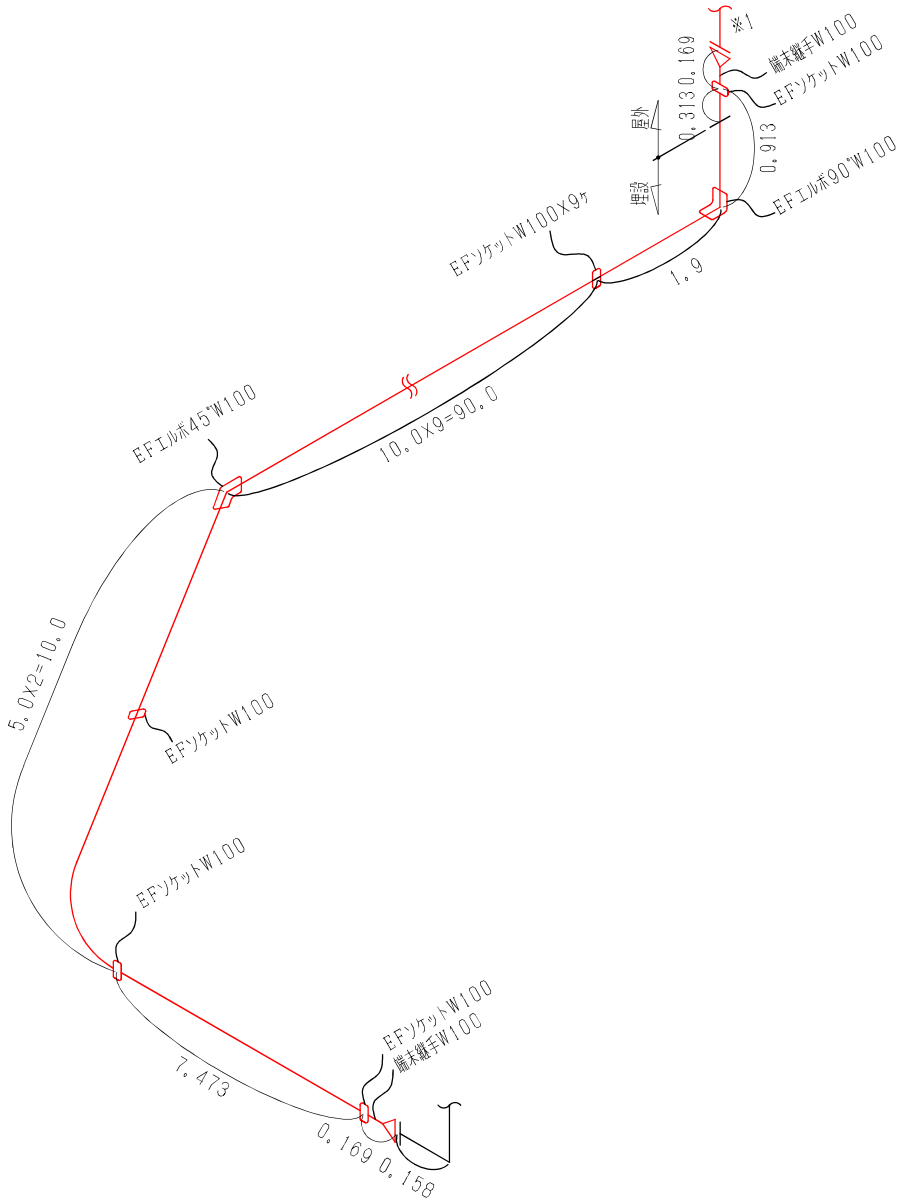
凡　例

- ：フランジ継手
- ：捻子込継手
- ：支持金具
- ：加工管番号



工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	起点側抗口廻り（更新）配管系統図（１／２）		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮　尺	-	図面番号	参の１５
会社名	ー		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

起点側抗口廻り（更新）配管系統図（２／２）



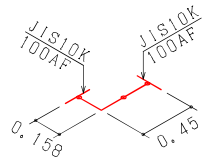
凡　例

- ：フランジ継手
- ：捻子込継手
- ：支持金具
- ：加工管番号

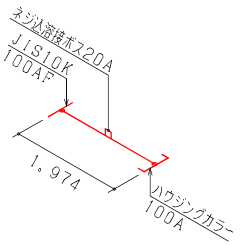
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	起点側抗口廻り（更新）配管系統図（２／２）		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	－	図面番号	参の１６
会社名	－		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

起点側抗口廻り（更新）加工管表（１／３）

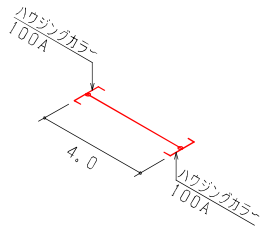
Ks1 SGP-PB



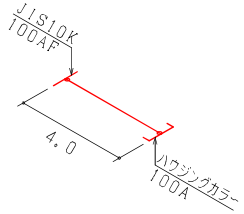
Ks2 SGP-PB



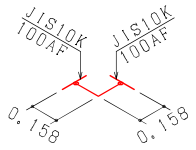
Ks3 SGP-PB



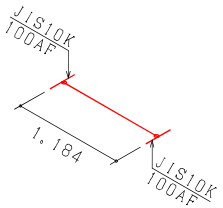
Ks4 SGP-PB



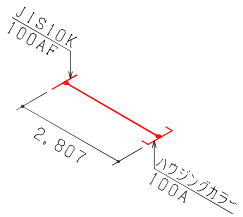
Ks5 SGP-PB



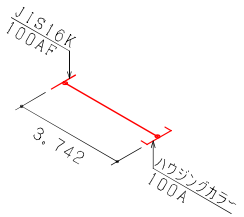
Ks6 SGP-PB



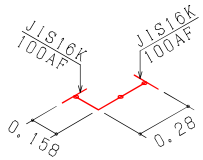
Ks7 SGP-PB



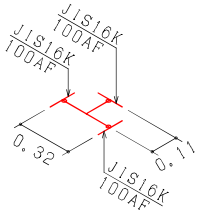
Ks8 SGP-PB



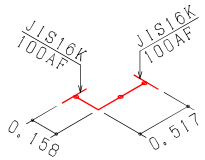
Ks9 SGP-PB



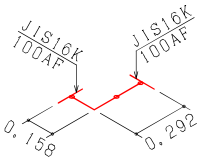
Ks10 SGP-PB



Ks11 SGP-PB



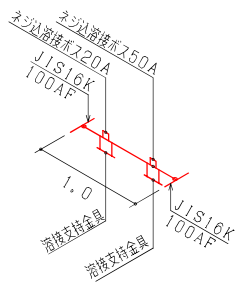
Ks12 SGP-PB



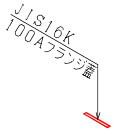
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	起点側抗口廻り（更新）加工管表（１／３）		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	-	図面番号	参の１７
会社名	ー		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

起点側抗口廻り（更新）加工管表（２／３）

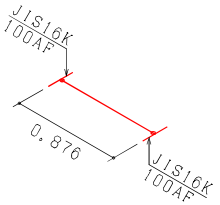
Ks13 SGP-PB



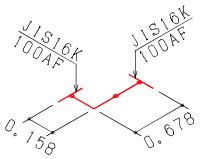
Ks14 SGP-PB



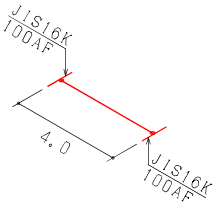
Ks15 SGP-PB



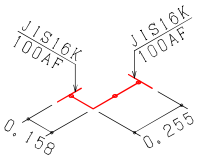
Ks16 SGP-PB



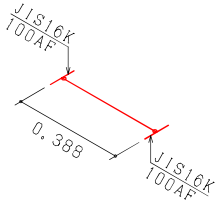
Ks17 SGP-PB



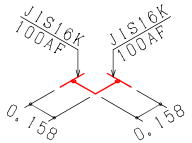
Ks18 SGP-PB



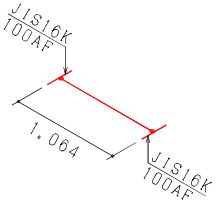
Ks19 SGP-PB



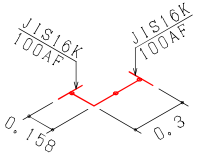
Ks20 SGP-PB



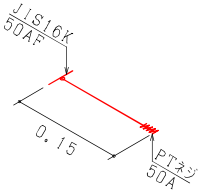
Ks21 SGP-PB



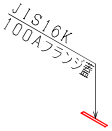
Ks22 SGP-PB



Ks23 SGP-PB

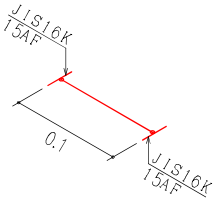
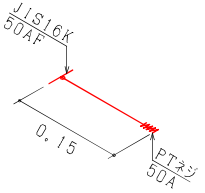
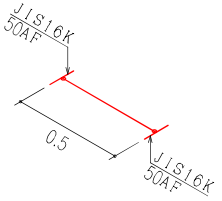


Ks24 SGP-PD



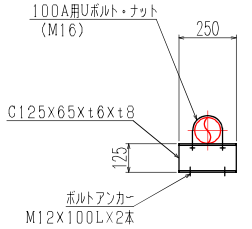
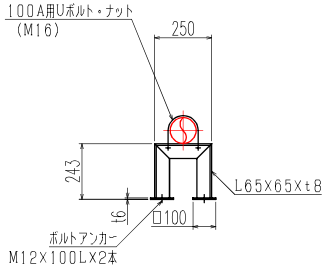
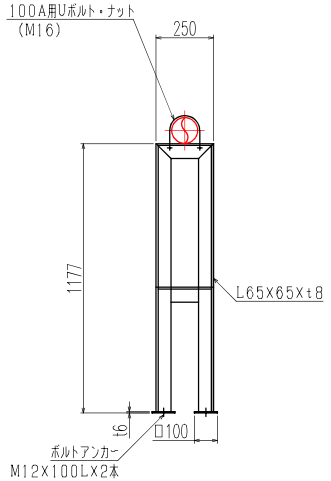
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	起点側抗口廻り（更新）加工管表（２／３）		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	-	図面番号	参の１８
会社名	ー		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

起点側抗口廻り（更新）加工管表（３／３）

Ks25 SGP-W 	Ks26 SGP-W 	Ks27 SGP-W 			

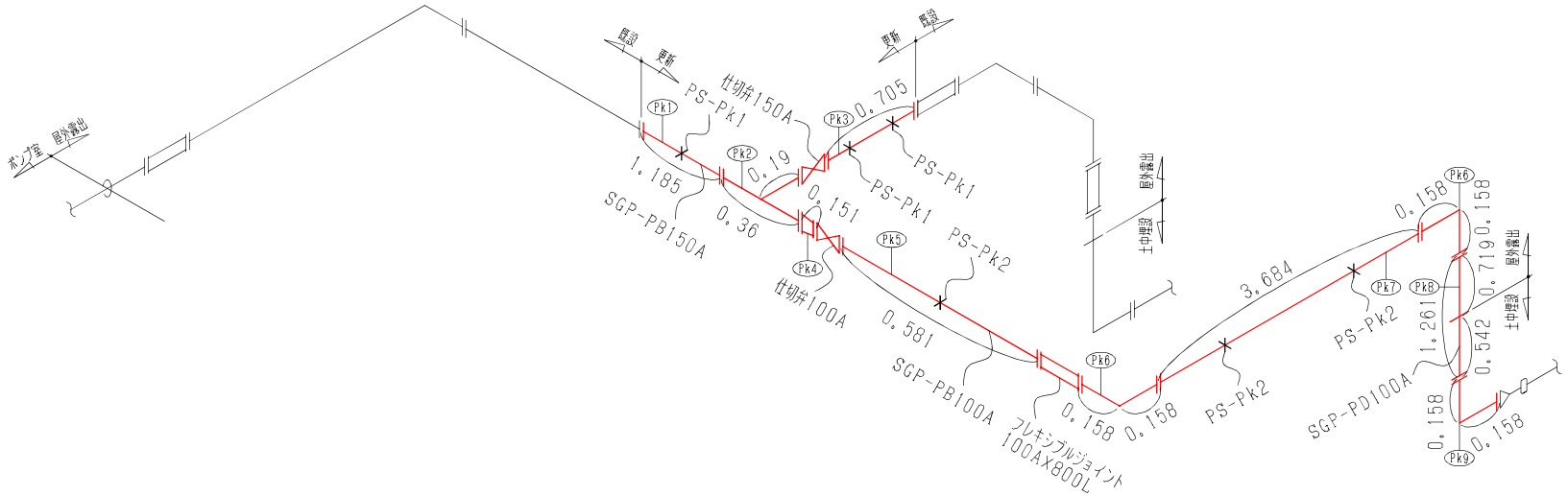
工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	起点側抗口廻り（更新）加工管表（３／３）		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	-	図面番号	参の１９
会社名	ー		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

起点側抗口廻り（更新）鋼製金物重量内訳図

PS-K1	PS-K2	PS-K4
		
鋼材 C125X65Xt6Xt8	鋼材 L65X65Xt8	鋼材 L65X65Xt8
	(0.243-0.006)X2+0.25=0.724m	(1.177-0.006)X2+0.25+0.25=2.842m
0.25mX13.4kg/m=3.350kg	0.724mX7.66kg/m=5.54584≒5.546kg･･･A	2.842mX7.66kg/m=21.76972≒21.770kg･･･A
	PL t6~2枚	PL t6~2枚
	0.1X0.1X0.006X7850kg/m³X2=0.942kg･･･B	0.1X0.1X0.006X7850kg/m³X2=0.942kg･･･B
	合計重量 A+B=6.488kg	合計重量 A+B=22.712kg
100A用Uボルトナット M16X1本	100A用Uボルトナット M16X1本	100A用Uボルトナット M16X1本
ボルトアンカー M12X100LX2本	ボルトアンカー M12X100LX2本	ボルトアンカー M12X100LX2本

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	起点側抗口廻り（更新）鋼製金物重量内訳図		
作成年月日	令和８年７月　日		
縮尺	-	図面番号	参の２０
会社名	ー		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

ポンプ室廻り（更新）配管系統図



凡　例

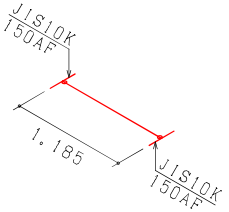
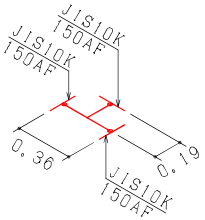
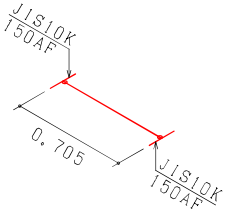
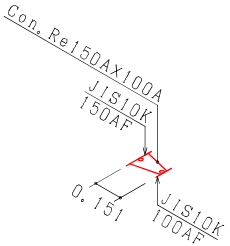
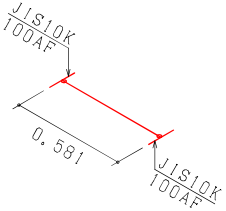
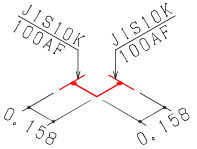
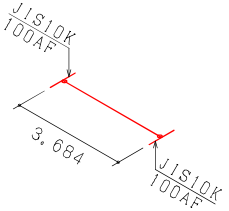
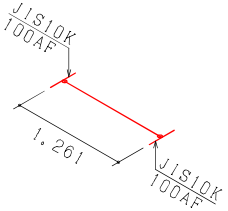
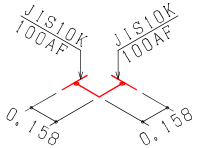
- ：フランジ継手
- ：捻子込継手
- ：支持金具
- ：加工管番号

注記

1．最高使用圧力は1．37MPaとする。
2．充水部屋外露出配管は保温施工とする。

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	ポンプ室廻り（更新）配管系統図		
作成年月日	令和8年7月　日		
縮尺	-	図面番号	参の21
会社名	―		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

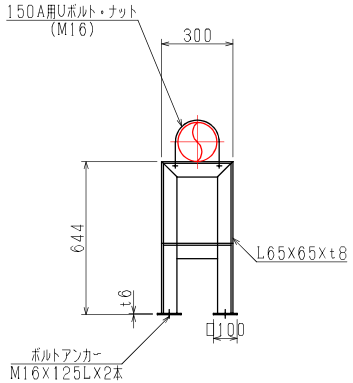
ポンプ室廻り（更新）加工管表

Pk1 SGP-PB	Pk2 SGP-PB	Pk3 SGP-PB	Pk4 SGP-PB	Pk5 SGP-PB	Pk6 SGP-PB
					
Pk7 SGP-PB	Pk8 SGP-PD	Pk9 SGP-PD			
					

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	ポンプ室廻り（更新）加工管表		
作成年月日	令和8年7月　日		
縮　尺	-	図面番号	参の22
会社名	ー		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

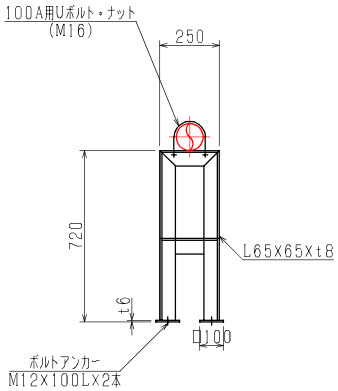
ポンプ室廻り（更新）鋼製金物重量内訳図

PS-Pk1



鋼材 L65X65Xt8
(0.644-0.006)X2+0.3+0.3=1.876m
1.876mX7.66kg/m=14.37016≒14.370kg･･･A
PL t6~2枚
0.1X0.1X0.006X7850kg/m³X2=0.942kg･･･B
合計重量 A+B=15.312kg
150A用Uボルトナット M16X1本
ボルトアンカー M16X125LX2本

PS-Pk2

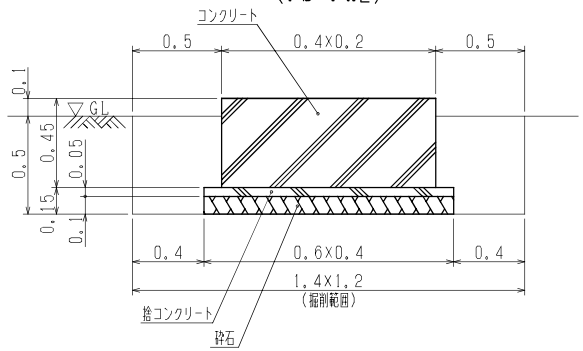


鋼材 L65X65Xt8
(0.72-0.006)X2+0.25+0.25=1.928m
1.928mX7.66kg/m=14.76848≒14.768kg･･･A
PL t6~2枚
0.1X0.1X0.006X7850kg/m³X2=0.942kg･･･B
合計重量 A+B=15.71kg
100A用Uボルトナット M16X1本
ボルトアンカー M12X100LX2本

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	ポンプ室廻り（更新）鋼製金物重量内訳図		
作成年月日	令和8年7月　日		
縮尺	-	図面番号	参の23
会社名	ー		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		

ポンプ室廻り（更新）土木内訳図

基礎
(PS-Pk2)



掘削
1.4X1.2X0.5=0.84m³

残土処理
0.4X0.2X(0.45-0.1)+0.6X0.4X0.15=0.064m³

埋戻し
0.84-0.064=0.776m³

コンクリート
0.4X0.2X0.45=0.036m³

捨コンクリート
0.6X0.4X0.05=0.012m³

砕石
0.6X0.4X0.1=0.024m³

型枠
2X(0.4+0.2)X0.45+2X(0.6+0.4)X0.05
=0.64m²

工事名	R8国道357号羽田空港トンネル消火設備修繕工事		
図面名	ポンプ室廻り（更新）土木内訳図		
作成年月日	令和8年7月　日		
縮尺	-	図面番号	参の24
会社名	ー		
事業者名	国土交通省　東京国道事務所		